

令和 2 年第 2 回定例会

河津町議会会議録

令和 2 年 6 月 9 日 開会

令和 2 年 6 月 10 日 閉会

河津町議会

令和二年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和二年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和 2 年河津町議会第 2 回定例会会議録目次

第 1 号 (6月9日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	6
○一般質問	12
渡 邊 弘 君	13
渡 邊 昌 昭 君	31
遠 藤 嘉 規 君	42
上 村 和 正 君	61
○散会の宣告	82
○署名議員	83

第 2 号 (6月10日)

○議事日程	85
○出席議員	86
○欠席議員	86
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者	86
○事務局職員出席者	86
○開議の宣告	87

○議事日程の報告	87
○一般質問	87
桑原 猛 君	88
大川 良 樹 君	98
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○報告第1号の上程、説明、質疑	118
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
○議員派遣の件	175
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	175
○閉会の宣告	176
○署名議員	177
○議案等審議結果一覧	179

第 1 日

6 月 9 日（火曜日）

令和2年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年6月9日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|---------------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 土屋晴弥君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 後藤幹樹君 |
| 企画調整課長 | 木村吉弘君 | 町民生活課長 | 土屋典子君 |
| 健康福祉課長 | 稲葉吉一君 | 産業振興課長 | 村串信二君 |
| 建設課長 | 山本博雄君 | 水道温泉課長 | 中村邦彦君 |
| 教育委員会
事務局長 | 川尻一仁君 | 会計管理者
兼会計室長 | 渡辺音哉君 |
-

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 大川知寛

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋 貴君） おはようございます。

会議開催前に一言、町民の皆さんにお願いを申し上げます。

第2回定例会におきまして、コロナ対策のために、傍聴等につきましては、別室で傍聴していただくというような形で変則的な運営になりますけれども、コロナ対応のためということでご理解を賜り、ご協力をいただきたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） これより令和2年河津町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 貴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

10番、稲葉静君、11番、宮崎啓次君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（土屋 貴君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、6月4日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より6月10日までの2日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

明日10日は、一般質問2名、専決案件、報告案件、条例案件、補正予算の審議をお願いしたいと思います。

なお、11日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より6月11日までの3日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

◎諸般の報告

○議長（土屋 貴君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告の資料をお目通しいただきたいと思います。

河津町議会第2回定例会、諸般の報告。

第2回定例会が開催されるに当たり、令和2年第1回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1つ、議会議長会の事業について。

5月22日、賀茂郡町議会議長会総会及び議長会議が当町で開催され、出席をしました。

協議内容については、

①令和元年度事業報告及び決算認定について。

②令和2年度補正予算について。

③令和2年度事業について。

④賀茂郡議員研修について。

⑤議会運営上の諸問題について

等が協議をされました。

5月28日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会総会議事が書面決議に付され、表決しました。

同日、伊豆縦貫自動車道「河津下田道路」及びアクセス道路建設促進期成同盟会総会議事が書面決議に付され、表決しました。

5月29日、静岡県地方議会議長連絡協議会の定期総会議事が書面決議に付され、表決いたしました。

6月1日、静岡県町村議会議長会総会及び議長会議議事が書面決議に付され、表決しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

4月20日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席をしました。

同日、議員月例会を開催し、年間の予定や情報伝達の方法についての確認を行いました。

4月21日、町に対し、新型コロナウイルス感染症に関する議会要望書を提出しました。

5月21日、議員月例会を開催し、議員全員が出席し、伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域振興計画・河津桜まちづくり計画・水道料金の改定について研修をしました。

6月2日、議会全員協議会を開催し、第2回定例会の議案について町からの説明を受けました。

例月出納検査結果についてご報告します。

3月26日、令和2年2月分出納検査報告書を受領しました。

4月24日、令和2年3月分の出納検査報告書を受領しました。

5月27日、令和2年4月分の出納検査報告書を受領しました。

議会運営委員会について申し上げます。

6月4日、議会運営委員会を開催し、令和2年第2回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会について申し上げます。

3月22日、3月31日、4月8日、議会広報編集委員会を開催し、第1回町議会定例会の広報紙面作成・発行作業を行いました。

6月4日、議会広報編集委員会を開催し、第2回町議会定例会の内容につき広報紙作成打合せを行いました。

常任委員会関係についてご報告します。

3月27日、第2回河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任副委員長及び委員1名が出席しました。

3月31日、第2回河津町社会教育委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

同日、河津町立文化の家運営協議会が開催され、第2常任委員長が出席をしました。

4月15日、河津町自衛隊協力会理事会が開催され、第1常任正副委員長が出席をしました。

5月22日、河津町共同募金委員会運営委員会及び社会福祉法人河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

5月27日、第1回河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任副委員長及び委員1名が出席をしました。

同日、河津町国民健康保険運営協議会議事が書面決議に付され、表決しました。

議長に要請のあった諸会合等についてご報告します。

3月18日、河津町交通安全対策委員会が開催され出席をしました。

4月6日、「春の交通安全運動」街頭広報が河津駅周辺で行われ、議員とともに出席をしました。

5月1日、下田警察署管内防犯協会総会議事が書面決議に付され、表決しました。

5月29日、伊豆縦貫自動車道「天城峠道路」及びアクセス道路網建設促進期成同盟会総会議事が書面決議に付され、表決をしました。

同日、国道414号整備促進期成同盟会総会議事が書面決議に付され、表決をいたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（土屋 貴君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たりまして、3月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、世界規模で感染拡大し、国内においても新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が4月7日に発出され、町では全管理職と下田地区消防組合職員で構成された新型コロナウイルス感染症対策本部を同日設置しました。同本部会議では、国・県等からの情報収集を行い、町内の状況を踏まえ方針を決定し、感染予防のための情報提供や営業施設の自粛、休業を要請してきました。ご存じのとおり、国の緊急事態宣言は5月25日をもって解除となりましたが、感染第2波も心配されることから、町では引き続き対策本部を設置して対策を継続しているところです。

町内経済が停滞して、これまでに経験したことのない苦しい状況であることを勘案し、町では独自に支援制度を設け、休業要請にご協力をいただいた営業施設への協力金や、業績が悪化している小規模事業者への緊急支援金、県制度融資を利用した事業者への経済変動対策貸付金利子補給金を交付して支援させていただいております。関係経費につきましては、専決処分による補正予算を計上して対応しております。

また、本定例会に、町内経済対策のため地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券発行関連の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

町民の皆様におかれましては、国が提言しています「新しい生活様式」の受入れを積極的に行っていただき、ご自身の感染予防をはじめ、町内で発症させない行動をお願いいたします。

町では、町有施設等の使用に係るガイドラインを作成して、施設の管理運営を行ってまいります。

職員の人事異動について申し上げます。

4月1日付で37名の人事異動を発令しました。

令和元年度の退職者は3名で、その補充や河津町第4次総合計画の着実な推進に適した体制強化と、良質な住民サービスを提供できるような組織力の向上を推進するための配置として、一般事務職員5名を新規採用しました。また、近年の異常気象等に対する町の防災力強化の観点から、緊急時の初動対応・体制への支援要員として、6名の職員に総務課兼務辞令を発令しました。職員派遣につきましては、伊豆半島ジオパーク推進協議会へ引き続き職員

1名の派遣をしております。本定例会に人事異動に伴う職員給与費の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

寄附金の採納について申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしい」と河津建設株式会社及び当町の行政情報システム導入先であります株式会社TKCから寄附の申出があり、両社からそれぞれ100万円の寄附金を採納しました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

防災関係について申し上げます。

大雨などの自然災害に備え、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、避難所へ消毒液を配布しました。また、避難時はマスクを持参するなど、基本的な感染予防対策を徹底していただくよう、回覧等で周知しました。

消防団関係について申し上げます。

令和元年度末で加藤友紀団長が退任され、今年度から稲葉克己団長が就任しました。今年度の消防団活動は、新型コロナウイルス感染症対策により、4月からの訓練及び資機材点検等も従来どおり行えない状況でございますが、災害時には迅速に対応できるよう徹底しておりますので、町民の皆様には引き続き消防団活動についてご理解とご協力をお願いいたします。

河津バガテル公園再生事業について申し上げます。

河津バガテル公園再生事業を進めるに当たり、第12回河津バガテル公園再生検討委員会を4月9日に開催いたしました。委員会では、再生を進めるための資金確保するため、ふるさと納税の拡充を図りながら資金確保をしていくこととなりました。本定例会に今後の再生に向けた関係補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

コミュニティセンター耐震対策事業について申し上げます。

津波に対する耐浪性の確保も含めて検討してきたところですが、耐浪性確保には相当額の費用が必要であることが判明したため、耐浪補強は行わず耐震補強のみで実施することとしました。

また、各階の間仕切り壁がブロック造となっており、大規模な地震時には倒壊の可能性があり、また、外階段は補修で対応できるものと考えておりましたが、鉄骨の腐食等が著しく進んでいることが判明しましたので、今回の耐震補強工事に追加して実施する考えであります。本定例会に補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

町政地区懇談会について申し上げます。

情報公開と町民参加のまちづくりを推進するため毎年開催し、まちづくりの理念と町が置かれている状況や今年度取り組む主要事業を紹介しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、やむなく中止としました。今後、新型コロナウイルスの状況を把握しながら、開催等について検討したいと考えております。

特別定額給付金事業について申し上げます。

特別定額給付金は、4月27日の基準日時点で住民基本台帳に記載されている全国民に対して1人当たり10万円を給付するものです。町では、5月12日に3,330世帯7,086人に対して申請書を郵送しました。申請の受付期間は5月18日から8月17日までの3か月間で、郵送申請、オンライン申請及び窓口申請で受け付けています。6月8日現在の給付世帯数及び給付額は、2,904世帯、6億3,630万円、給付額で89.8%となっております。申請期限を過ぎますと受給することができなくなりますので、早めの申請をお願いいたします。経費については、専決処分による補正予算を計上し対応しております。

ふるさと納税推進事業について申し上げます。

昨年度の寄附件数は2,063件で、寄附総額9,816万円、前年度対比46.2%の増となりました。増額の要因は、ポータルサイトを増やしたことや、事業者のご理解とご協力により返礼品に宿泊補助券の拡充ができたことによるものと推測をしております。

町税の収納状況について申し上げます。

4月末現在の町税収納につきましては、令和元年度現年分収入額10億175万1,000円、滞納繰越分収入額1,429万2,000円、全体では収入額10億1,604万3,000円、徴収率は94.53%で前年度より0.55ポイント増加しています。

国民健康保険税につきましては、令和元年度現年分収入額2億146万7,000円、滞納繰越分収入額1,428万6,000円、全体では収入額2億1,575万3,000円、徴収率は87.27%で前年度より0.69ポイント増加をしています。

賀茂地域全域における収納対策として、平成28年度に発足した賀茂地方税債権整理回収協議会による1市5町での共同徴収に引き続き取り組み、滞納額縮減を進めました。

さらに、徴収困難な事案については、静岡地方税滞納整理機構に移管しており、4月末現在で10件、金額821万7,000円の移管に対し、徴収金額590万3,000円、徴収率は71.84%の実績となっております。

子育て世帯への臨時特別給付金交付事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、対象児童1人につき1万円を子育て

て世帯への臨時特別給付金として6月下旬頃給付する予定です。経費については、専決処分による補正予算を計上し対応しております。

国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当給付事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、感染症療養のため仕事ができなくなった場合に、健康保険から傷病手当として支給される制度を創設します。休養した日から起算して3日を経過した日から休養していた日の給与の3分の2程度を支給するものです。必要な条例改正と補正予算を本定例会に上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

風疹に関する追加的対策について申し上げます。

国が行っております風疹に関する追加的対策ですが、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、昨年度抗体検査、予防接種を公費で受けなかった方を対象に、4月中旬に案内状と受診券を発送しました。公費で行える期間は令和3年度までとなっております。対象の方は積極的な検査・予防接種の実施をお願いいたします。

保育事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染者が近隣市町で発症したことや、国の緊急事態宣言を受け、4月16日から5月17日まで町内私立の保育園、家庭的保育事業所、事業所内保育所へ保育事業の自粛を要請しました。

また、放課後児童クラブについても、同じ期間、休所としました。

なお、いずれの施設においても、特殊事情により保育がどうしても必要な子供については、保育を継続実施する措置を取りました。

特定健康診査・各種がん検診事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、3つの密を避けるための環境対策が十分にできないとの理由から、不特定多数を対面で医師が診察する特定健康診査及び検診車内密閉空間で行われる集団がん検診は、委託事業者の意向により当面の間延期しております。実施日程が決まり次第お知らせしていきます。

なお、6月22日に行う予定の婦人科検診は、できる限りの対策を取りながら実施をする予定です。

河津桜まつり実行委員会補助金について申し上げます。

昨年度の第30回河津桜まつりについては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、入り込み客数は52万2,000人止まりで、河津桜まつり実行委員会の運営収支は、駐車場収入の減等により支出超過となりました。河津桜まつりの今後の継続的な実施のため本定例会に補正

予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道につきましては、今年度の国予算で全体事業費96億5,000万円が決定しております。そのうち河津下田道路（Ⅱ期）区間の事業費は89億4,000万円で、全体事業費に占める割合も多く、さらなる工事の進捗を期待しているところです。工事の本格化に伴い近隣の皆様にはご迷惑をおかけしますが、引き続き地権者をはじめ関係者、近隣の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

天川橋の通行止めについて申し上げます。

町道下佐ヶ野清水沢下天川線に架かる天川橋については、昨年の台風により橋台などに著しい損傷が見られたため、現在、全面通行止めとしております。今後は、橋の状況を詳しく調査し、必要性も含めて検討していきます。近隣住民の皆様にはご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

学校関係について申し上げます。

4月9日から幼稚園・小・中学校で休園休校としていましたが、緊急事態宣言解除を受け、5月25日から再開しました。再開に当たり分散登校日を設け、子供たちの準備態勢を取るとともに、感染症対策として学校再開ガイドラインを作成して子供たちの感染を防ぎ、感染状況を悪化させないよう工夫改善をしながら学校運営をしています。また、学習面では、これまでの休校期間の学習を補うため学期間の休みを短縮させていただき、子供たちの学習時間の確保をしていきます。

各学校体育施設及びB&G体育館について申し上げます。

各学校体育施設及びB&G体育館については、4月9日から5月31日まで使用を禁止としました。6月1日から施設の開放をしておりますが、施設利用者に対して、体調管理、使用時の十分な距離の確保や練習での位置取り、スポーツ用具の管理等についてのガイドラインを作成して感染予防に努めています。

文化の家図書館について申し上げます。

文化の家図書館についても休館を行い、5月26日に再開しましたが、発熱のある方の入場を制限し、本の貸出し、返却のみとしております。また、生涯学習室の利用については、定員数を定めるなどガイドラインを作成して、6月1日から貸出しを行っております。ご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

入札結果について申し上げます。

4月22日に実施をした地籍調査業務委託（大鍋Ⅰ・梨本）及び地籍調査業務委託（大鍋Ⅱ）は、2件とも株式会社フジヤマ沼津営業所が落札し、それぞれ1,111万円と363万円で契約しました。

4月23日に実施をした地籍調査に伴う軽4輪車短期リースは、太陽建機レンタル株式会社下田支店が落札し、月額3万7,400円で契約しました。

5月13日に実施をした浜・笹原街路樹管理業務委託は、植信造園が落札し385万円で、河津町立学校給食センター自家発電機設置工事実施設計業務委託は、株式会社U設計集団いなば建築設計室が落札し132万円で、下河津漁港（見高地区）しゅんせつ業務委託は、山内組が落札し、396万円でそれぞれ契約をしました。

5月27日に実施をした河津町高齢者保健福祉計画等策定業務委託及び河津町健康増進計画策定業務委託は、2件とも株式会社サーベイリサーチセンター静岡事務所が落札し、それぞれ190万3,000円と226万6,000円で契約をしました。

報告は以上のとおりでございます。

私は、新型コロナウイルスの感染症対策に万全を期し、皆さんと情報を共有しながら、子供からお年寄りまで安心して生き生きと暮らしていけるまちづくりを目指してまいります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 町長の行政報告が終わりました。

10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合は、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

9番、渡邊弘君、3番、渡邊昌昭君、4番、遠藤嘉規君、5番、上村和正君、2番、桑原猛君、1番大川良樹君。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君の一般質問を許します。

渡邊弘議員。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） おはようございます。9番、渡邊弘でございます。

早速でございます。令和2年第2回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

その前に、今年に入りコロナウイルスの感染という世界の大災害を経験させていただいております。多くの方がコロナウイルスに感染され、多くの方が亡くなられています。感染された方たちにはお見舞いを申し上げるとともに、お亡くなりになられた方たちには哀悼の意を表します。この現状の最前線で立ち向かっている医療従事者の方、命をかけての闘いをしています。本当に敬意を表します。

まだ、この災害は終わっておりません。災害、感染予防にはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

私の質問は次のとおりです。

1件目、新型コロナウイルス感染症対策と対応について。2件目、バガテル公園再生事業について。町長及び担当課長の答弁を求めます。

新型コロナウイルス感染症対策と対応について質問をいたします。

今年に入り、コロナウイルスの感染が発生し、国全体で大災害に見舞われております。河

津町においては幸い感染者を出さずに現在に至っております。しかし、現状において、いつ発生してもおかしくない状況が続いております。国も、各地方自治体に対策と対応をする方向を打ち出しております。ついては、町としての対策の内容をお示しいただきたいと思っております。

まず、感染症予防対策、経済対策、学校対策、保育・子育ての対策、介護関係・高齢者の対策、コロナウイルスの感染症対策本部に専門家の意見を参考にしているのか、そのような対応、以上、少し細かいですけれども、町の対策と対応をお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の新型コロナウイルスの感染症対策と対応について答弁をいたします。

対策の内容でございますが、これまで状況に応じて数々の対策を行ってきました。お尋ねの諸対策についてもこれまで行ってきておりますが、私のほうから、基本的な考え方ですとか、これからの取組について答弁させていただきます。

まず、これまで多くの感染された方々にお見舞いと、残念ながら亡くなられた皆様方に、私のほうからもお悔みを申し上げます。また、医療関係の皆様を含め、多くの関係者が日々の努力をされて奮闘してございます。ご努力に感謝申し上げます。

また、町民の皆様におかれましては、目に見えない新型コロナウイルスの脅威ですとか、感染力によりまして、ご心配、ご苦労、ご負担をおかけして、大変な事態での日々の生活であらうかと思っております。さらに子育てですとか、お仕事、ご商売においても多大な影響をしており、先行きを心配していることとお気持ちをお察しいたします。

町としても、国や県の動向や情報をつかみながら、今後も、その時々で判断をしながら対応をまいります。ホームページをはじめ、できるだけ町からの情報をいろいろな手段を使ってお伝えすることに努めておりますが、町の情報以外に、時としてデマ情報が拡散することも考えられますので、惑わされることのないようお願いいたします。

それでは、具体的な組織体制について、まず申し上げます。

2月28日に、教育、健康福祉、産業振興、総務の各課による第1回関係部署会議を開催しまして対応を協議しました。その後、3月30日に2回目を開催しました。

4月7日に、国で7都道府県に緊急事態宣言を発令しましたので、同日17時43分に町の災害対策本部を立ち上げました。翌日に第1回の感染症対策本部会議を開催し、特別措置法に基づく町の行動計画によりまして、全管理職と消防組合とで組織し、これまで7回を開催し

まして、それぞれの状況に応じた対応をしてきております。

5月25日に、国の緊急事態宣言が全国で解除されましたが、今後は、町として任意の対策本部と変更して対応をしてまいります。

ご質問のコロナウイルスの感染症対策本部に専門家の意見を参考にしているかとの件でございますが、専門家の意見等については、それぞれの所管課で情報収集や、県などの調整を行った対応をしておりまして、特に意見を直接聞くことはしておりません。

私は、今回の新型コロナウイルスの対策は、従来の災害と同じような考え方で取り組んできましたが、唯一、他の災害と違うのは、被害が目に見えてこないことであります。その時点でどのような対応をすることが一番よいのか、その時々での判断で対応するしかございません。そして、先行きが不透明でありまして、感染被害防止と経済対策を場合によっては同時にやらなくてはならないと、大変複雑で多岐にわたった対策が必要であると思っております。これまでは何よりも町民の命を守るための対策を最重点に考えまして、感染防止のための休業や、自粛の要請やお願いが多くなってきました。これからは基本を守りながら、日常の経済活動が維持されるように努めたいと考えております。

これまでの主な対策でございますが、感染予防対策、特に県による休業要請発令を受けまして、首都圏などからの移動者抑制対策として、旅館、ホテル業、飲食店、観光施設への町からの休業要請を4月29日から5月6日、5月9日から17日までと2回にわたり行い、それぞれ20万円と10万円の協力金を支給しております。

また、事業者支援として、国の制度融資に係る県の利子補給制度に併せまして、町でも協調して上乘せをしまして、無利子無担保の利子補給といたしました。

また、小規模事業者が、緊急的に多大な影響を受けて存続も難しい現状を少しでも緩和するために、一定条件の下、売上げ減少の事業者に一律10万円について、商工会を通して支援することとしました。

さらに、町内の経済対策として、商工会で発行する20%のプレミアムのついた総額6,600万円の商品券へのプレミアム分の補助なども、今定例議会で補正予算で計上しております。

これ以外でも、国から国民に特別定額給付金が一律10万円、また、売上げ減少が大きい中小企業者や、一次産業事業者や、個人事業者などにも100万円から200万円の持続化給付金なども申請により支給されます。そのほかにも、国の関係省庁や県による数々の制度について、できるだけ周知されるよう努めております。

これらの状況を踏まえまして、今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていく

ために、引き続き個々の対策はもちろんでございますが、事業所においては、提供するサービス場面ごとに予防を検討し、実践して下さるようお願いいたします。各施設においては、人と接触をできるだけ避け、対人距離の確保など基本事項の対応をお願いいたします。

国では、新しい生活様式の提案がなされ、これからは日常生活での注意が大事でありまして、1つ目として感染しない距離を保つ、2つ目としてマスクの着用、3つ目として小まめの手洗いなど、具体的に示されておりますので、実践をよろしくをお願いいたします。

現状では、皆さんの行動により感染者が少数となったとしても、再度感染が拡大する可能性もあります。長期間の感染拡大を予防するためには、新しい生活様式に移行していく必要があります。一人ひとり自ら感染から守るだけでなく、周囲に感染を拡大させないことが不可欠でございます。これからも、ご自身のみならず、大切な家族や友人、町民の命を守るために、警戒宣言が解除されても気を引き締めて、再度の感染拡大防止に向けてご協力をお願い申し上げます。

お尋ねの個々の対策内容については、教育長及び担当課長より答弁いたします。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 渡邊議員の学校への対応について、私のほうからお答えをさせていただきます。

3月から引き続き4月9日から5月24日まで休校とし、5月25日から学校を再開いたしました。幼稚園や小・中学校の休校や再開については、子供たちの命や健康を守るということを基本に、次のような手続で対応を行いました。

一番最初には、事務局のほうで関連事項の情報収集を行い、情報の把握、整理を行っております。

それを受けて、河津町園長校長会を開催し、情報を寄せ合い、具体的な対応の協議、立案を行いました。

その後、臨時の教育委員会を開催し、校長会の具体的対応案の検討、確認、承認を得て、教育委員会の対応案といたしました。

4番目に、それを受けて、町の対策本部において教育委員会の対応案を確認し、町の方針として対応をしていくことといたしました。

急な休校要請など時間が限られている中で、このような過程を通して対応をしてまいりました。

保護者の方々へは文書でお知らせをし、ご理解、ご協力をお願いしてまいりました。ご家

庭の皆さんには真摯に対応をしていただきました。長期間の休校措置で大変なご負担をおかけいたしましたけれども、本当にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

ただ、まだ第2波、第3波の心配もごございます。今後も、各学校関係諸機関と連携を密にして、子供たちの命や健康を守るための対応を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私からは、感染予防対策、保育・子育て対策、介護関係・高齢者対策について説明をさせていただきます。

感染予防対策でございますが、まず、1月から新型コロナウイルス感染症拡大について報道され始めまして、河津桜まつりの開催を控えた中で、対策について関係各機関で協議いたしております。宿泊業者、桜まつり出店者などへの注意喚起と、感染症予防対策の徹底を依頼いたしました。町民に対しましては、2月5日に回覧及び有線テレビ放送、町のホームページでの注意喚起を行ってございます。

以降、感染症予防対策の最新情報を、町ホームページ更新、防災メールでの注意喚起を行ってまいりました。また、賀茂地区内の感染者が初めて確認をされまして、国の緊急事態宣言が発令されました4月8日には、町長から町民に向けての緊急メッセージを新聞チラシ、ホームページ等で発信をいたしまして、注意喚起と感染予防についてお願いをしたところでございます。

4月中旬には、ゴールデンウィーク中の宿泊施設、飲食店、観光施設等の観光関係事業所への休業要請を行うとともに、町営観光施設の休業も実施をいたしまして、町民の方々のご協力を得ながら、町外からの来客数の縮減を図り、ウイルスの流入抑制施策を行ってまいりました。

その他、新型コロナウイルス対策本部会議で、各部署での対応を協議いたしまして、町内で感染者が発見された場合の対応や、町職員の行動制限、勤務体制等予防施策、町施設の利用制限など、感染症対策について努めてきたところでございます。

続いて、保育・子育て対策についてお答えいたします。

学校等が休校になる中、保育の必要な家庭への支援は必要との観点から、感染症対策を行いながら、通常どおり保育事業を行ってまいりました。賀茂地区での感染者数の拡大並びに国の非常事態宣言を受けまして、3つの密の環境での保育について、感染拡大の懸念も加味しまして、4月16日より町内私立事業所へは保育事業の自粛要請、放課後児童クラブにつき

ましては休所といたしたところでございます。

しかし、特殊事情にて保育が必要な家庭においては、保護者との相談の上、継続保育としたところでございます。

その後、国非常事態宣言の静岡県指定解除を受けまして、5月18日より通常の保育事業を要請、再開したところでございます。

続いて、介護関係・高齢者対策についてお答えいたします。

介護予防教室をはじめ認知症カフェ事業、シニアクラブ事業など、高齢者が集まる事業につきましては、3つの密での事業を行わないよう、3月より中止、自粛要請を行ってまいりました。しかし、施設介護、居宅介護、通所介護等サービスについては、サービス対象者や家族からの要望もあり、相談しながら、考えられる感染症対策を十分に行いながら、通常どおり実施しております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題として、このコロナウイルスの対策というのは実際問題として、初めての、町長もおっしゃいましたけれども、目に見えない災害と。要は、山が崩れたとかそういう災害でなくして、この町全体の中の災害という、経済も含めた災害でございますので。

そんな中で町民の不安は日一日と増してきて、町としての情報の提供が、実際問題、少ないように感じました。実際、町としては、今もお話いただきましたけれども、ホームページ、防災メール、また新聞、また回覧板等において情報を提供しているというお話をいただきましたけれども、実際、災害時なのに同報無線の活用がなされない。何でなされないのか。例えば、この1週間の感染者はおりませんとか、町民の方に感染の啓発をする意味でも、そのような無線の活用ができなかったのか、何でなのか、お伺いをしたいと思います。

あと、感染者発生に対して受入れ態勢の準備、下田賀茂地区におきまして、実際、新聞に出ていましたけれども、下田メディカルに4床、熱海に4床というような、そういう受入れ態勢のある病院があるというお話をいただきました。実際問題として、それを町としてオーバー、例えば賀茂地区ですと南伊豆から全部入るわけですがけれども、それに対してのオーバーした場合の受入れ態勢、例えば重症者でない人たちの受入れ態勢、そのようなことは対策本部のほうで検討されたのでしょうか、また、準備はされたのかお伺いしたいと思います。

あと、町内感染時における消毒、予防の備品など、対応はできていたのかお伺いします。

感染予防のため、4月29日から5月6日の間、宿泊業、飲食業、観光施設を運営する事業者を対象に休業要請をして、協力金として一律20万円を支給しました。なお、追加措置として、5月9日から5月17日まで第2期休業要請として一律10万円を支給しました。実際問題として、ここからまだ経済的に立ち直っていないというような方も考えられますが、今後については追加は考えていらっしゃるのでしょうか、伺います。

あと、申請が、休業した後日になるわけですがけれども、実際問題、休業したのかしないのか、どのような形で確認をされているのでしょうか、それも伺いたいと思います。

また、商工業者に緊急支援金として一律10万円の支給がなされました。それについては、まだまだ経済的に立ち直れない状況になっていますけれども、今後について追加は考えていらっしゃるでしょうか、お伺いをいたします。

あと、宿泊業、飲食業、観光事業者以外の小規模事業者においてもたくさんの被害を被っております。酒屋さん、魚屋さん、八百屋さん、クリーニング、スタンド、自動車屋さん、美容室、理容室、電気屋さん、洋品雑貨、建設業など、休業補償をしたと同様の減収に見舞われているのではないかなというふうに想像します。今後、支援策として経済対策に盛り込んで取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

緊急支援金の支給要件に、前年同月と比べ15%以上、10万円以上の減収とあります。1年未満の事業者が、河津町で新たに店も開いたりしている人もいらっしゃいますけれども、支給しない意味。要は、まだ半年しかたっていないから、売上げ減収していないだろうというような意味合いなのか、支給しない意味を教えてください。せっかくこれから、河津町で事業に取り組み出したのに、継続の芽を摘むようなことにはならないような政策が必要ではないかな。どうして支援ができないのかお伺いしたいと思います。

また、一次産業の事業者ですが、漁業者においては、高級魚、高級品目においては価格の下落が続いております。収入の減収になっております。農業従事者においては、スーパー流通商品においては、価格的にはまあまあ流通商品なんで動いていますけれども、しかし、カーネーションなどにおいても影響を受け、減収になっております。また、ワサビの生産者においては、出荷調整をして対応していると伺いました。もちろん減収になっております。一次産業にも目を向けた支援が必要だと思います。経済対策をお願いできませんでしょうか。

次に、学校対策は、休校、休園に当たる児童、園児に休み中の過ごし方などの指導の対応はどのようだったのでしょうか。開校時における学習カリキュラムなどの対応はどうでしょうか。また、学校内におけるの消毒、衛生面の対策、備品の提供、そのようなものはどのよう

な形で取り組まれていたのでしょうか。保育園における消毒、衛生対策は、町として確認をしているのでしょうか。保育ママさんなど、家庭的保育の衛生面対策、そのような確認はされているのでしょうか。

介護の状況においては、訪問介護、デイサービスにおける感染症対策はどのように対応していらっしゃるのでしょうか。

以上、ちょっと細かくなりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの内容の詳細についてお答えいたします。

お尋ねの内容の詳細及び現在の状況、今後の予定などにつきましては、後ほど教育長及び担当課長より詳しい答弁をさせます。

私のほうからは、議員から幾つかの個別の質問がありますので、まず、私のほうから個別の質問に対して答弁させていただきます。

それぞれの対応について、基本は、町の対策本部の行動計画がございまして、それにより対応を図っていることになっております。

まず、同報無線の活用のご件でございますが、先ほど申し上げましたが、情報の発信については、その都度、ホームページや回覧、新聞折り込み、農協有線テレビなどで周知を図ってまいりました。しかし、国ですとか県の方針により、町が対応しなければならない、例えば今回の場合ですと、休業要請協力金の関係など、緊急事態宣言の発令や県の休業要請の対応が直前に示されたために、国や県の方針により、町が対応しなければならないということが、緊急的に対応しなければならないというそんな状況もございました。できるだけ早めの対応には心がけましたけれども、周知等も遅くなったことも確かにあったと思います。

お尋ねの同報無線の活用のご件でございますが、対策本部の方針で、万が一の感染者が町内に出たときに限る方針で同報無線の活用については決めておりまして、現在までその使用は行っておりません。ただ、発信の内容にもよりますが、防災メール等の活用により周知することも行っております。

また、感染者の受入れ態勢の準備の関係でございますが、関係課の部署会議ですとか、対策本部会議の中でも話されておりますが、病床確保などの対応については、県が対応することになっておりまして、賀茂健康福祉センターが確保対策を行いまして、要請により町で対応することになります。町でも万が一のことを考えて、一部、器材の準備ですとか、現状の消耗品の確保数なども確認をして、基本的な備えはしてきておりました。

次に、休業要請に関わる協力金支給関係でございますが、これまでの経緯でご承知だと思っておりますが、県外からの移動者の抑制対策として、県の休業要請に関連をして、町でも2回にわたり特定事業者に対して行ったものでございます。

今後の考えでございますが、現状では特に考えておりませんが、今後の国や県の状況によっては、町民の命を守る観点から対応すべき事態が起こったときに考えたいと思っております。

休業の確認については、ホームページですとか、写真などで確認を行っております。

また、小規模事業者への支援金については、影響により前年比で一定の減少がある場合に、商工会を窓口として、指導や相談事業も絡めまして、商店などの小規模な事業者に対しまして緊急的に支援をしたものでございます。現状では追加の支援は予定しておりません。

町内でも大きな影響を受けている各産業に関わる方も、議員がおっしゃるように、あろうかと思っております。国や県でもいろいろな対策も行っておりますが、町としては今後、経済対策として、町内需要を増加させてお金を循環させることにより経済活動を支援していきたいと考えておまして、今回の補正予算ですとか事業の前倒しなどを図ってまいります。

お尋ねの新規事業者の対象の件につきましては、やはり前年との比較が基本でありますので、国の中小企業者の持続化給付金制度なども参考して、比較ができる事業者に限らせていただきました。ただ、今後、国の給付金制度も少し創業者に対して変化があると聞いておりますので、それについても今後検討してまいりたいと思っております。

また、一次産業に目を向けた支援については、国などでも制度を立ち上げて支援をしております。また、各産業団体でも取り組まれているところもあります。今後の情勢の変化により変わることもあるかもしれませんが、今の状況では、国や県などの支援策を利用していただけだと考えております。

その他、学校対策、保育園、家庭的保育、介護関係などの予防対策の対応については、それぞれの考えで対応をお願いしております。また、対応が難しい問題については、相談対応しながら、できる限り対応しております。

詳細については、それぞれの担当より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 渡邊弘議員のご質問の中の学校のことについて、どのような措置をしていたのかを中心にお話をさせていただきたいと思っております。

学校を休校するに当たって、先生方は子供たちに休校の過ごし方について指導をしております。

ます。それができるように河津町では1日休校日を遅らせております。授業を1日やって、そこで休校時の指導をして休校に入るというふうな形を取りました。

指導された内容は、休校中の学習、縄跳び等の休校中の運動、それから手洗い、うがいなどの健康管理、読書等についての生活指導、また、人の集まるところには基本的に行かないで自宅で過ごす等の指導が行われました。

休校期間中、3回の家庭訪問を行い、新たな学習課題の配布、生活上の相談なども実施しております。併せて電話連絡など、学校と家庭、先生と子供の間を築くことを意図しながら実施をされております。

5月25日から学校を再開いたしました。再開に当たっては、教育委員会では学校再開ガイドラインを作成し、感染リスク低減化のための内容を示しました。消毒薬、衛生備品などについては、町からの供給もあり、現状、不足はありません。備蓄の状況に関しては、各学校と定期的に確認をしているところです。

学校再開からおおよそ2週間余り経過しました。学校では当初の教育計画を修正しつつ、児童の現れに即して学習を進めています。現状では、長期休業の短縮や1日の授業時間を増やすなどのことで、必要な授業時数を確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私のほうからは、感染者発生時の受入れ態勢と、町内感染時における消毒、予防の備品などの対応、あと保育園並びに家庭的保育の消毒、衛生対策、あと介護の状況と介護施設の消毒、衛生対策についてご説明させていただきます。

まず、感染者発生時の受入れ態勢ですが、現在、賀茂保健所管内に帰国者・接触者外来が設置されている機関は4か所となります。入院受入れにつきましては4床のベッドが確保されております。もし、感染者が多数出て受入れ病床数を超えた場合は、まず県が、県内の第2種感染症指定医療機関等と受入れ調整を行います。

次に、県内の調整が図れない場合、近隣他県へ要請し、受け入れてもらう態勢を取ってございます。また、無症状、または軽症患者の受入れにつきましては、県が宿泊施設を確保し、療養いただく態勢も準備をされております。

次に、町内感染時における消毒、予防の備品などの対応でございます。

町内に感染者が発生した場合のマスク、医療用マスク、防護服、消毒薬、消毒器材は、ある程度、備蓄をしております。町内で感染拡大が起きた場合、医療関係者や消毒関係者、

ライフライン等、町民が生活を維持するために必要な事業者等への提供対応を予定しているところでございます。

続きまして、保育園並びに家庭的保育の消毒、衛生対策でございます。

県より、保育所等における新型コロナウイルスへの対応について、3月19日付で通知がございまして、町から各事業所に通知をしているところでございます。施設内では、手指消毒や手洗い、うがいの徹底、遊具やテーブル等の消毒回数の増、検温回数の増、換気対策等を行っております。保護者に対しましても、子供の引渡しを施設外で行うなど、保護者等の施設内への入室の制限を行わせていただきましたり、あと、子供たちに規則正しい生活を送ることをお願いいたしまして、子供たちの免疫力の向上を図るなど、事業所と保護者で協力しながら感染症予防対策を行っているところでございます。

また、国の保育対策総合支援事業費補助金、保育環境改善等事業を活用いたしまして、子供用マスク、消毒薬、消毒液、非接触型体温計、空気清浄器、UV殺菌ライトなどの購入整備を要望しているところであり、より一層の感染予防対策に努めてまいります。

最後に、介護の状況と介護施設の消毒、衛生対策でございます。

介護の状況につきましては、先ほどご説明しましたとおり、介護を必要としておられる方がいらっしゃいますので、現状下でも、施設介護、居宅介護などサービスの提供は感染症対策を行いながら実施をしているところでございます。例えば、消毒等の通常の感染予防対策のほか、施設入所者の家族等の面会全面禁止、送迎車乗車時の検温、他都道府県居住者との接触者は、一定期間利用禁止などの対策を取っております。

介護予防教室におきましては、3月から5月24日まで中止としておりましたが、5月25日から実施をしております。3つの密の環境にもなり、感染拡大のおそれがありますが、参加者の身体的機能並びに認知機能の低下も懸念されることから、感染症対策をできる限り行いながら実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 今のご回答の中で一次産業の問題がちょっとまだかなという。あと、健康福祉の保育ママさんたちがやっている家庭的な保育の中の感染症対策というのはどのようになっているのか。ちょっと追加でお話がいただければ有り難いというふうに思います。

次に、このコロナ対策が、これからどこまで続くか分からないという、非常に不透明な時代になっております。この中で経済対策が今後は重要であることはもう間違いないです。こ

の災害を乗り越えることについては、町長はじめ町の政治判断が相当必要ではないかなというふうを考えられます。この災害ために財政調整基金、今、7億7,000万円ぐらいだと思いますが、有効に出動させて、河津町の経済の立て直し対策が必要と考えられる。町の復興に、今後、どのように取り組んでいかれるのかお伺いできればお伺いをしたいと思います。

この対策の取組により、今年度の予定の事業、取りやめる事業があるのか、また、経済対策優先で取り組まれていくのかお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

最初に答弁漏れのほうからやっていただけると有り難いんですけども。

○町長（岸 重宏君） 先ほどの一次産業の関係でございますが、これは前問の中でもちょっとお話をさせていただきますが、中小企業者の持続化給付金の中でも、一次産業の事業者にも申請により100万とか200万の助成制度もあるということもありますので、現状はいろいろ、先日も農業経営振興会長さんですとか、漁業振興会のほうからも、要望といいますか、いただきまして、現状、伺っております。ただ、今、国のほうでもいろいろ制度を考えていたりとか、今回、補正でも若干あるという話を聞いておりますので、できればそういうのが使えれば、その中で対応していきたいなと思っております。また、今後、状況等によっていろいろ考えることも必要になるかもしれませんけれども、今のところはそういうお話をさせていただきました。

それから、今後の経済対策のお尋ねの件でございますが、国と、やっぱり県との関係もありまして、町の予算にも限りがありまして、判断をしなきゃならない場合もあるんですけども、その時々状況によってやっぱり判断をするしか、今のところはないのかなと思っております。さらに今後、コロナウイルスの関係が終息の方向へ向かうということが出てくると、やはり早めの経済対策が必要となりますので、それについては関係団体と協議をして取り組んでいきたいと思っております。

当面は、経済対策として、先日もちょっとお話をしましたけれども、町内で使用することができる20%のプレミアムがついた商品券発行と、15%のプレミアムがついた工事券による発行によりまして、総額約8,300万円の発行事業を予定しておりますので、そういうことで商品券発行事業によりまして、ある程度、経済対策を支援していきたいと。そんなことで今回の補正予算としても計上してございますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

それから、これまでの財源の関係でございます。

これまで、議員がおっしゃるように、財政調整基金を当面は充ててきましたけれども、これからは、やはり国や県などの支援が必要だと思っております。先般の第1次の補正の中では、国から地方創生臨時交付金が、このコロナウイルス対策について充当が可能になりましたので、今度、一次補正分につきましては、その上限額が河津町は示されておりますので、今回の補正の中で財源更正等もしておりますので、そういう中で、当面の分については地方創生臨時交付金で対応できたのかなと、そう思っております。財政調整基金を財源としましたけれども、今度、組替えによって、地方創生臨時交付金の財源として組み替えたいな、そういうふうに思っております。

それでも、これから必要なときには判断をして、今やらなくてはならない場合には、やっぱりやらなきゃならないと、私はそういう覚悟でございます。財源としてどうしても場合は、財政調整基金の取崩しなど、今後も必要なときはやっぱり切り崩してまでも対策をしなきゃならないと思っておりますので、その場合にはまた議員の皆さんのご理解とご協力をお願いしたいと思っております。そういう覚悟でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 先ほどの保育ママさん、家庭的保育の消毒、衛生対策ということで、すみません、先ほど回答した際に、保育園と家庭的保育、両方ちょっと説明をさせていただいたんですけれども、一応、県から来ている通知につきましては、保育事業全般ということで、家庭的保育に関する新型コロナウイルス対策についても記載がございます。そういった通知に併せて感染症対策を行っているということで、それにも増して、例えば遊具やテーブルの消毒回数を増やすとか、あと検温の回数を増やすとか、あと保護者なんかも、以前は施設に入れて、お子さんをお渡ししたんですけれども、そういったところも玄関の外に待っていただいてというような対策を行っているところです。

あと、最後に説明しました国の補助金の対策も、こちら家庭的保育事業者も対象になっておりまして、希望を聞いて、必要なものは要望しているというところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

子供たちの保育の関係は、やっぱり確認作業も必要だと思いますので、実際問題、どういうふうにして今後、確認しながらこの事業を進めていっていただけるのかというところ、大

事かなというふうに思っております。

あと、町内のプレミアム商品券の、町長のほうからお話しありましたけれども、これ、商工会に丸投げで、商工会の会員だけがという部分でもなくて、要は個人事業者で商工会に入っていない方も対象になるとか、そういうような施策がちょっと必要ではないかなというふうに思いますので、そこら辺も、今後、補正予算のときにちょっとお伺いしながら進めていきたいなというふうに思います。

次に、バガテル公園の再生事業についてお伺いをいたします。

検討委員会において、バガテル公園再生事業の計画ができたでしょうか。それを取りあえずちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） バガテル公園の関係でございますけれども、再生事業の計画についてだと思いますが、お答えします。

バガテル公園の再生事業につきましては、昨年来から行っている民間事業者によります再生事業につきまして、公募という形で進めてまいりました。結果として、民間事業者の公募については不調に終わったわけでございますけれども、その中で今後の方針等を決めて、この間、対応してまいりました。

その関係で、今回、公募後の相対で事業交渉してきました業者からの提案がございまして、行政報告でも述べておりますが、ふるさと納税を一つの資金として、今後の財源として、今後の計画等もつくっていきたいということが提案されましたので、その方向で次のステップに進みたいなと思っております。

そういう意味で、今まで検討委員会でいろんな意見を聞いた中で、バガテル公園の再生については、民間事業者の公募という形で募集をしてきて、その中でいろいろ検討してきたということがございますので、経過については、コンサルのほうは至らなかったわけでございますけれども、今後のこの事業者との関係について、併せてこの事業を行いながら、ふるさと納税事業なんかも関連しながら計画はつくっていくものと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題、その再生をしていくのに、要は当事者として、こういうふうにして、こういうふうな形で再生していくんだという計画が、例えば実施するほうがない

ので、コンサルタントに丸投げして、コンサルタント、おまえら考えろよという、そういう話でもないというふうに考えています。ですから、やはり計画なくして進む道がやっぱり見えてこないんで、みんなで何とかしようという部分もなかなか難しいんじゃないかな。

そんな中で4月20日に議員説明会がございまして、バガテル公園にふるさと納税の一括管理システムの構築提案というのがございました。委託業者に委託料を払って委託業務をします。その会社から別のふるさと納税事業者に、ポータルサイト一元管理を委託して、ふるさと納税業者に寄附金の11%を支払うと、そのような説明があったと思います。そこで得た寄附金は、利益をバガテル公園の再生事業の資金として使っていきたいという旨でございました。

そもそもふるさと納税というものは、各自治体がふるさとに役立ててくださいという寄附を頂いたお金ではないかなというふうに思います。その寄附金を町のために活用する。だから、ふるさと納税で入れた金を、例えばバガテル公園の再生事業にお金を使うということは、これはやぶさかではないんじゃないかなというふうに思っています。ただ、その目的が、個別事業のために集める寄附金は、例えばクラウドファンディングですとか、企業版ふるさと納税というようなものではないかなという、僕は認識をしているわけです。

現在、河津町においては、ふるさと納税事業を取り組んでいます。これは、実際問題、やっているわけです。だから、別のふるさと納税のシステムを、要は別の形でもう一つつくるという、そういうことを実施するのは本当にいかなものかなというふうに感じるわけですが、それでも、それであれば現在のふるさと納税システムに、この委託業者を協力者として、お金を払ってふるさと納税の仕事をしてもらおうと。ポータルサイトが実際問題、今2つあって、それを4つだか5つにすると、要は窓口が広がるんでたくさんの応募者を集めることができると。そういうシステムで使っていきたいというような話でしたので、それなら今のふるさと納税のシステムの中にそれを取り込んで、集まったお金は町がどこに使おうと、それは町の使い方ですので、問題ないんじゃないかな。何で、あえてバガテル公園が、そこでそのふるさと納税を立ち上げる必要があるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、私から少し話をして、その後、担当課長より詳細についてはお話しします。

まず、計画の関係でございますけれども、今まで何回もバガテル公園についての進め方について説明をしてきたつもりでございますけれども、若干、見解の相違といたしますか、考え

方も若干違うのかなと思っておりますけれども、これまでのコンサルの役割として、町の方針に従って、民間の事業者についてコンサル担当として折衝をしたり、公募の要件をつくったり、現状を見直したりという仕事をやってきました。その中で、民間事業者が決まらないことには、なかなか計画も出てこない状況があります。

そういう中でコンサルについては、主にそういう外向的なこととといいますか、現状分析ですとか外向なことを主にやって、最終的には不調に終わったわけでございますけれども、取りあえず民間の事業者をいかにして取り込むか。そして、いろんなタッピングとといいますか、そういうものを当たっていただいたりとか、あと資料を作ったりとか、項目を絞ったりとか、そういう作業をしてきておりますので、計画ということではなくて、そういうことを主にやってきてもらいました。

その中で6事業者、8社ほど説明会に来たんですけれども、最終的には不調に終わったと。ただ、2社については、その後も個別に相對の交渉をしてきたということでございます。そういう中で、そのうちの1社については、要するに町のふるさと納税制度強化によりまして、バガテルの再生事業の資金確保を図りまして、その上で、新たな計画や事業者を募るというものでございます。

ふるさと納税につきましては、関連会社のノウハウを生かし、増額を図りというものでございます。それから、ふるさと納税事業の強化とともに、再生事業について基本的なコンサルも行い、2年目に基本的には事業に向けて動き出したいと、そういうことでございます。

そういうことで、今後、事業判断もしなきゃならないわけでございますけれども、そういう新たな展開に向けて、町としても、ぜひこの方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 私のほうからは、ふるさと納税の委託事業についての詳細といたしますか、内容について説明をさせていただきます。

4月20日に議員説明会で、議員の皆様にご説明をさせていただきました内容は、全国におられます河津町を支援したい方々からの寄附、いわゆるふるさと納税を増額することによって、その資金の一部をバガテル公園の再生に利用したいということで説明をさせていただいております。

議員が言われましたように、別のふるさと納税の事業を展開するものではなくて、今のシ

システムの中にポータルサイトの拡充と、返礼品数の拡大及び今後の企業版ふるさと納税などを視野に入れた取組の支援をしていただくために委託をするものと考えております。

過去のふるさと納税の寄附額を見ますと、平成28年度は6,260万、平成29年度は6,847万、平成30年度が6,714万、この3年間は6,000万円台で推移しておりました。町長の行政報告にもありましたが、令和元年度は9,816万ということで、対前年比で46.2%の増額となっております。

この増額の理由を推測してみますと、昨年の6月末にポータルサイト、ふるさとチョイスを導入したこと、それから町内の事業所のご協力により、宿泊補助券の返礼品などの拡充があったということが例年と変わっているところでありますので、この2点が主な理由かと推測されます。こうしたことからポータルサイトを増やすことで、納税者の目に留まる機会を増やすこと、また、納税者の要求に合った返礼品を増やすことが、直接的に納税額の増額につながるものと考えております。

そこで、ポータルサイトの拡充と返礼品の開発、拡充及び今後のふるさと納税などを視野に入れた、それらをサポートしていただくことを委託して、ふるさと納税の全体を、底上げをして増やしていただくことによって、その一部をバガテル公園の事業に充当したいということで事業展開を考えているところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。

企画調整のほうの今のふるさと納税に、それを加えて取り組んでいくという解釈をするということでございますよね。それで分かりました。

あと、ちょっと時間がないんですが、今年度予算においてバガテル公園の管理事業費が6,218万円という計上をされました。前年度予算においては1億1,129万円、差額が4,911万円。この差額というのは、基本的には人件費でしょうか。

質問です。

今年度より、業務委託事業により1億5,500万円が委託料として計上されております。その委託料にバガテル公園の人件費が移行しているものだと思います。つきましては、バガテル公園の委託料は幾らでしょうか。

また、バガテル公園とは違いますが、この業務委託料、会計年度のときから始まったシステムでございますけれども、業務委託料の個別業務の業務区分別配置人員と、人件費の明細

表を教えてくださいませんか。

それと、あと業務委託料の締結の契約書は出来上がったんでしょうか、そこら辺。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの業務委託関係等につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 今、ご質問のありました河津町行政事務包括業務委託の関係でございます。

河津バガテル公園に関わります人件費ということでございますが、委託に当たって算定した金額につきましては、24名の人員ということになっておりまして、委託料には諸経費を含めて約4,600万円ということになっております。

また、今、お話のありました明細書につきましては、別途、提出をさせていただきたいと思っております。

契約につきましては、結んで一応写しですけれどもここにありますので、こちらもあれですか。分かりました。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。明確なお答えをいただいて、ありがとうございました。

私の質問はこれで終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭君の一般質問を許します。

渡邊昌昭議員。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭です。失礼してマスクを取らせていただきます。

令和2年第2回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。よろしくお願いします。

私の質問は、新型コロナウイルス感染予防対策に関連する質問です。1問目は、新型コロナウイルス感染予防対策による町政の事業への影響です。2問目は、新型コロナウイルス感染予防による休校中だった学校等の再開についてです。

以上の2点について質問させていただきます。町長、教育長、課長の答弁を求めます。

質問に先立ち、本年当初より新型コロナウイルス感染の脅威が世界を襲い、日本国内でも緊急事態宣言が発令されました。本年3月の予算審査特別委員会の中でも意見でも、国・県及び関係各種団体と連携を取り、速やかな対策を講じて、住民の安心・安全な生活を確保されたいとしましたが、ウイルスの急速な蔓延は、想定を超える勢いで国内に広がりました。緊急事態宣言は解除されたものの、まだまだ予断を許すことはできません。河津町は、幸いにも1人の感染者を出さずここまで来ることができましたが、気を抜けばいつ発生してもおかしくはありません。

新型コロナウイルス感染の犠牲になられた多くの方々に対し、深く哀悼の意をささげるとともに、今なお闘病中の皆様の日でも早い回復を心からお祈りいたします。また、感染対策に従事されている関係者の皆様に感謝申し上げます。

感染予防の対策として、密集、密閉、密接の3密が推奨され、不要不急の外出自粛や営業中止などに至り、経済活動の多くが停滞してしまい、日常生活ががらっと変わってしまいました。緊急事態宣言は何とか解除されましたが、まだまだ元の生活に戻ったとは言えません。質問します。

新型コロナウイルス感染予防対策による町政の事業への影響についてです。

感染の注意喚起が、年明けの年度末から年度初めの現在までの時期に重なったこともあり、役場各課の所管する各種の団体、会の多くが総会の時期を迎えていました。書面決議や代表者による議決で総会等に代えたものや、中止した会合、総会、また、今年度計画しましたが、これまでに中止した事業はどのようなものがあるのでしょうか。

そして、年度初めより、町政地区懇談会や子育て支援施設の説明会、小学校の統合説明会などが計画されていましたが、いまだ開催されていません。小学校の統合の説明会は、今月開催されるようですが、これら事業のほかに延期、順延された事業はどのようなものがあるのでしょうか。

また、町民の声を聞くための方法として、町政地区懇談会や各種説明会とは別の広聴方法を考えているのでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の町政事業の影響について、特に会議等の関係についてお答えしたいと思います。

まず、1つ目の中止ですとか、代表開催、書面決議等の事業でございますけれども、ご存じのように河津桜まつりの後半から新型コロナウイルスの影響が大きくなりまして、その後の感染拡大により、多くの儀式ですとか、事業が縮小や中止になっております。特に、幼・小・中学校の卒業式ですとか、あるいは入学式は、感染防止の観点から規模が縮小されまして、また、マスクの着用など、今までとは違った、私にとっては少し寂しい式となりました。しかし、節目の儀式が滞りなく行われまして、ひとまず安心をした、そんな感想を持っております。

感染拡大によりまして、いわゆる3密と言われる密集、密閉、密接が感染源となりやすいことから、議員お尋ねの会などの中止ですとか書面決議がほとんどでありました。これは後ほど副町長からまとめて答弁させていただきます。

それから、延期、順延をした事業についてでございます。

お尋ねの件につきまして、基本的に今後の状況を見て判断することになりますけれども、特に、小学校の統合に関する町民説明会など政策に係るものについては、今後、方法は、いずれにしても時期を見て行わなければならないと当初から思っておりました。その後の現在の状況を判断しまして、小学校の統合説明会については、3地区において6月18日、今月の18日、19日、22日に各小学校区で行うことで決定をしまして、今後、回覧等で周知をしていきたいと思っております。

また、中止だとか延期を行った事業についても、副町長より答弁をさせます。

それから、規模縮小等の関係でございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、町の予算だとか事業の見直しも行っております。特に、観光的な、県外からの誘客を要する事業の開催については、今後、関係者と協議をして決定していきたいと思

っております。

現在の状況については、またまとめて副町長のほうから答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） 各課にわたりますので、私から答弁をさせていただきます。

各課で所管しております団体等の総会については、感染リスクの回避を図るために、書面決議で承認をしていただいたところでございます。

予定していた総会につきましては、自衛隊の協力会の総会、交通安全協会の河津支部の総会、農業経営振興会、漁業経営振興会、そして、かわづ花の会の総会や、国民健康保険運営協議会の会議などがございます。10の団体や協議会等について書面決議をお願いをしたところでございます。

また、年度の切替えというようなこともございまして、第1回の行政連絡委員会、消防団の本部会議など、開催を見合わせた会議については、送付した協議資料によりまして個別に意見を伺った中で承認をしていただきました。中止した会議、延期している会議も多くありまして大変ご迷惑をおかけしておりますが、ご理解をお願いしたいと思います。

今年度中止した事業については、消防団の入団式、津波避難訓練、町内一斉清掃や白馬村児童交流、水中運動教室やパソコン教室、それから健康づくりハイキングなど、予定していた事業について、17の事業について中止とさせていただきます。

また、開催を見合わせておりました介護予防事業については、5月25日から再開、子育てサロンについては、6月1日から再開をさせていただいたところでございます。

中止や延期している事業につきましては、町政地区懇談会や小学校統合説明会のほかに見合わせている事業については、河津桜シンポジウム、それから、伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺の地域計画地区説明会、東京河津桜会の総会などがございます。また、乳幼児健診、予防接種等については、担当医師と相談しながら実施をしておりますけれども、特定健康診査、肺がん検診、胃がん検診等については、3密が避けられないというようなことで、賀茂医師会との協議の中で、乳がん検診と子宮頸がん検診を除いて、当分の間、延期をさせているところでございます。

なお、町立の3小学校の統合説明会については、町長も申しましたけれども、各小学校の体育館で開催をいたします。そのほかの事業については、今後、開催の可否を含めまして、今後の状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 多くの事業が計画どおりにできていないということですが、これからの終息を願って順次開催されていくことを期待しております。

警戒宣言は解除されましたが、感染警戒の終息がまだまだ見えない中、夏季を迎えます。今後の事業計画については、計画どおり開催できるのでしょうか。地域によっては花火大会や海水浴場の海開き、また夏祭りを中止したところもあるようです。この6月に河津川のアユの友釣りは解禁されました。7月には、河津浜、今井浜の海開きが予定されています。各地の地域での夏祭り、8月には花火大会などが予定されています。さらには、9月1日、防災訓練、9月の敬老会、10月には町民大会、各地区の秋祭り、そして、ふるさと納税の目玉でもありますフラワートライアスロン大会が11月へとつながっていくかと思えます。

ウイルス感染の脅威が続く中で、明確にここまでと期限を言うことはできないと思います。また、国や周辺地域とのバランスも必要かと思いますが、自粛解除の基準というかタイミング、規模の縮小含め、町長はどのように考えているのかお教えいただきたいと思えます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の質問で今後の関係だと思えますけれども、特に夏の行楽シーズンを迎えて、今後どうしていくかというのは大変大きな問題だと思っております。特に海水浴場につきましては、近隣の市町では、もう聞きますとほとんどの海水浴場が開設するというような話も聞いておりますし、河津町はまだ最終的にはっきりはしていませんけれども、先日も観光事業者と一応打合せ等をして、その対策、今後の構成を見ているところでございます。

特に今年は、夏休み期間が短いということもありますし、あと河津の場合は、監視業務にライフセービングをお願いしております、大学生が主なものですから、大学生との授業の関係があつたりして、確保がどうなるかという一つの困難も予想されたわけですが、聞くとところによりますと、何とか確保もできそうな話も聞けるものですから、そんなことを含めて早急にそんなことを決めていきたいなと思っております。

なお、現在決定している事業につきましては、副町長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） 今後の予定でございますけれども、これから海水浴シーズンを迎えるわけでございます。今井浜海水浴場、河津浜海水浴場の開設、それから今井浜の花火大会など、夏季イベントが計画をされているところでございます。

現時点において、花火大会に関しましては中止するとの連絡を受けております。海水浴場の対応については、関係者と協議の中で、今井浜海水浴場については、8月1日から8月23日まで23日間、感染防止対策を講じながら期間を短縮して開設を予定しております。また、河津浜海水浴場については、今シーズンの海水浴場の開設をしないことで調整をしているところでございます。

今後の事業としては、9月には総合防災訓練、地区敬老行事もでございます。10月には町民大会、11月には、青少年主張大会や河津フラワートライアスロン大会などが予定をされているわけでございますけれども、今後の感染状況を見極めながら、実施方法も含めた中で検討してまいりたいと思っております。

ただし、河津フラワートライアスロン大会につきましては、昨年の参加者の状況を見ても、東京、神奈川、そして埼玉と、首都圏の参加者が全体の7割以上を占めるというようにもございます。そういうこともありまして、コロナウイルス感染症の第2波、第3波の到来も心配をされますので、現時点では中止をする方向で協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） まだまだ終息が見えない中で、8月の花火大会までは取りあえず中止という、今、お話でしたが、それ以降については、感染の状況を把握しながら決定していくということでしたが、皆さんには早い情報を教えていただきたいと思っております。そして、フラワートライアスロンは今現在では中止の方向であるということが分かりました。

本年の事業計画では、小学校の統合をはじめ子育て支援施設の建設、住民の意見を聞き決定していきたいとしていましたが、説明会の開催もままならない状態です。小学校は計画どおり、令和5年度に統合できるのでしょうか。子育て支援施設は計画どおり、計画、建設されるのでしょうか。また、防災公園の着手など、次年度以降につながる事業が計画されていますが、影響が及ぶと思われまます。ほかに影響の及ぶ事業はどのようなものがあるか、お答え願いたいと思っております。

また、町内の経済基盤である観光の縮小や、経済縮小による経済活動が停滞している上、自粛ムードが広がり、来年度の税収は大幅に減少することが容易に予想されます。国や県への要望が必要になると思っておりますが、ふるさと納税のさらなる拡充が必要であると思っております。先日、ラジオでも河津町のふるさと納税の広報を聞きました。今年度からまちおこし協力隊

の増員によるふるさと納税の拡充を図るということでした。先ほどにも話、出ていましたけれども、ポータルサイトを増やしてもっと拡充するんだよという話も聞きましたが、さらなる推進が必要だと思います。どのようにお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の来年度以降に影響が予想される事業でございます。

結論から言いますと、まだはっきりしない部分がありますけれども、現状での私の考え等を答弁したいと思います。

現在でも、事業によっては執行保留しているものもございます。また、町の財政状況を見直して、財源の確保を進めるヒアリング等も進めております。特に、議員がおっしゃるように、学校統合の関係についてお尋ねですけれども、これについても、やはりできるだけ計画どおりに進める方向で考えておりますが、いずれにせよ、今後の状況によって変わる可能性もありますけれども、学校関係については現状の段階では予定どおり進めるような、そんな方向で事業を進めております。

それから、次年度以降の税収と財源の関係でございます。

既に、今年度の税収等の減少が予想されております。現状の見込みでございますけれども、町税では約1割減、約9,400万程度の減収を想定しております。また、町営施設の休館ですとか、休業による使用料などの減収も考えられますので、今年度予定の事業の見直しや、執行留保などの措置も図っております。

今後、事業精査を行い、安全に関わるものですとか、緊急性を要するもの、補助金に関わるもの、利害関係者との調整によるものなど、いろいろな観点から事業を見直して、場合によっては次年度以降に繰延べしなければならないことも考えられるかもしれません。

しかし、私としては、財源確保ができれば、地域経済への影響も加味して、できるだけ予定どおり進めたいと考えております。ただ、繰り返しとなりますが、今後の状況によって対応したいと思っております。

議員お尋ねのふるさと納税の拡充による財源確保や、町内事業者の収益増、地域の魅力づくりなど、直接相対での販売ではなく、これは事業展開もできますので、新規の事業者の開拓や新しい市場確保など、民間のノウハウを生かしながら活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 財源の確保ができれば計画どおりやっていきたいと、力強い言葉をいただきました。ありがとうございます。ぜひ、財源を確保していただいて、計画は計画どおりに進めていただきたい、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染予防による休校中だった小・中学校の再開について質問します。

年度末の3月から小・中学校、4月からは幼稚園も含め休校となりました。卒業式や入学式は何とか終わることができましたが、授業は進まず、不安に思われた保護者の皆さんも多くいたことと思い、再開されたことにほっとしているものと思います。中には感染が怖くて、子供の登校を拒否している保護者の方はいるのでしょうか。学校再開により集団生活が再び始まりますが、一たび感染の発生が起これば多くの感染者を出すこととなります。再び休校となります。登下校でも保護者による送迎も考えられるし、距離を取っての集団登校もかえって別の面で危険かもしれません。学校内ではどのような感染の予防対策を取っているのですか、具体的な対策について質問します。

また、疑いのある患者の発生の際の対応はできているのでしょうか。町内で感染者が発生した場合はどうするのですか。さらに、感染の検査はしていなくても、高熱が続く生徒や児童のいる場合や、家庭などに高熱者が出た場合などの個々の具体的な対応策はできているのですか、質問します。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、コロナウイルスの学校の関係の感染予防対策についてお答えします。

小・中学校の皆さんには、春休み前から休校が続きまして、新年度を迎えても入学式ですとか始業式だけで、継続してまた休校になってしまっていて、大変大きな負担をかけることになってしまいました。子供の学力低下も心配はされますが、感染症対策の観点からは、学校は3つの密の起きやすい環境でありまして、また、低学年など、身体的にも感染被害の重症化も心配されますので、どうしても感染防止を優先で考え、また、新型コロナウイルスの脅威を考えたときに、開校には慎重な対応を求められるものと考えております。

静岡県では、5月14日に国の緊急事態宣言が解除されまして、25日より町でも町内の幼稚園、小・中学校の授業が平常どおり、現在も行われております。安全対策につきましてもガイドラインを設けて、それぞれ工夫をして対応してございます。

先週、私も各幼稚園、小・中学校全部、体制等も含めて学校の視察をしてまいりました。先生方も大変な作業をしていたりもします。授業も気を遣ってやっていたり、大変いろんな工夫をしております。ただ、先生方が、感染防止のために消毒だとか、結構作業がいっぱい増えていることもあるみたいなものですから、そういう中で子供の安全に気をつけて、大変しっかり授業をやられているなど、運営がやられているなど、そんな感じがしました。

今後も、万全を期して、保護者、教員など、みんなの協力を得て、健全な教育活動を行ってほしいなと思っております。

お尋ねの予防対策につきましては、教育長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 渡邊議員の学校再開に当たっての感染予防策についての質問にお答えをいたします。

5月25日より、幼稚園、小学校、中学校の教育活動を再開いたしました。約3か月に及ぶ長期の休校期間中はもとより、学校再開後も保護者の皆様、関係機関の方々にご協力をいただいております。お礼を申し上げたいと思います。

学校の教育活動の再開に当たって、教育委員会から、感染を予防しつつ学校を運営するための学校再開ガイドラインを示しました。町のホームページにも掲載しております。内容については、保健管理に関すること、登下校中の注意事項、授業中の注意事項、休み時間の過ごし方、給食時の注意事項、部活動時の注意事項、学校行事における注意事項、休日の児童・生徒の過ごし方、その他というふうに9項目に分けて提示をしています。

感染の疑われる際の対応につきましても、園や学校ができる範囲の内容をガイドラインに示しました。幼稚園、3小学校、中学校では、実情に応じて学校独自のガイドラインを作成しております。保護者の皆様のお力もお借りして、検温や体調管理など、協力をいただいております。

今後も、家庭や学校医などとも連携をし、ガイドラインを基本とした感染予防に心がけながら、教育活動を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） ガイドラインを設けて、それに沿って感染予防をしているということですから、ぜひとも感染者が出ない、これに徹していただきたいと思います。

3月から5月までの長期間にわたる休校となり、学習の遅れが考えられます。この3か月

間を取り戻すため、どのような計画で行われるのですか。賀茂郡下でも5月中旬に再開した学校もあります。授業日数の確保のため、夏休みの短縮やいろいろな行事を行わないことも考えられますが、既に白馬村との交流も一部中止されたと聞きますし、西小学校の梅取りも中止と聞いています。また、小学校の6年生、オリンピック観戦ということでしたが、オリンピックがなくなったことにより修学旅行が例年どおり秋に行われるとすれば、コロナウイルスがいると考えられる東京方面への修学旅行になるのですか。

地域の特色を生かした河津らしい教育ができるようにしていただきたいと思います。町長、教育長のお考えをよろしくをお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの学校の再開で遅れを取り戻す方策等についてお答えしたいと思います。

学校の再開につきましては、それぞれの市町で対応したわけでございますけれども、賀茂地区においては西伊豆がいち早く始めたということで、そのほかについては25日から始まったということでございます。その中でも、私も、賀茂地区の首長さんたちと連絡を取ったりして、いろんな考え方を聞いた中で、教育委員会との連絡をと判断したということでございます。とにかく子供の安全を第一と考え、そして対策をどう取っていくかによって、やっぱり再開を決めなきゃならないということもあったものですから、河津の場合は25日ということで再開を決めさせていただきました。

また、お尋ねの取戻し等の仰せにつきましては、授業の関係もありますので、教育長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 学校再開後の教育活動の方法、内容等についてのご質問にお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の流行期にあって、子供たちの命や健康を守るため、4月と5月で休校をした日数は27日間になります。今後、休校によって失われた授業日を生み出し、学習指導要領に示された各教科の標準指導時数の確保ができるよう、教育計画を見直し、確かな教育活動を進める必要があります。標準指導時数を確保するために、次のような2つの手だてが考えられます。

1つは、長期休業日の予定を授業日に代えることです。例えば小・中学校では、1学期を8月7日まで行い、8月25日から2学期を行う予定です。もう一つは、1日5時間の授業を

6時間にするといった、1日の授業時数を増やす工夫も考えられます。

例年とは状況が異なり、異例の学校運営が求められています。しかし、そんな状況ではありますが、感染予防に心がけながら、子供たちの思いに寄り添い、授業を進める中にもゆったりと伸びやかな教育活動を進める場面も大切だと思っています。子供たちの学力の定着を図りながら、学習や行事など丁寧に豊かな内容で、河津町ならではの教育活動につなげていきたいと考えています。

例えば、お尋ねの修学旅行の件ですけれども、3小学校とも東京方面を計画しています。状況がどうなるか分かりませんが、学校もどういうふうにしたらいいか、まだ決定をするには判断を迷っているところもあります。教育委員会としても相談に乗りながら、今後、実施の時期、それから場所等について相談を進めていきたいと、そんなふうにも考えています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 授業時間を確保するために、長期休業日の短縮、それから1日5時限を6時限にするなどという案がありました。指導事項を徹底するため、落ちこぼれが出たり、そういうことがないようなきめの細かい事業を進めていってもらうことが必要かと感じますし、また、東京方面への修学旅行を実施する予定であるということですが、状況をよく判断していただいて、万が一にも感染者が出ない、このようないい思い出ができるような修学旅行にして計画していただければいいかと思えます。

今回の緊急事態で、SNSを利用した遠隔授業、これが話題となっています。それぞれの家庭でのWi-Fi環境は異なりますが、今後は、遠隔授業も視野に入れていかなければならないかと考えます。昨年度までに小学校にはタブレット、これが学級の人数分、配置されており、環境が悪い児童に対してはそれらを利用してのリモート授業とか、そのようなことは検討されたことがあったのでしょうか。また、今後、リモート授業をするには、どのような設備が必要になってくるのか、これも検討されているのでしょうか。

あってはならないことですが、学級閉鎖、これがあつたりしたときには、そのような手段を活用するということは考えておられないのでしょうか、その辺も含めて質問したいと思えます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、渡邊議員の質問の中で、今後のパソコンといいますか、タブレッ

トを利用したり、リモートの関係の対応についてどう考えるかということだと思えます。

今回のコロナウイルスの関係では、いろんなところでリモートを使った授業ですとか、あるいは学習等が注目されているところは確かだと思えます。そういう中で、これについては、私もいろいろ聞きましたけれども、やっぱりそれぞれの受け手の環境といえますか、そういう状況が整っているかどうかによっても違ってくるといことも聞いておりますし、ちょっといきなりはなかなか難しいのかなと思えますし、今後の方向性にもよるのかなと思えます。

多分、また国のほうでもそういう方向で進めるような政策も考えられるのかなと思っておりますけれども、今年度、国のほうが予定していたのは、パソコンを1人1台というようなことで国のほうとしては当初は進めておりました。そんなことで、今後、国の考え方はどう変わるか分かりませんが、どちらにしても、パソコンを活用したことがこれから重要になってくるのかなということも考えられますし、そんなことで、パソコンを活用した教育方針と、それぞれ市町との関係もございまして、その辺は国と、あるいは各市町の動向等も見守りたいと考えております。

そういうことで、お尋ねの件については、教育長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 渡邊議員のこれからのタブレットの活用等の質問についてお答えをしたいと思います。

自宅学習を行う子供たちに、会議用システムを利用したオンライン授業が話題になりました。教育委員会の事務局や、園長、校長会でもこのことは話題になり、議論が交わされました。会議用システムの活用は、今回のように長い休校、災害で通学できない緊急の場合、安否の確認や生活、学習状況の確認等、利用の広がりが注目されるというふうに思っています。

今後、オンライン授業の長所、短所、指導法の工夫、改善など、様々な議論が交わされるというふうに考えています。それらに学びながら、感染症の第2波、第3波への対応にも備えて、学校や家庭、地域のオンライン環境の整備について検討を進めていきたいと、そんなふうに考えています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） そのようなリモート授業、これが検討されたということで、よかった

のかなと思います。河津町は、幸いにも光ケーブルが通っているのかな。だから、それらを使えば、今後、Wi-Fi環境もよくなっていくのかと考えますので、こういうものを主に頼って使うというもおかしい話ですけれども、いざというときにはこういうものが使えるということで、対応できるように備えていただければいいかと思います。

新型コロナウイルスが一日でも早く終息をすることを願って、私の一般質問、終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭君の一般質問は終わりました。

1時55分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時55分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君の一般質問を許します。

4番、遠藤議員。

[4番 遠藤嘉規君登壇]

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

令和2年第2回定例会開催に当たりまして、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次のとおりです。

1件目は、コロナウイルスの対応、町民への情報提供について、2件目はコロナウイルスと自然災害発生時の対応について、以上2件でございます。町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

質問に先立ちまして、現在世界で猛威を振るっております新型コロナウイルスに感染、またはお亡くなりになられた方々にお見舞いとお悔やみを申し上げます。また、感染者対応の

最前線において従事されている医療関係の方々、自衛隊の方々、そういった方々に心より感謝を申し上げます。

それでは質問に入ります。

今般の新型コロナウイルスでは、中国の武漢市に端を発し、全世界へ蔓延をいたしました。世界規模のパンデミックと考えますと、前例がない大きな事件であるというふうに認識しております。日本国内でも多く感染をされた方がいるという中で、日本国内全体を襲った災害であると捉えていいのかなというふうに考えております。通常の災害ですと、一日二日大雨であったり水が出たりというようなことで短期間で終わって、その後はすぐに復興というような形に進んでいくのですが、今般の災害は今年の頭から半年超えていきますが、ずっと雨が降っている、ずっと洪水が起きているというようなぐらいの大きな災害であると。また、それが目に見えない形で方々にあると。とても対応のしづらい、国や県や町の方々にはものすごく対応のしづらい災害であるのかなというふうに思います。

このような災害が起きますと必ず発生しますのがデマですとかチェーンメール、こういったものによる混乱だというふうに思います。全国的に見ますと、コロナウイルス感染が広まり始めた当初トイレットペーパーがなくなるというデマが全国に流れ、日本中のドラッグストアなど、スーパーなどでトイレットペーパーを買い求める方が多く集まった。物自体はあるにもかかわらず、物流が追いつかなくて手元に来なくなったというような大きな混乱がございました。また、根拠のないデマというところだと、例えばコロナウイルスはお湯を飲むと死滅するから感染しにくくなるとか、10秒以上息を止められると感染しなくなるとか、このような根拠の全くないデマがまことしやかに全国で流れておりました。

また、町内に目を移しますと、私の耳に入った中でありましたのが、どここの地区で感染者が出たよとか、役場の職員に感染者が出たよとか、役場の職員感染したのに何で役場はやっているの、大丈夫なのというようなことをわざわざ連絡いただいて、本当にそうなのかというようなことを聞かれたこともございました。

このような町内で確認したデマ、うわさの類いというのはほとんどが感染情報に端を発するものが多かったと感じております。それは、万が一自分が、身近な方が感染するかもしれないというようなコロナウイルスに対する恐れから来るものであろうかというふうに考えられるんですけども、集団心理に詳しい京都先端大学の有馬教授のお話を借りますと、このようなコロナウイルスのような感染不安が広がると、必ずと言っていいぐらい誰々さんが感染したというようなうわさが広がり始める。そして、そのうわさが差別につながっていくと

というようなことを警鐘として鳴らしております。自分自身もいつ感染するかわからないと、そういった緊張が高まりますと、疑心暗鬼から攻撃的な言葉が増えていく。こういったことも発生するようです。実際にテレビなどでも話題になりましたが、自粛警察と言われるようなものであるとか、県外ナンバーの車に対しての嫌がらせの行為、このようなことは記憶に新しいところでございます。

こういった混乱を防ぐためには、正確な情報とその後の見通しの逐次報告が重要だというふうな指摘がございます。コロナウイルスはいつ終息するかということのめどが立たず、第2波、第3波も来るかもしれないというようなことが言われていく中で、今後もこれらの対応は続くことになろうかと思えます。このようなデマや不確かなうわさが独り歩きしないようにするためには、多くの町民が町の情報発信の基準を知っておく必要があるのではないかと思います。今後、万が一町内で感染者が出た場合、どのような情報がどのようなタイミングで、どのような手法で町民に向けて発信されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の、大きくはコロナウイルスの対応、町民への情報提供についてということで、1つ目として感染者情報の発信方法についてお尋ねですのでお答えしたいと思います。

なお、答弁が他の議員の質問との関係で若干重なっている部分もあるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

これまでの河津町の状況を見ますと、2月の河津桜まつりあたりから感染者拡大の心配をされまして、特に祭りの開催時には国外からの観光客、特に中国からの観光客の来町が心配されたように思っております。その後、感染が国内外にも拡大をされまして、思い出すと2月20日の日に厚生労働大臣の自粛コメントですとか、その後の26日は首相のイベント中止などの自粛要請があつて、翌27日には急遽全ての学校について3月2日より臨時休校の要請がなされたと、そんな状況であったような感じがします。

町では、2月28日に新型コロナウイルス対策の第1回の関係部署会議を開催しまして、情報共有と対策について協議をしましてまいりました。それから、30日の日にも第2回の同様の会議を開催したところでございます。4月に入りまして、6日の日に松崎町で賀茂地区初めての感染者が確認をされまして、その後においても、皆さんご存知のように賀茂地区内の他の市町でも感染者が確認をされております。唯一、河津と東伊豆の2町はこれまで感染者が感染をされておらないと、そんな状況であると思えます。

4月7日に政府が7つの都道府県に緊急事態宣言を発令し、また同日に河津町も感染症対策本部を立ち上げまして、8日に第1回の本部会議を開催して、現在まで計8回の会議を開催しております。その後、16日に全国に緊急事態宣言が広げられまして、5月15日に静岡県を含む39県が逆に解除をされまして、21日には関西の3府県も解除をされ、25日には残りの5都道府県が解除され、全国的な緊急事態宣言解除となったというのがこれまでの状況だったと思います。

町のこれまでの大まかな状況は以上でございますが、先ほどほかの議員にも答弁をしておりますが、今回の出来事は、遠藤議員がおっしゃるように、これまで考えている災害対応と違いまして、幾つかの課題や問題もありながら、現状では国や県の情報をいち早くつかみながら対応している、そんな状況であります。言い換えれば対症療法と言っていいのかもしれませんが、しかし、重要な問題について取り組まなければならないことも考えられます。例えば、役場内での万が一の感染者が出た場合の考え方、あるいは最低限やらなくてはならない仕事を洗い出しまして、事前に考えて準備をしなきゃならないこともたくさんあります。議員のお尋ねの幾つかの課題や問題もあると思いますし、重要な問題でもあると思います。

これから、現状の問題や課題と付き合いながら今後も対応して、対応については状況を見ながらできる範囲での対応になるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

お尋ねの万が一の感染者が出た場合の対応については、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 町内で感染者が出た場合の情報発信というご質問でございます。

情報発信の方法になるわけでございますが、感染者情報は県から提供されるということになっております。感染者の情報は、その市町に居住している首長に対しまして連絡があるとのことで、知事が会見で発表する前に県よりあらかじめ、河津町でいえば町長へ直接連絡を部局のほうからいただくということになっております。

これを受けまして、町では知事の記者会見後に速やかに町民の皆様に発信するということに対策本部では決定をしておりまして、防災メール、町のホームページ、それと感染者が出た場合には防災行政無線でも広報をしていくということでございます。また、県が発表後1時間後ぐらいを目安に町長が臨時記者会見を行うということにもしております。情報を受けて、町は発生の状況、それと動向及び原因の正確な情報を県等から入手しまして発表すると

ということになります。ただ、感染者の情報につきましては県から提供される情報の範囲内ではしか発表ができませんので、その情報しか持っていないということでございますので、町民の皆様もその点につきましてはご理解とご協力をいただきたいというふうに考えております。

なお、緊急事態宣言が発出されておりました期間には、毎日町のホームページで、午後3時から4時ぐらいになろうかと思いますが、町内での感染者の情報を、本日はありませんでしたというようなことになっていたわけでございますけれども、アップをしております。

議員がご存じのように、これまでの感染者は町民の皆様の中で大変ご協力があっただけでございまして、こういったような一応想定の下で、もしものときには、情報発信のことにつきましては、そういう対応をしようということになっておりました。そういうことで、もしものときにはそういうような、いろんなあらゆる手段を使って情報発信をしていくということでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 県のほうから発表があっただけで、記者会見の前に町長に連絡が入る、記者会見の終了後に町から町民に向けてアナウンスがあるというふうな流れで来ると。県の記者会見、実際にインターネットやなんかでライブで中継されていたりするので見てみると、確かにすごい詳細な情報というのを言っていないとか、かなり情報がぼやかされたような話しか出てこないなというふうに思うんですけども、その記者会見というのを基にして町民にアナウンスをすると。同報無線であったり緊急メールであったり、あらゆるツールを駆使してということ。じゃ、もしそれが入ってこない、そういった発表がその日の夕方にならないということは、今日この1日は感染者はゼロであったということの裏づけとして考えていいということですね。

感染者情報の素早い提供ができることで不要な混乱を避ける効果があると。例えば、毎日記者会見が県のほうからあって、河津町がそこに名前が入っていなければ河津町はゼロであると。もし入っていた場合は町から同報無線が流れる。流れない日は安全だったというふうに思ってさえいけば、今日も何事もなかったなということが確認できるんですけども。

それと同時に、例えば今般の休業要請の件ですとか、休業要請、急遽決まってやっていかざるを得なくなったという、とてもイレギュラーな状況にあったというのは重々承知なんですけれども、いかにせんアナウンス期間が短いというところで考えますと、こういった業種に要請が出ていて、どの業種に出していないのかというようなところが意外と、なかなか知れ

渡りにくかったのかなというふうに感じます。休業要請に伴う協力金が出るよというような話を知っている人と知らない人がいたり、適用される業種が、自分が適用なのか適用じゃないのかというところが把握できていない方がいたり、そういった情報の行き渡りに対しての届いている方、届いていない方というところがとてもうまくいっていなかったのかなというように気が正直します。

逆に、その休業をする側の当事者サイドとしてもその辺が、自分が対象なのか対象じゃないのかというようにところで、もやもやしたところがあった方もいるんですけども、逆に一般の町民の方々サイドとしてその休業要請が出ている業種と出していない業種の違いを理解していない方が多くいらっしゃる。そうすると、あそこのお店は休業しているのに何であそこのお店は休業していないんだというようなことで、あそこはちゃんとやっているけれどもここはちゃんとやっていないよねというような評価につながりかねないなというようなことを感じました。

現在、町のほうの情報伝達の手段というところで考えますと、町のホームページ、これは言うならば受け身の発信といいますか、町民がホームページにアクセスをして情報を取りに行くことによって得られる。メリットとして考えますと、かなり詳細な情報、詳しい情報を知ることができる。デメリットで考えますと、そもそも自分でそこに意識して取りに行かないとその情報が一切得られない。また、情報を取りに行くに当たってスマートフォンであったりパソコンであったりタブレットであったりというようなものが必要になってしまうと。ただ、河津町のホームページ、今回私ずっとコロナの対応の中で周辺市町のホームページ全部チェックしたりしていたんですけども、一番情報が多くて、すごく中身がしっかりしていたのはもう群を抜いて河津町かなというふうに感じております。

第2の情報伝達の手段として緊急メール。これに関しては、携帯電話だったりスマートフォンだったり持っていないとそもそもあれなんですけれども、プッシュ型の情報ということで、持ってさえいれば、登録さえしていれば町から情報が入ってくるというような仕組みになっているかと思えます。ただ、緊急メールということで、感染者が出ましたというような本当に緊急性が高いものに関しては使えるのかもしれないですけども、今回のように休業要請が出ましたよとか、その中身がどうですよというようなことであったりという、頻繁にそういうのを出すというのにはちょっと不適なのかなと。

同報無線、これに関してもやっぱりプッシュ型の情報発信ということで、家にいたり町内にいれさえすれば聞こえると。情報の伝達速度はとても速いんですけども、基本短文でし

か伝えることができない。軽々に毎日毎日、朝昼晩と同報無線鳴らすというようなこともできない。消防の関係の同報無線の扱いの中の議論でもあった、質疑でもあったんですけども、同報無線を流すことによって役場のほうに多くの苦情が、うるさいという苦情が集まるというようなところも聞く中で、簡単に同報無線というのは伝えられないのかなと。

4番目として回覧板。同じくプッシュ型なんですけれども、各家々に届くのにとっても時間がかかってしまう。

多分、この4点ぐらいが町が情報伝達手段として持っている主な手段かなというふうに思うんですけども、現状のこれらの手段ですと情報、ある程度まとまった量の情報を正確にかつスピーディーに伝達をするというのがなかなか難しいのかなというふうに感じるんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、私のほうから手段等についてお答えしたいと思います。

まず、その前の前問で対策本部会議の回数を私8回と申しましたが、7回の間違いでしたので訂正をさせていただきたいと思います。

それから、情報手段の関係で県との関係等について若干私のこれまで感じていることを感想的に述べたいと思います。

先ほどの話の中で感染者情報の関係、当時は毎日県は3時半頃会見を予定していたようでございますけれども、その中で私が一番心配したのは感染者情報をいかにして町民に伝えるか、それをどういう形でしていくかということなんですけれども、その中で、実際起こらなかったわけですけれども、特に心配をしたのは県の情報だとどこに寄ったかわからない。私としては、できれば、確かに影響ある方もいるかもしれませんが、町民が一番心配して、どういう経路で行ったのかというのを本当は私としては知らせることが本当じゃないのかなということも思ったわけですけれども、県はそこまではなかなか発表しないということがあるものですから、その辺が一つの自分のジレンマとしてはありましたが、実際、そういうことが起きたらどうするのかということも自分でいろいろ考えておりましたけれども、そんなことも少し、私としてはできるだけ町民が心配を解消するような方向で知らせることが大事じゃないのかなと、そのように思っておりました。

もう一つは、今回あった特措法の特徴なんですけど、やっぱり国・県の意向がすごく大きく反映する。町というよりも、やっぱり国や県の施策によって町が動かなきゃならないということがあるものですから、なかなか事前に取り組むことが難しいようなこともあります。特

に、財源等についても、協力金の関係も当初は町独自でお金を出しなさいという、そんな方針で来ていたところが、急に県のほうで町が独自でやれば給付金出しますよという。それから、地方創生の臨時交付金も、国のほうはそれ使っていていいですよというようなことが急遽出てきたもんですから、それについて急遽対応したということがあったもんですから、そういう面でこの法律の下にやることの難しさもある面では感じております。それが感想でございます。

それでは、お尋ねの情報手段の問題点について答弁いたします。

議員がお尋ねのように、これまでホームページを中心として、広報かわづ、農協有線テレビ、新聞折り込み、防災メールなどの手段を使って、できるだけ早い時期に広報をしてきたつもりでございます。私自身もその時々には緊急メッセージをホームページに掲載をして、町民や町外の皆さんに伝えてきました。これからもできるだけ早く届けるように努めたいと思っております。

これについても、感想なんですけれども、意外だったのが、河津の場合は、高齢者が多いということもあるのかもしれませんが、新聞折り込み2回ほどやったんですよ。意外とそれが好評でありまして、よく分かりましたということも逆に聞かれたこともあるもんですから、紙媒体でやっぱり知らせることも大事なのかなと。新聞折り込みで緊急性をもって紙媒体で知らせることも河津町にとっては有効な手段かなと逆に改めて感じさせられた点も、新聞折り込みでは感じる、そういう声も聞きました。そういう状況でございます。

お尋ねのように、いろいろな媒体によりそれぞれ特色があろうかと思えます。今回の状況について、まだまだ途中ですが、国や県の決定が急に決まりまして、先ほど言いましたけれども、町の対応が少し遅れた面もあったかもしれません。確かにスピーディーに伝えることが大事かと思えますが、内容の正確性も問われます。現状では町のホームページを見てもらうことが一番だと考えておりまして、宣言が出された期間に毎日決まって、先ほど総務課長が言ったように、時間を決めて感染者情報を知らせることも対策本部会議で決定をして実施をいたしました。

そういうことで、これからも知らせる内容によって使う媒体を工夫しながら、町民の皆様にもぜひ毎日ホームページをご覧くださいとか、そういう努力も合わせてお願いをしたいなと思っております。

そういうことで、情報のこれまでの伝達方法ですとか課題については、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） ご質問のありました情報提供の手段についてでございます。

町では、情報伝達の媒体としまして、議員が申しますように、町のホームページ、防災メール、防災行政無線、そして新聞折り込みや回覧という手段を使っているところでございます。それぞれに長所と課題を持っているということでございます。先ほど町長が答弁で申し上げたとおりだと思います。町民の年齢構成による有利性も、年齢層によって違いがあるというふうに私は考えておるところでございます。これらを組合せをしまして発信していくということが大変重要であるというふうに考えているところでございます。

さきの答弁と重複する部分もありますが、緊急に情報発信する場合には行政防災無線と防災メール、そして町のホームページとの組み合わせで、音声と文字による正確な情報提供をしていこうということでございます。また、家庭で誰もが目にできるよう、町長からの緊急メッセージを新聞折り込みで行ったと、先ほど町長にもありましたが、そういうことで、家庭にあるものでみんなが、年配の方も見る、一緒に目にすることができるというような利点もあろうかと思えます。また、一方、防災メールでは提供する情報と併せて町のホームページにリンクできますようにホームページアドレスを添付して幅広く情報を得られるようにというふうに工夫をしているところでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条による新型インフルエンザ緊急事態宣言が発出された4月7日から5月25日までの間でございますが、町長からの緊急メッセージを7回、町のホームページで発信させていただきました。感染予防対策や経済対策など情報提供させていただいたということはもう周知のことだと思います。

なお、町のホームページのアクセス数につきまして参考までに昨年と比較をしてみたところでございます。昨年度4月から5月にかけての前年比ということでございます。昨年と今年の状態を比べますと、平均で2.3倍のアクセス数があるということで、ホームページにつきましても、受け身であるということではございますが、それなりに、町民の方が見ているということではないかとは思いますが、少なからずも2.3倍というのはかなりの増加率でありますので、そういう意味では緊急事態宣言、そういうような期間において、情報入手に対しての町民の皆様方の関心が大変高かったんじゃないかというふうにも見ているところでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 町のほうでいろいろ手段を講じていただいているというところで、新聞折り込みがすごく有効だったというお話が町長からございました。通常のホームページ、メール、同報無線、回覧板、プラスアルファ、スポットでということなんですが、どうしても私が考える情報発信の方法だとSNSだったりというところに意識が行きがち、なおかつデマであったりチェーンメールであったりというところ、大体そういったスマートフォンであったりパソコンであったりというようなところから端を発する。情報の速度がものすごく早い中でデマとかが駆け巡っていくというようなところを考えてしまうので、紙媒体でというのをちょっとないがしろに自分もしていたなというふうに思ったんですけども、やっぱり一人でも多くの方に、年齢層に情報格差が出ないようにというところだと複数の手段を組み合わせるというのが有効なのかなというふうに思いました。

今般のこのコロナの対応で、先ほど来いろいろお話を伺っている中で、町がいろいろな対応をやっている。確かに国とか県の対応によって振り回されてしまって、ほかのいろんながある中でどうしてもちょっと情報が遅くなってしまふ、期日が短くなってしまふというのがある中かもしれないですけども、ものすごい対策自体は多岐にわたってやっているのかなというふうに思うんですけども、この情報の発信というのがうまくいっていないがゆえに知らない町民の方が多くて、町は何もやっていないじゃないか、いつになったらやるんだというような声がどうしても出てくるというのは、なかなか残念なところかなというふうに感じます。

現状の情報発信というものを考えたときに、スピーディーかつ情報量もあってというようなところで考えると、先ほど後藤課長がおっしゃっていたんですけども、町のホームページと緊急情報メールを組み合わせるといふようなお話もしていました。そういうようなことでかなりしっかりとした中身を発信することができるのかなと。そういうのを、プラスそれにあれですよ、新聞折り込みですよ。あたりを組み合わせるとかなりしっかりした情報を町民に投げていくことが可能なのかなというふうに思うんですけども。

併せて、提案というわけではないんですけども、情報のスピードの速さというようなところを考えていくと、今回のコロナの対応の中で厚生労働省ですとか経済産業省ですとか、あと神奈川県、県に限らず幾つもの市町やなんかでもLINEを使っての情報提供というのをやっているところが多くありました。厚生労働省なんかは情報を発信するだけじゃなくて、その登録をしている人間が質疑、質問に答えることによって感染がどういう状況にあるんだとい

うようなアンケート調査みたいなものもやったりしていました。このLINEというのを結構有効活用しているところが多かったのかなというふうに思うんです。

例えば、直接コロナ対策には関係ないんですけども、LINEという仕組みの有効性で考えるとかなり多くの、スマートフォン持っている方、かなり多くの方がLINEは使っているのかなというように感じております。例えば、学校の中のクラスのPTAの父兄内の、父兄同士の連絡網みたいなのはかなりLINEで構成されているのが多いのかなというふうに感じるんです。例えば、消防団の分団内の中のやり取りもLINEを使っている方が多いのかなというふうに感じます。身近なところで、河津町議会の議会内の連絡網は、今11人、議員全員がLINEを使っていますので、LINEで議会事務局から連絡が来るような仕組みができています。

そういったことを考えると、このLINEというものを使うことで双方向の通信ができて、なおかつ情報発信がスピーディーに、情報量もある程度含めて発信ができて、拡張性がかなりあるのかなというふうに思うので、この災害対応以外の場でも、例えば町外へ学校を卒業していかれた子供たちが河津町のLINEをチェックしておくことで河津町の情報を得られたり、役場が職員募集しているよというような情報も、そういうのを使って発信できたりというようなことを考えると、かなり拡張性が高いのかなというふうに思うんですけども、こういった、これLINEを例に挙げましたけれども、LINEに限らずこういったSNSなどの新たな媒体を町でアカウントをつくって発信していくというようなことというのは検討はされますでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの関係でございましてけれども、新たな手法としてLINEとかという、例えば例として挙げられていると思います。取りあえず、情報というのはあらゆる方法で知ってもらうということも大事ですし、こういう災害のときにはいかにして伝えるかという、そういう仕組みをつくっていかなきゃならないのかなと思っております。

ただ、一つ私の思うには、先ほどもちょっと申しましたけれども、町は情報提供する努力はしますし、逆に町民も知る努力をしてほしいなということも一方で思います。確かにLINE等ですとこっちが一方的に送っても情報は伝わるわけですけども、内容によっては町民が直接知ってもらう努力の中で見てもらうことも大事な部分もあるのかなと。来ないから知らないよじゃなくて、逆に知る努力というのもやっぱりまちづくりの中では大事なことでないかと思っておりますので、そんなことを含めて、いろんな手段があると思っておりますので、そん

な手段を考えながら今後対応していくことが大事じゃないのかなと思っております。

特に、これからは水害等の災害等も心配されますし、併せてこのコロナの関係も心配されるわけですので、そういう中でこれから情報をどうやって伝えていくのか、どういう対策をしていくのかというのは、近々の対策としてはこれ大変重要になってくるのかなと思いますし、遠藤議員おっしゃるように、情報をどうやって伝えるかももう一度検証といいますか、急にはできないかもしれませんが、できる限りの中でどういう方法がいいのかまた内部で検討して、今後の対策に少しでも努めていきたいなと、そんなようにしております。

詳しくは担当課長からお願いします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 現在、町長が答えたことにつきまして、現状の町の考えということでございます。今、議員のおっしゃいますように、町の新たな取組としてはLINEの活用はまた一つの手段ということで考えなきゃいけないかなというふうには考えておるところでございます。また、他の自治体でも導入をしているということは承知しております。そういうことで、これが有効な手段の一つであるという認識も持っているところでございます。

ただ、しかし河津町におきましては、町長も先ほど来お話になっております防災メール、これを当時、東日本大震災の後に、ちょっと古くなるんですけども、平成24年度に導入をしているという経過があります。

当時は、今でいうスマートフォン、そういうものがまだ普及が始まったかどうかぐらいで、ということで、そこに通信手段求めたというようなことというふう聞いております。現在はスマートフォンの普及率というのはかなり高いというか、ほとんどがという状況になっており、LINEの導入環境、そういうものも当然備えてきているというふうに思うわけでございますけれども、防災メールの今の登録者数、現在のですが、1,780件の方が登録をしているということでございます。世帯で考えると3,300ぐらいのうちの1,780ですから6割ぐらいになるんでしょうか。ただ、人口からするとまだ少ないかなというふうにも思いますが、そういうような状況でございます。

ただ、あくまでもいろんな、LINEにしましても何にしましても、先ほど町長言いましたけれども、それに関連して登録者ということが増えないと、情報通信手段というものはいろんなすばらしいものでも役になかなか立っていかないということになりますので、まずこの、せつかく1,780人、件の登録があるということですので、これを伸ばすということに、

まず町としてはさらに力を入れていくというふうに考えていきたいというふうに行っていると
ころでございます。

また、ご存知のように町民の皆様に防災ガイドブック、これは昨年度お配りしたわけでご
ざいますけれども、これの、町としましてもこの防災メールの位置づけというものは、1ペ
ージ目にこの防災メールの登録というものをしてくださいということで、登録方法について
も掲載をしているわけございまして、いかに防災メールというものを普及させようかとい
うことをこれまでもやってきていたわけでございますし、これからもそういうような考えで、
いろいろまた検討する必要はあろうかと思いますが、まずはこの登録者数を増やしていくと
いうことに力を入れていきたいという中で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答いただきました。

組み合わせる、先ほど総務課長、町長言っていたように、情報メールとホームページを組
み合わせることでスピーディーかつある程度の情報量を届けることができるというようなど
ころは、私もここに実は提案として書いてあるんですけども、既存の仕組みを上手に生か
してというところは一番基本かなというふうに思います。ぜひ、今回のコロナはイレギュラ
ー中のイレギュラーで戸惑いも大きいところかと思うんですけども、逆を言うと、こうい
うときだからこそそういうものをいろいろ精査していくきっかけにもなろうかなというふう
に思います。

東日本大震災をきっかけにメールで発信を始めたということで、今日もう十年一昔から五
年一昔にというような時代にもなってきますので、ぜひスピーディーかつ簡単でしっかりと
情報が提供できるというようなものを常に刷新していただいて検討していただけたら有り難
いなというふうに思います。

次の質問へ移ります。

コロナウイルスと自然災害発生時の対応ということで質問をさせていただきます。

コロナウイルスの対応でなかなか大変な状況ではあるんですけども、自然災害やはりい
つ起こるかかわからないというところで、災害は待ってくれないという現実がございます。実
際に今年の3月11日、北海道東部の標茶町では大雨によって早朝避難勧告、避難指示が出て、
1,192世帯に避難勧告、避難指示が出ております。当時、北海道は緊急事態の宣言下、密集
を避けるためということで町の体育館が避難所になっていたんですけども、その体育館の

床にテープを張って一人当たり2メートル四方ということで区切って町が対応したと。体育館の面積的には1,000平米あるということで、地域防災計画では500人が収容できるというようなことで準備をしていたんですけれども、実際に避難を、コロナの状況の中で避難をしていただいたら200人を超えた段階でもう一杯になってしまったと。町は、ほかに3か所避難所を開設して対応をしたということなんですけれども、実際に広範囲で被災してしまつてとか避難所の開設が長期間になってしまつてというふうなことにもしなつたとすると、避難所が足りなくなって大変なことになつたであろうというような課題が上がっております。

4月には、千葉県鴨川市、こちらも大雨で34世帯、80人に避難勧告が出ています。同じく公民館など3か所を開放したと。その場合には、入り口にアルコールの消毒液ですとかマスクを用意して、なおかつ保健師の方が入り口で問診をして、感染疑いのある方はもうその場ですぐに個室へ案内をするというような対応を取つたそうです。5月16日、これ熊本県でやはり大雨で感染症対応の避難所を設置したというようなことがございました。

コロナウイルス感染症の拡大が危惧されている状況なんですけれども、災害が発生して避難所を開設する場合でも感染症対策、万全にやっていくことが必要だという中で、どのような対応を町としては検討されているのかということをお伺いできればと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、自然災害発生時の対応ということでお答えしたいと思います。

これ、先ほど情報の中でも一部話をしましたけれども、これから水害等が心配される中でコロナウイルス対策もしなきゃならないということで、数々の問題が起こることが心配されるわけでございます。

これ、今日の行政報告等でも言ったかと思うんですけれども、取りあえず各地区の避難所にはアルコールの消毒の部分配ったり、先日の回覧等で避難する場合には、例えばマスクを3枚持って行ってくださいよとか、そんなことも事前に回覧等で、万一のそういう避難時には対応するようなことを、基本的なことはお知らせしていると、そんな状況でございます。

そういう中で、これからの町の危機管理の大きな柱として、国レベルでは防衛なんかも含むわけなんですけれども、先ほど言ったように地震や風水害などの防災対策についても当然ですが、これからは防疫も含めて対策が必要となるという、そんなことだと思います。特に、今回の今の状況については防疫と併せて対策をしなきゃならないということで、初めてといていいぐらいの対応なので課題もいっぱい出てきている中で、国と県と併せてしっかりと取

り組まなければならない、そういう課題であると思っております。

結論的には、国レベルではやっぱりワクチンができない限りこの終息には至らないと思っておりますので、できるまではウィズコロナといいますか、新型コロナウイルスと一緒にあって対策をしなければならぬと、常にあるんだということも考えながら対策をしなければならぬという、そんな事態ではないのかなと思っております。

特に、やっぱり避難所の対応については心配されます。特に、3密という事態が心配されるものですから、その辺をどうやって今後対応していくのか。例えば、学校の避難所についても教室を借りるようなことも考えるのか、あるいは中の仕切りをうまくやっていくのかとか、いろんなことも考えなければならぬし、基本的なマスク着用ですとか手洗いだとかと、そんなことも大事になってくると思います。そういうことについて、事前に町民に備えについてはやっぱりお知らせをしていきたいなと思っておりますし、現状でできる対応についてはやっていかなければならぬと思っております。

そういうことも含めまして、課題等につきまして担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議員からご質問のありました災害発生時での避難所の運営についてということでございます。先ほどの町長の答弁ともちょっと重なる部分がありますが、ご容赦いただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症が拡大をしてきたときからの大きな課題であるというふうに、町では認識をしていたところでございます。感染症に対する対応方針も都度変更があったということで、どのように対応していくことができるのか、情報収集と検討を引き続き行っているというところが現在の状況でございます。

そこで、町としては、今できることは何かということをもまずは考えようということで、避難所となっております地区集会施設という、地区集会施設には避難時に使用していただく消毒液の配布というものを、先ほど町長申しましたが、これについては早急に対応させていただいたところでございます。また、避難所の注意事項ということで、先月でございますがチラシを各戸に配布をさせていただきました。避難の際の感染予防、避難をする際には、先ほど町長申し上げましたが、マスク3枚をなるべく持参をしてくださという呼びかけをさせていただいております。町では、マスク入手が困難な方には、先ほどの各戸配布しました回覧の中には手作りマスクの作り方についてもご案内をさせていただいております。そういっ

たようなことで、万が一のときに備えましてご協力をお願いしたいと思います。

また、町では、引き続きでございますが、新型コロナウイルス対策のための備品等の整備、充実ということを引き続き検討しながら、調達ができるものから順次調達をするようにということで進めておりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。また、今月できれば早い時期に手指のアルコール消毒ができる消毒液を避難所にこれも配布をしようということで予定をしております。そういったことで、進められる、対応できることからやっというということで対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） できることを順々にやっていくということで回答をいただきました。

町のほうでいろいろ準備をしていただいているということ、ものすごく有り難いなというふうに思います。

結構ほかの町の方やなんかと話をすると、本当にコロナが蔓延していく状況の中で避難所を設営するというふうになった場合、かなり状況的にお手上げになりかねないよねというようなことを、ある自治体の方とお話をしたときにそんな話題になったことがあります。当初、これだけの人間が入れると思っていたところが全くその人数が入れない。なので、町の広域避難所、ここだけじゃなくあっちも開けた、こっちも開けた、それじゃ足りない。消防団の詰め所の2階は入れるじゃないかというような話をしてというようなのを伺いました。

そういうふうに考えていくと、例えば去年の台風のとき、保健福祉センターにかなりの町民の方が、小学校、中学校の体育館にもかなり多くの方が避難されたということで考えていくと、そういったところに避難を、先ほど町長おっしゃられましたけれども、避難をする方が感染症対策を従前にして避難所に来ていただけというだけで、かなり町の負担も違いますし、そこからのクラスターの発生率というのも大きく変わってくるのかなというふうに思います。

町の広報かわづ、冊子のほうで呼びかけをしているということなんですけれども、ぜひ、それでもやっぱりまだ知らない方、これから先災害起きたらどうするのというところに気持ちは持っているけれども、町がそういうアナウンスをしているよというのをやっぱり知らない方というのが多いのかなというふうなところも感じますので、先ほどの情報発信のところにも絡んでしまうのかなと思うんですけれども、改めて、本当に台風やなんかで災害が起きる前に、もう発信してありますというところで終わらずに、改めて幾つかの手段を使って町

民に呼びかけて、避難するときは最低限この準備してきてくださいというのをほとんどの町民が把握しているというレベルまで上げていくような努力というのは、今後検討されてはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 遠藤議員の避難時のコロナ対策の呼びかけ、大変難しい、先ほども申し上げましたけれども、防疫体制というのはやっぱり災害と同じように大事でありまして、その備えが必要であるということは先ほど答弁させていただきました。また、他の自然災害と比べて同時に起きているということが対応の難しい点でもあります。

今後の対応としては、なかなか難しい点もあって考えなきゃならないことがいっぱいあると思います。密を避けるという意味でも考えなきゃならないし、先ほど言ったようにそれぞれの備えもしておかなきゃならない。そういう中で、場合によっては避難をしないほうがいい場合もあるかもしれないし、今までみたいに何が何でも避難することじゃなくて、場合によっては避難しないほうが安全な場合もあるかもしれませんし、いろんな状況が考えられるような気がしますけれども、その中で、今後コロナ対策を考えながら、そういう避難をどうしていくかということについても、具体的にもう少し町のほうでいろいろ検討してみたいなと思っております。

どちらにしても、早急にある程度の線を決めていかなきゃならないと思いますし、物によっては、先ほど言ったように、総務課長言ったように、確保できるものは確保しておくような準備も当然、雨期が迫っていますので、そんなことも必要だと思います。

もう一つは、やっぱり避難所の運営についてもなかなか難しい点も今後出てくるのかなと思っております。どういう指示でどういうふうにするのか。基本的に避難所の運営というのは町の職員ではなくて、ある程度のものはやりますけれども、基本的には皆さんでやってもらうというのが運営の基本だと思いますけれども、これについて、今度のコロナウイルスの対策について、併せてどうやっていくのかということも一つの対策の仕方としても一つの課題であるのかなと思っております。

そんなことも含めて対応の仕方がいろいろ検討されるわけでございますけれども、一つ一つの辺についても検討していきたいなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） なかなか複合的な案件なので難しいなというふうに思うんですけれど

も、先ほど総務課長おっしゃっていた話の中で、消毒液やなんかはもう各避難所に配布済みということでもいいんですかね。

それで、この避難所の衛生の確保をしていくというところで考えると、もちろん避難所はその地域で運営をしていくというのが大前提だということが昨今避難所を運営する上での常識になりつつあるかと思うんですけれども、それでもまだ町がやってくれると思っている方が大多数かなというふうに思います。

そう考えると、避難所の健康状態を管理する方の人員の配置であったりとか、避難所のエリア分けをするテープを誰がやるんだとか、先ほど来あったマスクですとか消毒液、また入り口で例えば体温計でとか、感染した方が万が一出たときように防護服だとかとあって、町のほうで備蓄をしていくこともすごく重要なこと。そのあたりの予算確保もしっかりして、計画的に備蓄をしていくというのが改めて見直していかなきやいけないんじゃないのかなと思うんですけれども、このコロナウイルスとの闘い、どうしても長期化していくという中で考えていくと、従来の避難計画ですとか、そういったものだけではもう足りないのかなという中で、今後改めてその状況に応じて防災計画の見直しですとか避難計画の内容の更新ですとか、そういったことは町のほうでやっていくというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 防災計画の見直し等についてでございます。

今すぐということではございませんが、今回の件を含めまして、先ほど遠藤議員がおっしゃったように、いろんな課題、遠藤議員からの質問の中でも大変参考になるご意見もあるかと思ひますし、その辺も考えながら、すぐには防災計画に反映できるか分かりませんが、いろいろな対応を検討して、関係方面と協議したいなと思っております。

今までの、これまで河津町がコロナウイルスの感染出ないということは、やはり町民の皆様の協力あつてのことだと思ひますし、長期化することによって、さらに皆さんに協力によってこれを維持していくことが私は大事だと思っております。河津町から感染を出さない、そういうことがまず第一のことだと思ひますし、そういう意味では町民の皆様、あるいは議員の皆様含めてやっぱり、それこそオール河津で取り組んで、この町から感染を出さないで、みんながそういう考えの下で新しい生活様式を取り入れることによって、今後進んでいきたいなと思っておりますので、私ども頑張りますので、皆さん協力をよろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 町民向けの避難時のコロナ対策の呼びかけということでございます。

現在、県のほうで新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所ガイドラインというものを今取りまとめを行っているところでございます。町のほうにも先般照会というか、意見等も伺いは来ております。そういったことの中で、早急にこのガイドラインもまとめられると思います。

たたき台を見ますと、先ほど遠藤議員が申しましたように、広報の仕方だとか避難の準備に何を持っていくかとか、避難所の設営方法、あるいは感染者に疑われるようなときの対応とか、そういうようなものの対応、そういう方の対応の仕方、そういうようなことも盛り込まれております。その辺が、ガイドラインがはっきりすれば町のほうも方針がはっきり出せると思いますので、そんな、さほど時間かからず県のほうも提示をしていただければと思いますので、その段階でいろんな検討をして、適切な手段で町民の方にお知らせをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答いただきました。ありがとうございます。

ぜひ、前例のない緊急事態ではありますけれども、町、議会、町民、全て一丸となってこれを克服して、よりよい河津町の未来を切り開いていけたらいいのかなというふうに思います。これからも、ぜひ役場の皆さんには頑張っていただきたいなと思います。期待をしております。

以上で質問を終わります。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君の一般質問は終わりました。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 上 村 和 正 君

○議長（土屋 貴君） 5番、上村和正君の一般質問を許します。

5番、上村議員。

〔5番 上村和正君登壇〕

○5番（上村和正君） 5番、上村和正でございます。

令和2年度第2回河津町議会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

私の質問は、バガテル公園について、あとコロナ関連についてお伺いいたします。

まず、初めにバガテル公園関係についてお伺いいたします。

今、全国にバラ園がどれほどあるのかと調べてみますと、大小様々ありますが約200近くのバラ園があります。その中でも、河津バガテル公園はランキング上位に占める位置にあるバラ園であると認識をしております。しかし、バガテル公園としては財政的に問題も抱えており、町民の皆様とともにこの問題を共有し合い、よりよいバラ園として、町民の憩いの場として存続し、問題点を解決できればという思いで質問させていただきます。

平成13年に開業いたしましたバガテル公園ですが、この公園の概要、実績についてお伺いいたします。

まず、この設置目的、そしてこれまでの経営主体がいろいろ変わっているかと思いますが、これまでの経緯について。また、季節別入れ込み客数、開園からの売上推移とこれまでの町の負担額、そして町民が利用した場合の施設利用料金助成事業要領の利用状況について、町のご説明をお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員の河津バガテル公園の概要、実績について、細かく今3つほどあったような気がします。1つ目から順に答弁いたします。

まず、1つ目の設置目的及びこれまでの経緯についてでございます。

バガテル公園は、ご存じのように、先ほど議員が申していたように2001年、平成13年に町の活性化事業として花の町かわづのシンボリックな公園として誘客を図り、フランス式庭園とバラの花による魅力を発信する施設として運営してまいりました。この20年間に入園者も

年々減少しまして、現状では開園当時の約2割と落ち込みまして、運営形態も第三セクターの会社から現在の町の直営に変わり、現在に至っております。同様に、経費もここ数年では約5,000万以上の町負担と町会計を圧迫しております。

私の町長就任時の公約の一つとして本公園の再生に取り組むこととお約束しまして、平成30年、2018年10月より再生に向けて事業再生検討委員会を立ち上げまして、経営形態、幾つかの方向を検討してまいりました。基本的な方向性の結論としましては、1つ目として民間の活力を導入して再生を図る。2つ目として、バラ園は現状で維持し、入り口付近のフランス広場については、事業者の意向で改良できるものとして指定管理の公募という方法で取り組む方針が決定をいたしました。具体的な公募につきましては、令和元年5月に園全体を町の直営ということではなく、町が不足をしているノウハウを民間の力を借りて再生する方向で検討しまして指定管理者の公募という形で募集を行いました。締切りの4月末には応募者がなく、残念ながら不調に終わる結果となりました。

指定管理者の公募不調によりまして、その後に各社のヒアリング調査を行いました。新たな疑問点やご理解をいただけていないこともわかりまして、改めて説明会参加者の方々に通知を差し上げまして、再度指定管理に向けて情報交換会を開催し再構築を図りたいと考えておりました。しかしながら、昨年10月末にコンサルタント会社を通じまして交渉の相手企業から指定管理の相対交渉については打ち切りたいとの連絡をいただきました。理由ははっきりしませんが、経営者側の判断によるものだとということでありました。その後、委員会の意見を踏まえまして、6つの当面の運営方針は直営で運営し、今後の方策を検討することになりました。

議員の皆さんにもその都度説明会等で説明をしておりますが、本年3月にこれまで相対で交渉まで行っていました民間業者から次のような提案がありまして、町としてもその事業者と一緒に今後再生事業の足がかりをつかみたいとの思いから、本定例議会での関係予算を提出してございますので、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

事業者による提案につきましては、要約すると町のふるさと納税制度の強化によりバガテル再生事業の資金確保を図り、その上で新たな計画や事業者を募るというものであります。ふるさと納税につきましては、関連会社のノウハウを生かし増額を図り、見込みでは約倍増の2億円を考えているとのことでありました。ふるさと納税事業を強化するとともに、再生事業に向けて基本的なコンサルも行き、2年目に本格的に事業に向けて動き出していきたいとのことでした。

町としても、事業者によるふるさと納税強化にも盛りまして、増額できれば資金確保にもつながり、さらに2年目に向けては事業実績も判断材料とすることができますので、今後の新たな展開に向けて進めていきたいと考えますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

2つ目の季節別入れ込み客数及び開園からの売上の推移と町の負担額でございます。

コンサルタント会社の検討委員会に出された分析資料によりますと、来園者の割合は、大まかですが、春バラ2か月で約50%、秋バラ2か月で約25%、その他の月8か月で25%の状況であります。なお、売上の推移と町の負担額については担当課長より答弁させます。また、町民が使用する場合には無料となるわけでございますけれども、その場合の施設利用料金助成事業等の利用状況については担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは設置目的及びこれまでの経緯と、それから開園からの売上の推移と町負担、それと施設利用料金助成事業の利用状況について説明させていただきます。

河津バガテル公園は、町長の話にもありましたように、平成13年4月に当時の総合計画により「自然美あふれる暮らしやすいまち」そして「多くの人が集まる魅力と活力あるまち」を実現すべく、農業と観光が有機的連携を図るために整備されたもので、その目的は河津バガテル公園の設置及び管理に関する条例に、地域の活性化及び住民福祉の増進と文化の向上を図るためと規定されております。

バガテル公園は、フランス庭園式バラ園として、18世紀フランスの歴史と文化が薫るシンメトリー、左右対称の建造物の異文化を体験できる公園であります。これまでの経緯につきましては、バガテル公園は平成13年4月28日にグランドオープンを迎え、管理運営につきましては、平成13年当初からは第三セクターの（株）花の蔵と（株）バガテルジャポン、また平成16年から平成26年までが（株）河津バガテル公園、平成27年から河津町の直営ということで管理運営をしております。

それから、開園からの売上の推移と町負担でございます。

開園当初の平成13年度は、約2億2,000万円、平成14年度は約1億8,000万円、平成15年度が一番多くて約3億4,000万円の売上があります。平成16年度から19年度にかけては約2億3,000万円から約2億7,000万円ということで、2億円台で推移をしています。平成20年か

ら平成26年度は約1億1,000万円から1億7,000万円ということで、1億円台で推移をしております。平成27年度から29年度は町直営ということになっておりまして、約5,000万円台で推移をしております。平成30年度以降4,000万円台、約4,000万円台ということで推移をしている状況でございます。

町費の負担額でございますが、平成21年度から指定管理制度による指定管理料を支払っております。平成21年度2,000万円、平成22年度3,000万円、平成23年度2,430万円、平成24年度4,335万円、平成25年、26年度と3,635万円を支払っております。平成27年度からは直営となっておりますので、その支出超過分の数値でございますが、平成27から29年度は約3,000万円台、平成30年度約6,000万円、昨年、令和元年度は約6,200万円というような金額となっております。

続きまして、3つ目ですが、施設利用料金助成事業のことですが、河津バガテル公園施設利用料金助成事業要領ということが、要領が定められておりまして、公の施設であります河津バガテル公園を多くの町民に利用していただくため、町民と町外に居住する固定資産税納税者等がこのバガテル公園を利用した場合に、その利用料金を町が負担するというものがございます。平成27年度より直営となっておりますので、この27年度以降無料で入園できるということになっております。この要領の普及によってバガテル公園を利用した状況ということで、町直営になってからの5年間の状況を報告させていただきたいと思っております。

平成27年度が1,380人、平成28年度2,489人、平成29年度1,991人、平成30年度1,717人、令和元年度1,964人ということで、例年2,000人余りの町民等が利用されているということがございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） いいですか、担当。以上で答弁のほういいですか。

5番、上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

町の負担額もかなり負担しているのかなと思いますけれども、また町民の利用者が意外と多いなというようにちょっと直感で思ったんですけれども、農業と観光、町の活性化の事業でこのバガテル公園が造られたということでもあります。

このバガテル公園でありますけれども、観光振興にも大きく貢献していると思うんですけれども、公園があることによる町内及び町外への経済波及効果、これについて、もし調べているようでしたら伺いたいと思っております。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、経済波及効果につきまして答弁いたします。

波及効果につきましては、平成23年8月の在り方検討会の提言の中でも示されております。その意見書の中では、町内の施設でこれだけの集客実績のある施設は少なく、また河津バガテル公園の存在を誇りと感じている町民も多い。伊豆地域全体の集客施設としての見地からもフランスのバガテル公園をコンセプトに特化した類似施設はなく、河津町の地域特性とも言えるということで在り方検討委員会でも評価をされております。

また、誘客施設としての効果も大きいと思いますし、河津桜を中心とした花の町かわづの象徴的な施設としても、花菖蒲園がなくなった状況下で存在意義は大変大きいと思っております。

また、町内の方の雇用ですとか物品購入、委託事業などの支払いも行われておりまして、事業所としての役割も大きいと思っております。

また、波及効果につきましては昨年調査したものがございますので、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） バガテル公園の波及効果ということでございます。答弁させていただきます。

バガテル公園の町内、町外への波及効果の質問ですが、平成31年2月から3月の第29回河津桜まつり開催時に実施しました来場者へのアンケート調査データと、来園者数については平成27から平成30年度の平均入園者数をもとに、平成23年の河津町産業関連表及び伊豆半島地域産業関連表を用いて、令和元年、昨年の9月に一般財団法人静岡経済研究所に依頼して推計を行ったものでございます。町外の波及効果は、伊豆半島7市6町を対象としております。

これによりますと、公園来園者消費支出によります経済波及効果は、町内1億7,221万円、伊豆半島9億1,731万円と推測をされております。試算条件としましては、先ほど27から30年度の平均入場者数ということで、こちらのほうは4万4,482人をデータとしております。参考としまして、来園者の居住別1人当たりの支出額ですが、町内支出額は県内来園者が3,896円、県外来園者は4,491円。伊豆半島内支出額でいきますと、県内来園者は1万1,234円、県外来園者は2万5,460円という推測値になってございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

バガテル公園があることによる経済波及効果もかなり数字的に上がっているのかなという気がいたします。

また、これらの資料をもとに、昨年より公募による、町民の方を含めまして、再生検討委員会というのが開催されておりますが、ちょっと会議の内容がよくわからないので、会議ではどのようなことを話し合っているのかお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほど方向性の中でも検討委員会の結論等一部紹介してございますが、もう一度こちらで主な内容だけ答弁いたしたいと思います。

委員のメンバーの関係でございますけれども、外部の専門家1名、町内の公募による方2名、地権者代表1名、あとオブザーバーとして私ですとか副町長が出席をして、既に12回開催をしております。

目的は、再生事業の方針の検討と決定に向けた意思結集を行うことを目的に組織をされております。

これまでの内容につきましては、先ほども経過で申し述べておりますが、その時々状況に応じて方針の検討などを行っております。これまでの内容については担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 会議の内容ということでございますので、そちらのほう答弁させていただきたいと思います。

町長が申しましたように、再生検討委員会の構成メンバーは4名でございます。会議の内容につきましては、平成30年10月3日に第1回を開催して以来、町長が申しましたとおり、4月9日までに12回開催をされているところでございます。

内容につきましては、第1回から4回まで、バガテル公園の現状を把握し、自立再生を断念し、再生に向けての方向性を検討しております。民間との連携を軸にバガテルブランドを維持し、民間活力を導入しての存続というような方向が決まっております。

第5回から8回まででございますが、民間との連携を模索する中で、指定管理を前提とした指定管理者公募を実施する方向となり、指定管理者公募の条件及び公募要項等の検討を行

っております。

第9回から10回ですが、指定管理者公募の状況と結果、これは不調にあったわけですが、それによりまして今後の方向性を再度検討し、引き続き民間委託の可能性を模索していくというような結果に、内容になっております。

第11回から12回につきましては、今後の方針を検討する中で、飲食委託業務の方針と店舗、テナントの募集の内容を確認し、ふるさと納税の活用方針の提案を受けての今後の方針の話合い等が行われたということでございます。

内容につきましては以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

方針の検討ということでありまして、続きまして、バガテル公園の収支について伺いたします。

収入が見込まれない場合に支出を抑えることも同時に行わなければならないと思うんでありますけれども、経費の削減についてどのようなことをしているのか伺いたします。特に、電気料など町外へ出てしまう経費の削減についてご説明をお願いいたします。

続きまして、開園当初から3年間は黒字であったわけですがけれども、入園者数が何名入り、売上げが幾らぐらいになれば黒字経営になるのか。具体的な数字が分かりましたら伺いたしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、収支についてお答えします。

まず、これまでの削減は何をやってきたかということでございます。

これまでの経費の削減では、雇用関係ですとか施設整備の関係、逆に施設の休止、お休み、休日を設けたり定休日の設置など数々の対策を行ってきております。私が町長になりまして再生事業を進める中で現状を確認したところ、これまで手をつけていなくて放置の状況が一部に見られまして、観光施設としてのふさわしくない状況を改善すべく施設管理はもちろん、庭園の管理などもしっかりこなしながら再生に向けて検討をしております。

また、文化の薫る公園として、秋には各種団体や県、文化団体などの協力を得てイベントなどの充実もさせております。おかげさまで職員にも意欲が感じられ、前向きに管理等にも取り組んでおり、特にバラ園などは以前よりもグレードアップしたとのお客さんの声も聞かれます。そういう意味では、先ほど町内の方の入園者の増加が見込まれるということをお話

しましたけれども、この辺も一つの成果としてあるのかなと、そういうふうに考えております。

今後も、必要などころへしっかりお金をかけまして、削減できるところは積極的に取り組んでいきたいと考えております。とにかく、今は再生に向けて根本的な見直しを図ることが経費の削減につながるものと考えております。

詳細につきましては、担当課長より後ほど答弁させます。

それから、2問目の収支の黒字の関係で、幾ら売り上げれば収支は黒字になるかという、その点についてお答えしたいと思います。

コンサルタント会社の現状分析報告書によりますと、今後も直営で仮に経営を想定した場合の収支改善数値目標としては、入園者数と客単価において収支バランスを考えております。具体的には、現在の約2倍であります入園者数は8万6,862人、もしくは客単価は1人当たり2,261円として、どちらか一方がクリアされれば収支のバランスが取れるものと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 私のほうからは、経費の削減は何をやってきたかということでご答弁をさせていただきます。

経費の削減ですが、町長の答弁でもありましたように、レストラン棟の休止や物販棟施設のテナントによる貸出し、休園日の設定などで経費の削減を図ってまいりました。また、昨年度は地権者様にご理解をいただきまして、土地の賃貸借料の改定を行うなどして経費の削減に努めているところでございます。

バガテル公園のバラ園部分については、町総合計画の地域資源を生かしたまちづくりの中で花を生かした観光の振興にも位置づけられておりますので、今後も再生に向けて努力したいというふうに考えております。

また、特に電気料金についてということの質問がありましたので、こちらのほうについては、業者決定については一般競争入札が原則であります。電気関係は専門性が極めて高い分野であると、他の物品購入とは違って入札で対応するものにも高度な専門的知識が必要と、情報網等が必要であるということですので、現に全国見ますと入札指名参加願いの届出が出ていなかったり入札が不調に終わっているといったような事例もあるそうです。こうしたことから、現在その対応に向けて庁舎内で検討しているところでございますので、ご理解をい

ただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。電気料金については検討と。

収支、年間の入れ込み客数8万6,862人という、何か何となく目標が見えてきたのかなという気もしますけれども、これ歳出がいろいろ分かれていることによってバガテル公園の会計でございますけれども、自治体で経営する観光施設等、公営企業会計など特別会計の適用拡大、これは国も推進しているところであります。経営の見える化は必要と感じているんですけれども、このバガテル公園の会計を別に新たにつくることについての町の見解をお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） バガテル公園の会計の関係でございます。

特別会計という形が一般的には言えるのかなと思っておりますけれども、この特別会計の検討について過去に検討されたと聞いておりますが、収支をはっきりさせるという面では特別会計のほうがはっきり状況がつかみやすいのかなと思います。ただ、町が行う施設運営ですので、根本はやっぱり町民の福祉向上という面で施設が建設されたりとか運営されている意味合いもございますので、今後町の、バガテル公園だけじゃなくて施設全体も含めて目的なども考えてやっぱり決める必要があるかと思っておりますので、現状では今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） 今のところ考えていないということでしたが、ちょっと経営の見える化は必要でないかと思うんですけれども、必要ないという認識でよろしいですか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 必要ないということではなくて、やはり公共の福祉という目的があったりするものですから、そういう中でどうしても制度的に適しているのかいないのかという問題もあると思います。ほかの施設の関連もありまして、例えば、具体的に申しますと踊り子温泉会館の経理の問題とかいろんな関係もあると思いますので、そういう施設も含めて、どうやっていくのが一番町民に理解されて見える化ができるかということも含めて、全体を見直して考えていかないと駄目なのかなと。本来、目的としてはやっぱり町民の福祉向上と

というのが根本的にまちづくりとしてあるものですから、その辺も絡めて検討していく必要があるかと思っております。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） 分かりました。ありがとうございます。

今後、いろんな面で公共施設、観光施設は見える化が多分必要になってくるんじゃないかなと思っております。

続きまして、このバガテル公園とパリ市の間でバラ園内園芸管理支援協定というのを、これを開園当時締結していると思うんですけども、この協定書の内容、よく名前は出てくるんですけども内容まではちょっとよく分からないんで、これについて詳細なご説明をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、バガテル公園のパリ市との協定だと思いますが、その内容について私から根本的な部分だけ答弁して、あとは担当課長より答弁させます。

パリ市との協定につきましては、開園後の2002年11月に河津町長とパリ市長で園芸管理の支援協定という名前で結ばれております。主な内容は、バガテル公園への指導者のパリ市からの派遣、教育、友好交流事業などがございます。そういうことで、2002年、開園後約1年ぐらいたった後にパリ市との協定を結ばれたと、そういうことでございます。

担当課長より詳細については答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、河津バガテル公園とパリ市との協定についてということで、詳細についてのご質問ですので内容を説明させていただきたいと思います。

正式名称は、河津バガテル公園バラ園内園芸管理支援協定という名称になってございます。まず、6項目について合意をされております。

1項目めは、パリ市の河津バガテル公園バラ園整備の実行指導と工事实行の計画案への積極的な参加。それから、2項目めとしまして、一般公開後の河津バガテル公園バラ園による成功と公園内でのフランスとパリのプロモーション。3項目め、河津町はパリバガテル公園の精神を恒久的に尊重し、造園の品質とバラ園の技術の維持に留意し、公開された施設とスペースの調和の取れた発展促進を希望する。4項目め、河津バガテル公園庭師、これは研修生を意味するということですが、の補足教育の必要。5項目め、パリ市をモデルとして国際バラコンクールを企画するに当たっての河津町への効果。6項目めが、フランス国パリ市と

日本国河津町間との友好及び河津バガテル公園とパリ市バガテル公園間での文化的協力のプロジェクト及び技術交換の成果というようなことで6項目が合意されております。

この協定書には第1条から第7条までございまして、第1条は協定の目的でございます。パリ市は、河津町に河津バガテル公園バラ園の園芸及び庭園管理の支援を保証する。パリバガテル公園の精神を河津に保存、強化するためのメンテナンス技術、それからスタイル上の支援。第2条、支援業務の内容ということで、パリ市から保証される支援について、植栽プラン、整備計画を園芸、造園面で批評、分析し、技術的解決策を指導する。第3条、援助業務に関する支出ということで、河津町がパリ市に依頼し実行された任務の経費の負担。第4条、知的所有権。コンセプトやオリジナルのオブジェなどは署名した双方の同意なしでは商業的利用及びPR等はできない。協定書が解約された後も同様である。第5条、協定期間ということで、こちらのほうは1年更新ということになってございます。第6条が解約ということで、解約希望後6か月後という形になってございます。第7条、訴訟。訴訟が起きた場合については、パリ市の行政裁判所で執り行うとの内容になっております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

パリ市との協定書ということで、大体内容は分かりましたけれども、基本的な農業技術の支援関係が主な内容かなと思います。

このバラ園というものは、もともと春バラと秋バラの時期に来園者が増えることがごく当然のことですけれども、今、桜まつり上げて、海水浴など季節に合わせて営業していくというのが商売をする上で必須であるかなと思いますけれども、季節営業は協定書の中では可能なかどうか、その辺のちょっと整合性について、分かるようでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 季節営業の関係ではございますが、今まで特に協議したことはございませんが、問題はないのではないのかなと考えております。協定書の中に特段触れる内容に当たるものはないと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） 可能ではないかということです。

このパリ市の協定書は1年更新の自動継続という話でございますけれども、この協定書の必要性及び魅力にはどのようなものがあるのかも伺いたしたいと思います。この協定書を、例えば破棄する文言も入っていると思いますけれども、破棄した場合のデメリットにはどんなことがあるのか、分かるようでしたら伺いたしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 協定書のデメリットについては、現的に事が起きていないので分からないものですから想像でしかないんですけれども、協定書によりますと6か月前から解除の意向が示せるということでございます。ただし、裁判となった場合にはパリ市の裁判所でやらなきゃならないということ、あるいは意匠の問題なんかもあるかと思えます。解約後も守らなきゃならないということもあると思いますので、大変大きな問題となるのかなど。ある面では国際間の問題になる可能性もあるのかなど思っております。

1年前でございますか、当時パリ市との交渉の間に立ってくださったフランス在住の日本人の方とお会いしたことはあるんですけれども、その中でこの辺のことも少し伺いしてみただんですけれども、特段今の状況でしたらパリ市としても特に言ってこないものですから、今の状況でいっても、今の状況なら特段問題はないのではないのかなどいうことは聞いております。

そういう中で、今後そういうことが起きるのかどうかわかりませんが、ちょっと国際的な部分が出てくるものですから、できないということではございませんけれども、その辺をどうしていくのかというのが町として、対応としては結構大変なことになるのかなど思いはありますけれども、そういうことで想像している段階でございます。そんなことで今考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） もしこの協定解約された場合については、やっぱりこのバガテルという名前の使用ができなくなるということが一番大きなことかなというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。協定書の件はこれで。

続きまして、公園内における規制についてちょっと伺いたしたいと思いますけれども、

公園内において、最近はやりのグランピングというキャンプみたいなテント張るのがあるんですけども、こういうことが可能なのかどうか。それに伴いまして、バーベキューなど火器を使うことが可能なのかどうかお伺いいたします。

また、パリ市のバガテル公園、パリ市民の憩いの場所でありまして、旅行記などをネットで今見るができるんですけども、パリ市のバガテル公園ではクジャクの放し飼いが行われておりまして、結構人気を博しているようであります。鮮やかで公園の目玉になるものかなと思っておりますが、このクジャクの放し飼いについて町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） バガテル公園での規制の問題、1つはグランピングの問題、1つはクジャクの放し飼いの件についてお答えします。

バラ園自体はパリ市の協定書の対象となりまして、景観ですとか意匠の問題がありますので、グランピングについては協議が必要だと思います。ただ、入り口のフランス広場付近ですとか旧レストラン付近などは特に問題は私はないと考えております。ある面では、河津バガテル公園の雰囲気の中では自然の中でのグランピングは、これグラマラスという魅力的なキャンピングの意味だと思います、グランピングというのは。そういうことで、自然の中でのグランピングには逆にフランス広場でも適しているのではないのかと感じておりまして、今後の誘致の手段としては検討すべきものだと考えております。

また、バーベキューについては場所などエリアを決めれば可能ではないかと考えております。

それから、クジャクの放し飼いについてでございますけれども、私もパリ市のバガテル公園に行ってクジャクの姿を見たことがございます。私が以前訪問したときには、園の中にいっぱいいるということではなくて、周りにちらほら見かける程度で、特に動物園みたいなイメージではなくて、普通に散歩している、歩いているなというような感じで見かける感じでした。そういう意味で、パリ市の放し飼いの理由は分かりませんが、現状の河津バガテル公園なんかを考えてみますと、放し飼いですので管理上の問題だとかいろんな問題があると思いますので、やっぱり放し飼いについては今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） グランピングについては検討、協議事項であるということ。

クジャクなんですけれども、結構いいかなと思っていろいろ調べてみました。結構飛び回るんで、風切り羽って、クリッピングと言うそうなんですけれども、切ることによって逃げることもなく、多分パリ市ではそういうことをやっているんじゃないかなと思います。また、東伊豆には動物園の予備校、アニマルキーパーズカレッジとi Zooさんがやっている学校もありますので、そういうところと技術連携すれば可能ではないかなと思います。

また、餌についても鳥の餌で十分だという話がありましたので、いま一度、もしよろしければ答えをいただきたいんですけれども、バガテル公園の業務要求水準書というのを昨年5月に発行して、公募のときの多分要件の一部だったと思うんですけれども、こういう水準書を発行したんですけれども、この中に管理運営方針というのが中にございまして、創意工夫により効率的な経営、創意工夫のある企画や効率的な運営、創意工夫により入れ込み客数の増加に努めることと、こういうようなことが書いてあるんですけれども、この水準書も含めまして、いま一度クジャクについてお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、クジャクの件については担当課長より後ほど答弁させます。

それから、水準書の関係でございます。これは、昨年指定管理者の公募という作業を行った中で水準書、要領等作った中で示したものでございます。これは、結果的に不調に終わったわけでございますけれども、当初の経営分析から始まりまして、各事業者へのタッピング、例えば要領等の内容検討、検討委員会などの会議で運営方針について検討を行ってきました。その中で、先ほど申しましたけれども、不調後も相対の2事業社とヒアリングなどを通じて交渉調整を行ってきまして、その中で民間事業者の考えですとかネックになっている大きな要因が見えてきております。具体的に共通していることではございますが、大きくは2つございます。

1つは、指定管理料が見合わない。これは、町では年間1,500万円の指定管理料を示したわけではございますけれども、それを見合わないという民間の考え方。2つ目は、設備投資のリスクが負えない、これが2点目でございます。この2つのことを踏まえて、民間事業者の最終的な判断となったわけではございますけれども、中には指定管理料が約4倍ぐらい出さないととても見合わないよというような意見もございました。そういう中で見えてきたことは、町で基本的な財源による事業を行う意思を持っていることで、町と民間事業者がテーブルに初めて着けるということが分かりまして、現状のままだと民間事業者はリスク配分として町の想定している数倍以上の指定管理料を求めてくる状況もつかめました。

そういう中で、今回提案してございますふるさと納税を使った中で新たな資金を造成して、その上で民間事業者を再度募ることによってある程度テーブルに着けて、それから交渉が始まるんじゃないかなと。そういう意味も含めまして、昨年のこういう交渉過程の中で民間事業者がかなり見えてきたもんですから今回の事業に至ったと、そういう経過でございます。

それでは、クジャクの件については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） クジャクの放し飼いの件でございますが、私のほうからはクジャクのちょっと生態について少しお話をさせていただきたいと思います。

クジャクは、キジ目キジ科の鳥類だそうで、一般的にはインドクジャク、マクジャク、コンゴクジャクというような3種類のクジャクを指して言うそうです。先ほど議員からも話があったように、雑食で昆虫や植物の葉、果実、種子などを食べるそうで、性格は非常に攻撃的で、特に雄にはけんかが絶えないということだそうで、昼行性で、飛ぶことはうまくないそうですが、安易に近づかないほうが、攻撃性があるということで、よいということでございます。

クジャクがきれいに尾羽を、尾羽というか飾り羽が生えて見られるのはその時期だけで、これは繁殖期の求愛行動によるもので、繁殖期の雄だけに見られるものということで、大体3月から6月に限られるそうでございます。そのほかの期間は飾り羽が落ちてしまって、雌とどっちか区別がつかないような状況になるというようなことでございます。また、鳴き声も独特なものがあって、非常に大きな声を出すということで、多頭飼い、多く雄を見せるために飼うと、先ほども申したとおりけんかつ早いということで雄同士のけんかが絶えないというようなことですので、飼育する場合は雄雌の数の調整が必要ということで、きれいな雄がたくさん飼えないということは、余りそういうもので誘客をするということはちょっと不可能かなというふうに考えております。

こうしたことから考えると、公園内で飼育することはクジャクの性格や飼育の手間を考えると適さないのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） 分かりました。3月から5月に羽がきれいということは春バラにちょうどいいのかなという気もしますので、また諦めずに何か対策を考えていきたいと思っております。続きまして、バガテル公園の民間委託についてお伺いいたします。

昨年、バガテル公園指定管理公募要項、500万ほど使いまして事業を行いましたけれども結果公募がなかったわけでございますけれども、その原因をどう受け止めているのかお伺いいたします。

また、各説明会参加者や山田コンサルティングに、どのような要望なり意見があったのかお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 委託会社に任せる理由ということでございます。

これ、前問でも少しお答えをしましたけれども、関連がありますが、続きになりますけれども、相対で交渉を続ける中で、このような課題について、民間業者からふるさと納税を絡めた資金で造成の施策が提案されまして、事業者もこの段階から取り組んでくれることによりまして、これまでと違い、ふるさと納税とバガテル再生事業に民間事業者のノウハウを生かすことができまして、町民にとってもメリットがある取組として、新たな展開に向けて取り組みたいと思っております。

理由は、先ほど申しました相対での交渉の中で民間事業者の考え方が見えてきたこと、あるいは水準書、あるいは要領の中で町がそれを作った中で、コンサルタントを通じて各民間事業者からのいろんなご意見を伺った中で、今回の方法が新たな方針として取り組むことに先行きが見えてくるんじゃないのかなということで、今回このような民間会社を取り入れて新たな方向性を出したいということで、今回の補正予算の中でも提案させていただいたと、そんなことでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

民間業者に委託するというところでございますけれども、例えば先ほどのグランピングにしろクジャクにしろ、委託会社に任せて、これをどこまで規制を許すのか、これを考えるのは、町では規制を許さない場合も民間であれば許す範囲など、その辺の町の見解といたしますか、どこまで許して、町がどこまで介入するのかという、その辺の線引きがあればお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） これは、今後の課題になって、場合によってはコンサルタントといたしますか、事業者さんと民間との、算入する方の内容にもよるかと思うんですけれども、基本

的な今までの検討委員会の考え方については、バラ園は残そうという考え方です。基本的には。それから、フランス広場についてはどんどん手を加えていこうという考え方でございます。そういう中で、グランピングなんかも、先ほど申したようにフランス広場なんかについては新たに参加する事業者さんがやりたいということになれば、当然いろんなことができるんじゃないのかなと思っています。ある面では適しているのかなと思います。

もう一つは、バラ園の使い方ですけれども、当然パリとの協定もあるわけですが、ただ、バラ園のときもそうです。それ以外にも、例えばオランジェリーの使い方だとか、それについても独自のものができんじゃないのかなと。

協定を維持しながら、例えばオランジェリーでも飲食ができたとか、例えば、今日の新聞に出ていましたけれども、プロジェクトマッピングみたいなイベントができたとか、場合によっては周辺も何か利用できる可能性もあるのかなと思いますし、その辺も含めて、協定の、パリの協定の範囲の中で対応せざるを得ないわけですが、ただフランス広場については民間の事業者さんのある程度意向を酌んだ中で、特にグランピングなんかは大変有効な手段ではないのかなと私自身は思っておりますし、中にはそういうことをやりたいみたいな話も若干聞いたこともありますし、既にもう星野リゾートさんでもさえもグランピングやっているような時代でございますので、グランピングが見直されているという話も聞いておりますので、自然環境の中で、やりようによっては今後有効な手段ではないのかなと私は思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） 民間委託することによって、自然環境の中でやるには有効な手段であるということでしょうか。

バガテル公園につきましては以上でございます、続きましてコロナ禍関連についてお伺いいたします。

今回、多くの事業者様に休業要請における補助金を出していただきまして、まずもって御礼を申し上げます。

この予算執行に当たり、3月の当初予算で予定していた事業の中止や次年度に先送りする事業には何があり、総額で幾らぐらいになるのかお伺いいたします。

また、今回のコロナ関連に関する支出内容及び財政措置内容についてお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、コロナ関連につきまして先送りする事業、あるいは財源措置の内容についてお答えします。

今回の事態を受けまして、当初より事業ができなかったり、あるいは先送りになったり、今後の状況によって変更が考えられるもの、各課のヒアリング等行って財源の見込みなども調査をいたしました。これは、先ほどのほかの議員の答弁でも申し上げております。状況については後ほど担当課長より申し上げます。

それから、財源の関係でございますけれども、4月より既に専決補正をしたものもありますし、今後国の交付金事業ですとか不透明なところもあります。昨日から、第2次補正の関係で地方創生臨時交付金の2兆円の部分も審議されておりますので、それが何に使えるのかちょっとはつきり分かりませんので、そんなことも含めて、今後それを注視しながら、財源を考えながらいろんな対策を取っていくのかなと思っております。そういうことで、これについても担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） それでは、最初の予算執行しないといえますか、留保した事業の関係でございます。

新型コロナウイルス感染症により事業の中止や次年度へ先送りする事業ということでございます。6月の補正予算のヒアリング時に合わせまして、庁内全課を対象に一般会計当初予算についてヒアリングをしたところでございます。今後の感染動向により不確定な事業は除きまして、防災・減災対策や緊急性を有するものは留保しない方針でヒアリングをしたものでございます。その結果、26事業、約2,500万円を留保させていただいたところでございます。この中には、河津バガテル公園のワインカーブの解体工事とその附帯修繕、あと夏季、夏頃までに行う予定の事業、イベントが中止になったことによる、そういう関連した事業費分等が含まれております。本定例会に補正予算を計上しているものもでございます。

使用期限を今年迎える職員の業務用のノートパソコンの買換えの件でございます。

当初予算で45台を購入する予定でいたわけでございますが、再度精査をしまして継続使用できます25台分を減額しまして、次年度に先送りをすることによってさせてもらう補正予算を計上させていただいているところでございます。

次に、コロナ関連の支出及びそれに伴う財政措置の内容ということでございます。

1つの基準としまして、6月補正予算は今回この中には入れないでご説明をさせていただ

きたいと思います。

コロナ関連での主な支出についてということでございます。

先ほどの行政報告でも述べさせていただいておりますが、これまで専決処分によりまして経済対策として予算補正をしているところでございます。

4月7日付で河津町中小企業新型コロナウイルス対策資金貸付金利子補給制度分としまして1,000万円を、4月27日付で6月支給します児童手当支給に伴って1万円をかき上げして給付します子育て世代臨時特別給付金給付事業で771万8,000円、1人一律10万円を給付する特別定額給付金給付事業で7億1,602万2,000円、4月29日から5月6日まで休業要請にご協力いただきました商工事業者の皆様に対しまして20万円を支給します新型コロナウイルス感染症対策緊急支援補助金で3,000万円、それと新型コロナウイルス感染症拡大により業績が悪化した商工事業者の皆様へ10万円を支給します同拡大防止に伴う休業要請協力金特別定額給付事業としまして4,097万5,000円、合計で8億471万5,000円を関連で予算措置をしたところでございます。

このほかに、感染予防資材の調達を行っているものでございます。令和元年度分で98万4,000円、今年度分で46万6,000円、合計で145万円ほど関連資材の調達を行っているものでございます。県の地震津波対策等減災交付金の対象事業にもなるということで、その2分の1は県費で交付を受けることも予定をしているところでございます。

また、専決処分しました財源でございます。

資金貸付金利子補給金の1,000万円には前年度繰越金を充てているところでございます。町単独で行っています観光商工事業者向けの2つ、先ほどの2つの事業分7,097万5,000円につきましては財政調整基金を財源としています。このほか、2件の国庫補助事業につきましては全額国費を財源としているということでございます。

なお、本定例会でご審議いただく補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症拡大防止支援交付金の一部を専決処分しましたこの予算に財源更正の補正予算として計上もさせていただいているということで、これにつきましては、またその議案のときにご説明をさせていただきたいと思っております。

現状の対策と財源については以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。26事業、2,500万円が執行保留という形になりました。

ちょっとコロナ関連は時間もないので、次のコロナ終息後の観光振興についてお伺いしたいと思います。

国では、Go Toキャンペーンなど観光や飲食業、イベントに関する支援を予定しております。国や県など観光振興に関する支援策の内容はどのようなものがあるのか、まずはお伺いいたします。

また、コロナ終息後、国・県の支援の下、町ではどのような計画があるのか。具体策があればお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、コロナ終息後の観光振興についてお答えします。

先ほど議員がおっしゃったように、国のGo Toキャンペーンというのが第一次補正で予算化されたということでございます。これまで、特に国のほうからこの事業についての具体的なまだ方針が示されておられません。聞くところによると、7月末頃からある程度告知をされて、8月から適用になるような話を聞いております。

現状としては、今県内といいますか周辺では、それまでの間の県内の宿泊事業者の助成等の補助金等の分が今話題となっております、Go Toキャンペーンについては、この後になるのかなという感じがしておりますけれども、今後Go Toキャンペーンについても国のほうから具体的な方針等が出てくると思います。

私が予算関係で知る限りで若干説明したいと思っておりますけれども、そのGo Toキャンペーンの関係でございまして、4つの大きな柱がございまして、観光キャンペーンのGo To Travel、それから飲食キャンペーンのGo To Eat、イベント・エンターテインメントキャンペーンのGo To Event、それから商店街キャンペーンのGo To 商店街がありまして、それぞれに特典がつくというものでございます。

今後、河津町としても産業団体から私の提案していることもございますが、コロナがある程度終息した後は各関係団体と協議をしながら進めていきたいと思っております。

事業については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） それでは、私のほうからは事業の詳細ということで説明させていただきます。あくまでも現時点で把握している内容でしかお答えできませんが、先ほど町長の答弁でもありましたが、このGo Toキャンペーンは4つの大きな柱がありまして、議員がお尋ねの観光振興に関する支援策としてのGo To Travelキャンペーンは、

国内旅行を対象に宿泊、日帰り旅行商品の割引を行うとともに、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関等で幅広く使用できる地域共通クーポンを発行して観光全体の消費を促し、観光需要の喚起を図るとしております。割引とクーポンは旅行商品価格の2分の1、最大1人1泊当たり2万円で、過去の旅行を促進するキャンペーンの中でも最大規模と言われております。国のほうでは、Go To Travelキャンペーンを含む各種需要喚起キャンペーンを民間事業者等へ委託し実施する予定とのことでした。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。

国・県、これとかは国の支援策だと思うんですけども、県の支援策もこの間の6月5日の静岡新聞に出たんですけども、県内1泊最大5,000円割引、県民対象、県観光対策費用の見出し、記事があったんですけども、この県民の方を町内に誘導するためにどんなことを考えるか。これ、早急にある程度考えないといけないと思うんですけども、考えがあるようでした考えを、もしないようでしたら、そのスケジュール的にどんな感じでいくのかお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 具体策の関係だと思います。私が提案しているのは、各施設で持っている顧客名簿を中心として誘客宣伝を考えてみたらと団体には意見を申し上げております。県のほうの補助についても、多分明日県知事から正式な発表があると思いますが、そういう中でちょっと河津町遅れているものですから、どういう形で今後町として観光事業者と協議してやっていくのか、はっきり方向性見えていませんけれども、何か明日観光協会の理事会が開かれるという話も聞いておりますので、その中である程度また煮詰まったものがあるかと思いますが、一応私のほうとしてはリピーターをもう少し重点的に考えてやったらどうかというお話はしてございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。観光立町の町ですので、ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村議員の一般質問は終わりました。

企画調整課長より答弁の修正がございますので、課長、お願いします。

○企画調整課長（木村吉弘君） 午前中の渡邊弘議員の一般質問の中で、ちょっと答弁に間違いございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

ふるさと納税の委託事業についてのところで、昨年6月末にポータルサイトを導入したサイトの名前を「ふるさとチョイス」というふうに申し上げたんでございますが、これは河津町が最初から導入していたポータルサイトでございます。6月に導入したものは「さとふる」でございましたものですから、おわびをして訂正をさせていただきます。すみませんでした。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 一般質問の通告のありました2番、桑原猛君、1番、大川良樹君の一般質問は明日10日に行います。

◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

明日は定刻再開といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

6 月 10 日（水曜日）

令和2年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年6月10日(水曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度河津町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第3 報告第1号 令和元年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(河津町税条例等の一部を改正する条例について)
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河津町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河津町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(河津町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第9 議案第21号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第22号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第23号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第24号 河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第25号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第26号 令和2年度河津町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第27号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第28号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第29号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議員派遣の件

日程第19 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員（11名）

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	後藤幹樹君
企画調整課長	木村吉弘君	町民生活課長	土屋典子君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	村串信二君
建設課長	山本博雄君	水道温泉課長	土屋正樹君
教育委員会 事務局長	川尻一仁君	工務係長 会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長	飯田吉光	書記	大川知寛
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1回につき3問、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

2番、桑原猛君、1番、大川良樹君。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（土屋 貴君） 2番、桑原猛君の一般質問を許します。

桑原議員。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） おはようございます。2番、桑原猛です。マスクを外させてもらいます。

令和2年第2回河津町議会が開催される当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可を得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の私の質問は、1問目に、若者のIターン・Uターンの推進について、2問目に、コロナ禍の長期化を見据えた体制づくりについてです。

町長はじめ関連課長の答弁を願います。

まず、1問目、若者のIターン、Uターンの推進について質問いたします。

まず、今回の新型コロナウイルス対策には、町当局、町民の皆様のご努力がありまして、町内の感染者が出ることなく過ごせることに感謝いたします。

しかしながら、首都圏ではいまだに感染者が増えている実情があり、国の示す新しい生活様式に沿った対応がまだまだ続くと感じております。その首都圏には河津町出身者も数多く居住し、就職、就学をしていることと思います。

本来ならゴールデンウィークには帰省して、家族と過ごすことができ、お互いの健康状態を確認し合えたでしょう。しかし、帰省もままならない今回、先送りしているご家族も心配であったと思います。また、身近にいてほしいと感じたのではないのでしょうか。

このコロナ禍において、都市部の若者に向けた就職情報会社の調査結果が報道されました。そこには、新型コロナウイルスの影響で地方に転職したいという意識が都市部の若者に広がっているとありました。その就職情報会社によれば、地方への転職を希望すると答えた人が36%、今年2月の調査と比べると、およそ14ポイント多くなりました。

地方への転職を希望する理由については、テレワークで場所を選ばずに仕事ができることが分かったとか、都市部で働くことにリスクを感じた、地元に戻りたいといった答えが目立ったということです。

調査を行った会社は、今後、感染が終息して、地域をまたいだ移動がしやすくなれば、UターンやIターンの転職が増えるのではないかと見解が報道されました。

この調査結果を受け、河津町が安全であったこと、新しい生活様式にもあるテレワークな

どの働き方に適した環境であること。また、定住後、子育てをするにも環境が整っていること、伊豆縦貫自動車道開通に伴う利便性の向上など、アピールすることによって、流出した若者の呼び戻しのために、動き出すチャンスと捉え、検討する必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の若者のIターン・Uターンの推進について、その中で、昨今のコロナ禍の状況の中のこういう動きをチャンスとして捉えて検討する必要があるんじゃないかということだと思っておりますので、お答えしたいと思っております。

今回の新型コロナウイルスの感染症拡大対策として、企業などでは、先ほど議員もおっしゃったように自宅で仕事をするテレワークが注目をされまして、大変話題になっております。これからの働き方として、都会ではなくて自然豊かな本町のような、河津町のような田舎で暮らしながら、仕事はテレワークで行うことができるならば、大変、今後のIターン・Uターンの可能性は私もあると思っております。

特に、今回の場合は都会で新型コロナウイルスの蔓延をして、特に、先ほど議員がおっしゃったように田舎、河津では特に感染者が出ていないという状況を考えるならば、命を守る、あるいは家族の健康を考えたときに、議員お尋ねの出身者ですとか、働きたい人たちに移住するよい機会であり、またそういうチャンスになってくるのではないかなど、そういうふう

に思っております。

これからの働き方の方法として、自分が職場に移動するのではなくても、情報機器を使えば仕事はできるということになれば、河津で暮らすことも可能であると思えますし、ただ、都会の状況を見ますと電車通勤なんかも大変、コロナの場合大変危険なわけがございますけれども、そういう電車通勤もなければ、新型コロナウイルスの感染のリスクも軽減されて、命も守れ、健康にもよいとなれば大いにやっぱり推進すべきことだと思っております。

具体的にどうするかということですが、当面は移住相談などの今回の出来事を例に取りPRしていくべきだと、私は思っております。特に、この件については、出身者にかかわらず、幅広く移住を希望する人にPRすべき、そういうことではないのかと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 現状は把握していただいているというところでありますが、これから、

やはりそういうところにハード面でもいろいろな対策をしていかないと、それを早急に行わないと、いざ来たときに受け入れられないかなと感じます。

それで、今年の成人式に出席しまして、そのとき新成人とお話をさせていただいたところ、河津が好きです。しかし働くところがないので外に出ますと、こういう言葉が聞かれました。そう思わせてしまったことは、やはりそういうハード面がない、我々大人たちの責任だと反省いたしました。

今までも、先ほども町内出身者が外へ出ていくということで、生まれ育った土地を好きだと言ってくれる若者を何も無い町に帰って来てもしようがないから、都会で頑張れと送り出していたのではないかと感じます。

時代も変わり、先ほども話しましたが、仕事の仕方が多様化してきている現在、私たちも考えを改め、いかに若者が仕事をしやすい環境を、働く場所の確保をしていくことが大事であると感じております。

町のIターン・Uターン対策は起業する人、就職の受入れをしている登録業者への就職をする人には補助事業がありますが、家業を継ぐなどの場合、事業拡大を前提にした国の事業継承補助事業しかないと認識しております。その補助を受けようとしても、申請がスムーズに進まず諦めるケースがあると聞きます。現状維持の規模では何も補助がない状態です。私の携わっている建設業などは、高齢化に伴い、従事者の人手不足に追い込まれつつあります。

今回、Iターン・Uターンの若者に着目しましたが、全ての若者が将来を担っていくのです。町の産業を継続し、発展していくために若者は地元で根づくような補助体制の充実が必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのご質問の町の産業を継続していくために若者への補助体制等の充実が必要じゃないのかなという、そういう質問だったと思います。お答えしたいと思います。

まず、その前に河津町の若い人たちの考え方といいますか、そんなことで賀茂の広域連携の中で、子供たちですとかにアンケートを取ったことが昨年ございまして、その中で、河津町というのが子供たちが将来、やっぱり15年後に住みたいというような率が、賀茂地区内でも一番高いというアンケートの結果が出ております。そういうことで、議員がお話をされた成人式の若者もそういう気持ちを持って、多分、成人式に出られたのかなということで、河津は大変いいところだという認識は、若者としても持っている方が、感想が多いのかなと、

そんな感想を持っております。

それから、河津のように住む場合、私は確かに仕事の場所がないということもあるかと思えます。それは、伊豆地区全体の中でも、会議等でも仕事の場所がないから来ないんだというようなことをよく聞きます。首長さんたちもそういう意見を持っておられる方もあります。

ただ、やっぱり、これからは働き方として、物をつくるということもハード面だけではなくて、ソフト事業でも物をつくりながら仕事ができるということもできるような気がするんです。そういう時代となってきたということで、若者が率先して起業するようなことも、将来的には働き場ということじゃなくて、自分で起業をして、ソフトの物をつくるか、そんな事業もこれからは町にとっては一つのこういう移住ですとか、働き口の受け口として、そんなことも考えていくのかなと、最近、特に、そんなことを私も、物をつくるということを思ったときに、そんなことを考えております。

それではご質問にお答えしたいと思います。

まず、河津町あるいは賀茂地区の現状でございますけれども、当然、皆さん、ご承知だと思いますけれども、人口減少が続きますして、さらに高齢化ですとか、少子化が進み、この状況をやっぱり急には人口が増えるということもないと思いますので、徐々にまず止めて、それから増やしていくということで、急には人口が増える見込みというのは望みないような状況でございます。

その中で、小規模の商店など生活に欠かせないものになっております。特に高齢者が40%以上というこの現状の中で、小規模のお店というのは大変重要な役割をしておりますして、地域の生活の支えにもなっているところもあると思うものですから、そういう意味で小規模事業者の重要性というのも改めて認識をするようなところでございます。

特に、そんな中で、小規模事業者の中で、議員がおっしゃるように後継者がいる場合とない場合があるかと思いますが、実際のところ、多くは後継者の確保が難しい状況にあるのではないかなと、そんなことも私としては想像しております。

しかし、商売をするためにはそれなりのやはり生活があるものですから、収入が見込めないと難しいわけでございますして、商売として成り立つ仕組みをつくるのがまず大事であろうかと思っております。

先ほど、ちょっとお話ししましたけれども、ソフト事業の関係で、取り扱う商品の内容ですとか、購入方法もネットを使ったりとか、いろんなことを考えていくことが必要じゃないのかと思っております。そのためには町が補助金を出せばいいということではなくて、まず、

引き継ぐ意思を固めながら、ご本人が固めながら、事業の内容についてもいろいろ研究してみることも、私は大事であるのかなと思っております。その上で最終的な決断をすることが、本人にとっても、今後生活をしていく上でも、そういうことが大事じゃないのかなと。そのための国の補助事業ですとか、あるいは商工会の指導を受けて行うことによって、失敗は許されませんので、まず取り組んでみる必要があろうかと思っております。町としてはそのような事業を活用するお手伝いできればよいと思っております。

どちらにしても、これから事業継承の問題はあります。事業者と継承者が必ずしも身内ではなくても、町外から移り住んで事業を引き継いでもらえるような仕組みができればベストなのかなと、そんなふうに思っております。

これからも、地域経済をどう動かしていくのか、商工会なんかによりますと、商工会による伴走型支援というも力を入れてございますので、地域の小規模事業者寄り添って、伴走型の支援ということで、商工会の今までのような人の指導だけではなくて、今後の経済活動を助けるような、そんなことも国の方針としてあって、商工会も現実に伴走型支援をやるといった話を聞いておりますので、この町が住みやすい、暮らしやすい町にするために、定住人口ですとか、流入人口を増やすことが大事だと考えております。

担当課長に、そういう取組などについては答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 私のほうからは、取組などについてということで、答弁をさせていただきます。

町長が申していたとおり、商売を引き継ぐためには、生活できるだけの収入が見込めることが重要であると思っております。現状の商売を引き継ぐ魅力のあるもの、もしくは新たな事業展開が望め、商売として成り立つ可能性があるものなど、そういった条件があつての補助でなければ、短期や一度限りの補助では意味がないというふうに思っております。

今、議員のほうからもお話がありましたように、現在、伊豆縦貫自動車道の整備が進んでおります。これが一つの起爆剤となって、新たな事業展開ができるような仕組みが考えられるのではないかとこのように思っています。

そのためにインターチェンジ周辺地域振興計画などの策定を行っております。また、コロナ禍の中、コロナウイルスの存在を前提としながら新しい生活様式の実践が求められております。この機会を新たなチャンスと捉えて、まさに新しい生活様式に対応した事業展開がで

きるよう、地元ほか商工会等とも含めまして、持続可能な事業継承ができる仕組みづくりを検討していきたいなど、そのように考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 答弁ありがとうございます。

先ほど、私もお話ししました、今、課長からも答弁ありました事業の継承について、国からは大分、先ほど町長が言った小規模業者に対しても、他人でも引き継いで、そういう事業を大分大きなお金の新規のことを始めれば、大分大きなお金を融資していただけると、そういう仕組みも、私どもも承知はしております。ですので、そういうところを、いろいろアナウンスを広げていただいて、なるべく起業を、または継承を、町の産業がなくならないようなそういう仕組みをしていただければと思います。

続きまして、2問目に移らせていただきます。

2問目、コロナ禍の長期化を見据えた体制づくりについてです。

私の携わっている建設業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、大手、準大手の全国ゼネコンが工事を中断しました。しかし、地域建設業は工事を継続せざるを得ない状況にありました。資金力をはじめ、経営資源が潤沢でない中小建設企業は地域建設業の大半を占める中で、大手などと同じ判断を下せば、たちまち売上げ面で苦境に立たされ、自社だけでなく、協力業者も巻き込んだ死活問題に発展しかねないのです。

また、地域の守り手としての責務を果たしていく上で、感染防止というリスク管理に努めながら、現場稼働と向き合っている現状があります。

現時点で新規工事の打合せが、都道府県からの人との交流ができないため、打合せ等が滞り、経済的なダメージに比例して今後の受注計画にマイナスの影響があるのではないかと考えます。

計画が延期になった場合、離れていった協力業者が工事再開時にすぐに戻ってきてくれる保証はないし、現場を一度離れた職人はなかなか戻ってきてくれないなど、工事延期が協力業者や技能労働者との関係性、そして施工体制に影響を及ぼす可能性があると考えます。

また、現在の状況で自然災害が発生すれば、国難はさらに深刻化すると予想されます。地域建設業が災害対応という使命を全うしていく観点からの工事受注と円滑な施工を通じた経営と、体系と体制の安定化は不可欠になっています。

地域建設企業の多くは万全の感染対策の下、引き続き現場を稼働させる方針と考えます。

ただ、資機材の調達難や客足の鈍化による民間建築物の供用時期の変更など、外的要因が今後の現場稼働に影響する可能性があるため、不可抗力による工事遅延、経費負担などの対応について、民間工事を含む発注者としっかり共有し、コロナ禍の長期化を見据えた体制づくりを進める必要があると思います。

建設業も模索し、地域の守り手として、責務を果たしていく上でも感染防止というリスク管理とともに、事業継続に向けていくわけですが、工事の達成化が急務と感じます。

そこで、町民にも15%上乘せのお得な、また工事業者にも町内の受注が見込まれるプレミアム工事券を活用していただくことが活性化につながるのではないかと考えます。

平成29年より工事の見積書に法定福利費の明示化が義務づけとなっております。これは事業主が雇用者に掛けている各種保険、例えば健康保険、雇用保険などですが、過去には諸経費として含まれ、値引き対象とされ、法定福利費を捻出するために労務費に負担がかかっておりました。事業者としても適正価格を守るため、プレミアム工事券の上乗せ分を法定福利費に充てるなど、雇用の安定化に寄与することがあると考えます。また、工事業者にも雇用推進の呼びかけをしていただくのも、幅広い情報伝達ができるのではないかと考えます。

より多くの町民に利用してもらうように情報提供が大事と考えます。詳しい内容の周知方法また利用時、工事の遅れはないように速やかな手続を行ってほしいと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのご質問のコロナ禍を長期化見据えた体制づくりということで、主に建設業関係のお話があったかと思いますが。数々のご質問といたしますか、内容だったので、もし落としているところがあればまた教えていただきたいと思います。

ご質問の中で、建設業の大変さといいますか、いろんなことが関連して起こっているなど思っております。今回の新型コロナウイルスの関係では、建設業をはじめ個人の方も含めまして、それぞれいろんなところに影響が及びまして、それぞれご心配ですとか、ご負担、あるいは心の面では感染症の恐怖ですとか、生活面では、経済的な面では生活の維持とか、それぞれが大変な思いで過ごされていると思っております。

また、これも一旦終息したような傾向が見られますけれども、まだ、第2、第3波も予想されるということで、まだまだ心配されるということで、ある面では新しい生活様式ということで、対策をしながら生活をしていかなきゃならないというような、そんな不安の中でそれぞれの皆さんが生活していると、私も同じように思っております。

特に、建設業のお話を先ほどされたわけでございますけれども、建設業での今後の不安、特に、現場の状況、桑原議員からいろいろお伺いしましたけれども、その中でもやっぱり工事の遅れと申しますか、そのことによってのいろんな経済的な影響、あるいは資機材の調達などの心配も多いかと思っております。

ほかの、他の議員の質問でも、昨日お答えしておりますけれども、やっぱり町として、やっぱり事業の関係の進捗状況も今後、心配されるわけでございますけれども、財源を確保できるならば、そういう建設業の方たちの影響も考えて、できるだけ予定どおり進めていきたいなど、そんな思いでございますが、これも状況によってはちょっとまだ分かりませんが、そういうことで、町としてもできるだけ建設関係なんかの遅延についても、財源が確保できるならば続けていきたいなど、そんなことで今後の状況にもよりますが、どうしてもやっぱり繰延べですとか、今年度の実施については見直すこともあるかもしれませんけれども、そんな気持ちでは取り組んでいきたいと思っております。

また、議員のお尋ねのプレミアム工事券の発行事業でございますけれども、今回の補正予算の商品券合わせて、工事券と一緒に使っていただくということで、周知を考えております。そういうことで、今回、特に国から一律10万円ずつのお金も来ておりますので、河津町約7億円のお金が落ちるわけでございますので、それを利用してもらって、町としてプレミアムもつけて、一緒に商工業者含めて、個人の方も含めて、みんなが利益を分配できるような形で、ぜひ取組のお金を有効に使っていきたいなど、そんなことで、この商品券の発行事業も合わせて、増加をしたいなど思っております。

手続については商工会と打合せを行いまして、今月中に予約的なことをやって、7月あたりから出すお話があるようでございます。若干、商品券と工事券がずれるという話も聞いておりますけれども、そんなことで今後商工会よりチラシ等のお知らせが入ると思っておりますので、情報提供についても徹底をしていきたいなど思っております。

それから、桑原議員、いろいろなことを言われたわけでございますけれども、建設業界も大変な状況があるというお話も分かりますし、それと、働き方改革の中でやっぱり、建設業で働いている方たちの待遇の問題なんかも、確かに町の工事関係でも、先ほど言った福利厚生関係ですが、そんなことも聞いておりますので、これから建設業の方たちも大変な中でございますけれども、ぜひとも継続をしてやっていただくために、町もいろいろ関係団体等併せて、これからも対応していきたいなど思っております。

そういうことで、桑原議員のいろいろ現状を教えてくださいましたけれども、そんなこと

も考えながら、今後対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 建設業界の現状を、私訴えさせていただきましたが、プレミアム工事券、これが活性化になるように、私もいろいろ広報の手伝いをしたりしていきたいと考えております。

次に、このコロナ禍で町では町の産業を維持するために、先ほどのプレミアム商品券や工事券、また多くの対策を取っていただいたところではありますが、様々な事業所で対応策を検討し、休業を余儀なくされた方、先ほども話しましたが、不安であるが事業を継続しなければならなかった方がいました。今後も終息まで見通せない部分があり、どのような手だてで終息まで事業を継続させるか、難しい問題を抱えているのは現在も変わっておりません。

そこで、各事業所が新型コロナウイルス禍での営業形態の対策、対応など、町で集約できないでしょうか。第2波、第3波と騒がれているところであり、新しい生活様式だけでは乗り切れるか疑問が持たれます。

ここで思い当たるのがBCP、事業継続計画です。緊急事態が起きた際、事業、資産への被害を最小限に食い止め、中核事業を継続させて、いち早く事業を復旧させるために、平常時や緊急時における様々な対策や方法をまとめた計画であります。事業ごとに計画していただき、取組の集約、例えば新しい生活様式を基に、ソーシャルディスタンスの上手な取り方や、人の配置をずらして距離を取ってなど、単純で分かりやすいものでいいと思うんですが、それを町が推進し、各事業所の情報の集約、共有化を、町民の安心・安全を保てるような指針をつくっていただければと思うんですが、お考えをお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員のご質問で、情報ですとか、集約ですとか、取組について共有化したらどうかということだと思います。

詳しい内容については、承知をしてないわけですが、そういう参考になる件がありましたら調査をして、対応したいなと思っております。役場の中でもBCPと申しますか、そういうものもつくっておりますし、ただ、これもこのコロナ禍の体制の中ではちょっと考えにならないところもあるかと思っておりますので、そんなことを含めてBCPについても、今後考えていく必要があるのかなと思っております。

私が特に思っているのは、特に宿泊関係ですとか、お店なんかなんですけれども、これか

らだんだん終息に向かっていく中で、お客さんを迎え入れるときに何が大事かなということ
をちょっと考えたときに、当然、誘客も大事なんですけれども、もう一つ、今、桑原議員が
言われたように対策、どう取っていくか、県下なんかでも示されておりますし、私もいろ
ろ情報を調べてみますと、例えば長野県なんかですと、そういう対策を取った宣言のステッ
カーだとかチラシを作ってやっているところもございます。河津としても何とかそんなこと
はできないのかなということは今、担当課に検討させておりますけれども、例えば、何か
宣言の店とか宿とかと書かれた中で、共通のものをポスターなりステッカーで貼ってもら
って基本的なものはやってもらって、その中で独自のものはまた事業所なり宿なり書いてもら
って貼り出すという形で、そんなことが合わせて大事じゃないのかなと思っております。

誘客あるいはお客さんに対して、取り組んでおりますよということは示すこと、それとや
っぱりお客さんに来てもらうということと併せてやっていかないと駄目なんじゃないかなと
思っています。そんな取組等も検討していく必要があるのかなと思いますし、桑原議員がお
っしゃるように、これから第2波、第3波を心配されるわけでございますので、そういう取
組状況を共有しながら、今後取り組んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） まさに今、私が質問したことの回答をしっかりといただいたと思います。

先ほど、私もBCPと言いましたけれども、BCPまで、感染症BCP、災害BCPと分
けてまで検討するというというのは大変なことだと思いますけれども、やはり、従業員、お
客さんは全ての方が安心・安全で施設を利用し、できるように細かいところまで、もし共有
できれば、あの店舗ではやっていたけれども、この店舗ではやっていないとか、そういうこ
とがないように、町全体で同じ対策をして、みんなで河津を、安全だということを、先ほ
どもIターン・Uターンのときにも話しましたけれども、河津は安全であると、そこをメイ
ンにして持って行っていただければと思います。

以上で、私の質問を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 2番、桑原猛君の一般質問は終わりました。

10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹君の一般質問を許します。

大川議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） おはようございます。1番、大川良樹でございます。

令和2年河津町議会第2回定例会開催に当たりまして一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、新型コロナウイルス感染症、町内復興対策について。

2件目、観光復興施策について。

3件目、シティプロモーション、町宣伝担当の必要性について。

以上、3件でございます。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

早速ですが、1件目、新型コロナウイルス感染症、町内復興対策についてお伺いします。

昨日より、同僚議員からも質問されておりますが、この新型コロナウイルスにより、生活が激変いたしました。観光が第一の産業である当町におきましても、年間を通じ一番の稼ぎどころ、ゴールデンウィークを前にし、国の緊急事態宣言が発令され、町、県からの県外流入者抑制のため、宿泊施設、飲食業、また観光施設などへの休業要請が出され、観光立町でありながら、お客様に来ないでくださいと、本来であれば考えられない事態であり、なお、いまだ町内では営業を再開していないお宿さんもあるということも聞いております。

3月、4月の感染拡大期にマスコミなどが取り上げる首長の方々は「これは災害である」、また戦争に置き換える方もいらっしゃいました。昨日も多くの同僚議員からありましたが、そんな状況下で岸町長ご自身はこの緊急事態をどのように捉え、町政に臨まれておられているのでしょうか。今回の場合は自然災害と違い、コロナという目に見えないものとの闘いがあります。今回、河津町は休業要請協力金、緊急支援金など、財政が厳しい中、近隣市町よ

りも手厚い施策、補償が打たれたと私は思います。

しかしながら、そこに至るまでのスピード感というのは、決して周りと比べるわけではありませんが、早いとは言えず、私も多くの町民の皆様から質問、要望、お叱りをいただきました。これから町自体もこの逼迫している経済を取り戻していかなければいけない。先ほども申し上げましたが、今回は見えない敵との闘い、自然災害とは同じとは言えませんが、昨年4月に私たち議員視察で伺った岩手県山田町は3.11からの復興復旧のため震災直後の復旧期、新たな土地への建設開始、各種活動の指導の最盛期、いろいろな活動の拡大のための発展期、この3つのスパンを10年間で設定、計画、復旧復興を進めておりました。自然災害とは同じとは言えませんが、今後、第2波、第3波が起こり得るかもしれない。しかしながら、経済活動を前に進めていかなければいけない。

今回のケースでも、自分自身は緊急事態宣言など出され、感染が落ち着くまでの感染期、今現在、この時点はいろいろな施策を講じる再生期、それを実行に移していく発展期、そのように3つのスパンで、スピード感を持って施策をどんどん打たなければならないと思うのですが、町長ご自身はどのようなスパンで施策を打つお考えなんでしょうか。新型コロナウイルス、これを初期対応からどのように捉え、現在に至るのか、町長はまた今後を含め、どのようなスパンで施策を講じるおつもりがあるのか、以上2点をお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員のお尋ねの質問にお答えしたいと思っております。

まず、コロナウイルスをどう捉えるかという大川議員の質問でございますので、お答えしたいと思います。

まず、私の今回のコロナウイルスの関係で感じていることについてお答えしたいと思っております。これは、他の議員の答弁と重なることもあるかと思っておりますので、ご容赦願いたいと思っております。

考え方としては、感染症対策についても、やはり防災対策と同じような考えで取り組んでいますし、町の行動計画に従って対応してきております。これまでの対応の中で何回も申しませんが、地震、津波、洪水などの災害に比べ、幾つかの違いを感じておりますので、ランダムですが、幾つか述べたいと思っております。

1つ目、実際の被害が目に見えてこない。ある面では、他の災害に比べて悲惨さが感じられない。これが1点目でございます。

2つ目、災害が起こってる中で、目に見えない敵と闘わなければならない難しさがある。

これが2点目です。

3点目、これは先ほど大川議員も申しておりますけれども、災害復旧という観念ではなくて、日々、災害対策を行っているというそういう状況。

4つ目、感染者が誰なのか不明。災害のものが、源が分からない。とにかく分からない対策や努力が必要となる。これが4つ目でございます。

5つ目でございますが、感染防止対策が大事だな。町民だけで収まらない。移動者も含めた対策をしなければならないというのが5つ目でございます。

6つ目でございます。感染拡大地域が国全体でとてつもなく大きく、そして、場合によっては国際的な部分まで広がっているということで、とてつもなく大きいということ。それゆえに、町単独では解決できる問題でもないというのが6つ目でございます。

それから、7つ目でございます。感染予防としての事前対策がとても大事だということでございます。想定していろいろ行うしかない、そういうことでございます。これ7つ目でございます。

8つ目でございますけれども、町民はもとより、本部となる職員の感染防止対策や家族を含めての対策が大事であるということでございます。

9つ目でございますが、町としてもできるだけ感染予防対策をしても、実際は感染を防げないことも考えなければならない。こういうことが9つ目でございます。

それから、10番目でございますけれども、長期になると経済対策も並行して行わなきゃならない。先の見えない中、いろいろな検討が必要だということが10番目でございます。

それから、11番目、最後になりますけれども、治療薬がない段階では完全な終息はない。

以上のような、思いの中での行政として、何を基本に行うか、自分なりに考えたのが、次の幾つかの点でございます。2つほどございます。

まず、1つ目、町民の命を守る対策が第一。感染症防止対策の徹底、これを1つ目として取り上げました。

それから、2つ目でございます。経済対策も並行して行う必要がある。一時的な生活支援を町が行うとしても、根本は国の大きな支援による経済対策による、特にこれから終息期から経済対策が大事である。

以上のことを考えて、今まで施策を行ってきました。

そういう中で、自分の思うことの中でございますけれども、これも2つございます。

1つ目として、大きな流れの中で情報収集の徹底を自分としては必要。

2つ目として、その時々で早めの決断と実行をしようということで、そういう思いでやってきました。結果は分からないけれども、今、できることをやろうというような、そんな信念でこれまで取り組んできたつもりでございます。

このような考えで、初期から現在まで対策を行ってきております。

確かに情報が遅いとの意見もあるようでございますが、できるだけ自分自ら発信することも含め、あらゆる方法、手段で情報の発信に努めておりまして、これからもできるだけ早く情報の発信に努めていきたいと思っております。町民の皆さんも昨日も言いましたけれども、できるだけ自分から知る努力、町としても、町民に知らせる努力をしていきますので、ホームページ等の閲覧を積極的にして下さるよう、これからもお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 初期対応から現在に至るまで、かなり丁寧な分かりやすい説明ありがとうございました。

先ほどから申し上げているとおり、この新型コロナウイルスの対応は自然災害のように目に見える復興ということは感じられませんし、また、世の中の雰囲気も終息というよりも、今後はいかにコロナウイルスと一緒に暮らしていくのか、どのように共存しながら暮らしていくのか、今までの生活からの脱却、新生活様式の導入などとも言われております。特別給付金が出たタイミングでプレミアム商品券の発行、工事券の施策をされた、非常にいいことだと思います。他市町と比べてもスピード感を感じる施策だと思います。

平成29年、30年と商工会は同じようにプレミアム商品券の発行を行っております。その際、30年度の数字ですが、商工会が商店、業者からの回収率というか、換金率は発行から1か月で53.5%、3か月で81.6%とかなり早い段階での回収、換金がなされている。これを見ても、プレミアム商品券の発行は即効性のある町内需要、活性化が生まれている施策だと思います。

今回、プレミアム商品券の発行を町当局の意図は、先ほど申し上げたように、疲弊した町内経済の復興として、ある程度スパンを考え、約3か月で8割の回収ができる、さらにまた年度内にもう一度、プレミアム商品券を発行するとか、経済対策の消費喚起を上げるような施策を講じる予定はないのか、アベノミクスではありませんが、第2、第3の矢で、経済施策のお考えはいかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 大川議員の質問にお答えしたいと思っております。

先ほどの第1問目の関係で、少し答弁を落としたものがございますので、補足をして、それを含めて答弁したいと思います。

1問目で、どんなスパンで進めていくのかという部分があった答弁を落としたものですから、併せて答弁いたします。

今回の災害は、情報がどう変わるか不明であるということが、政策を行う上で大変難しい点でございます。特に、先ほど申しましたように治療薬が開発されない場合に感染のリスクがございまして、いつ拡大するか分からない状況でもあります。

大きくは、初期は感染症の予防対策が主体で、まず命を守ることがその対策の大事なところであります。それから、ある程度収まったら停滞期は経済対策も行っていく必要があると思っております。現状で考えるならば、収まっているようにも見えているわけですが、それでも予防しながら経済対策も行わなきゃならない、そんな状況であろうかと思っております。

経済対策もいろいろなことが考えられるわけですが、国や県の動向、あるいはDMOといいますか、広域で行っている観光組織であります美しい伊豆創造センターなどの広域団体ですとか、町の産業団体との連携による対策が大事であると思っております。これらの議会からも要望等を受けておりますので、この辺の産業団体との連携もさらに強めていく必要があるかなと思っております。

今後は、状況が安定していく中で、その時々で状況判断をしていきたいと思っております。

次に、最後のご質問の町内の経済対策について答弁いたします。

議員がお尋ねのように、当面は町内の需要喚起策として、プレミアム付商品券発行事業を行います。これは20%のプレミアム部分を町が補助して、総額で6,600万円を商工会で販売するものでございます。事業については、本定例会で補正予算として計上しておりますので、ご審議のほどお願いします。

また、併せて当初予算で議決をいただきましたプレミアム工事券発行事業も同じ時期に行いたいということでございます。これは15%のプレミアム分を町が225万円を補助しております。両事業の商品券発行は約8,300万円でございますので、町民の皆様にはぜひともご協力、ご活用を願いたいと思っております。

特に今回は、国からの一律、1人10万円のお金もちょうど皆さんに配りしている時期でございますので、そのあたりも活用していただく。それから、商工会としても今までプレミアム商品券、当初予算編成前に出てこなかったわけですが、今回のコロナウイ

ルスの感染の経済状況を受けまして、4月1日にプレミアム商品券を発行してくれというような要望も受けておりますので、そんなことを受けまして、この対応をした、そんな状況でございます。ぜひともこのお金が町内の経済の循環の一つの起点として使ってもらえればいいのかなと思っております。

それから、有効期限の問題でございますけれども、現状では1回の予定でございます。ただ、情勢によって、今後、これが変わるかもしれません。それともう一つはやはり財源の問題もありますので、その辺も国の財源、あるいは県の財源、町の財源も考えながら、状況によって考えていかなきゃなくなると、そういうことで確約はできませんけれども、そんなことを考えています。

それから、工事券の関係等でございますけれども、これは今までは工事、あるいは修理とか修繕なんかのも使っていたわけでございますけれども、今回はやはり先ほども言ったように、コロナウイルス感染症対策も必要だと思いますので、そういう部分でも工事券なり、おもてなし工事券というのもありますので、あと、聞きますと商工会の中の補助事業でもそういうのあるようでございますので、特に換気対策だとか、そんなことも工事をやる場合にはぜひこの制度を使っていただいて、有効に使っていただけたらいいのかなと、そんなふうにも思っております。

また、小規模事業者の緊急対策で一定程度、減収のある事業者に対して、支出金を、支援金を出している事業では、商工会の経営指導に期待をしております。これは先ほど桑原議員の質問にもお答えをしましたが、やはり商工会の伴走型支援というのは、これからもっと必要になってくると思います。そういうことで、商工会の指導力もこれから大いに発揮していただいて、伴走型支援をお願いしたいというのも一つの支援金の意図でもございますので、そんなことで商工会にも力を発揮していただきたいと思っております。

それから、お尋ねの事業者がふるさと納税の返礼品として販路開拓を進めることも、私も大変よいことだと思っております。既に、この機会に新たに、例えば納税したら生わさびを返礼品に登録したり、あるいはこういうマスクも返礼品として登録した方もございますので、あらゆる手段を使って、特にふるさと納税についてはこれからもいろんな方たちにぜひとも活用していただいて、特に事業者、あるいは農業者、第一次産業の方たちにもさらに進めていただいて、これからの制度を活用していただいて、お互いに利益があることで、ぜひ進めていきたいなど、そんなふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 先ほども申し上げましたが、平成29年、30年度には一般向けにもプレミアム商品券の発行を行いました。しかしながら、昨年10月の消費増税の際には先ほど町長おっしゃられましたけれども、一般向けには発行されず、住民税非課税者と3歳未満の子育て世帯主に対しての同じく昨年は20%のプレミアム商品券事業が打たれ、締切りだった令和元年11月28日現在の数字ですけれども、対象者数が1,657人に対し、購入者507人、販売金額945万円、執行率が約30%と、余り当町におきましては、思ったよりも昨年のプレミアム商品券の発行は需要が上がっていない。

その前、2年間はプレミアム商品券の発行を行っていたのに、一番肝心の消費増税の際にはプレミアム商品券の発行を行わなかった。これは悲しいことか、昨年10月から年末にかけて町内商店、飲食業の皆様からも口々に暇だね、暇だね、本当にやばいねという声が多く聞こえておりました。その頃から町内経済は非常に厳しいように感じておりました。それに輪をかけ、今回の新型コロナウイルス感染症、ダブル、いやトリプル、これを機にお店を閉めたという方があるとも聞いております。

しつこいようですが、ぜひとももう一度ご検討いただいて、年度内にもう一度プレミアム商品券の発行事業もしくはそれに代わる経済対策を検討していただきたいと思います。

また、今回、営業補償で商工会の経営主導という項目もあり、経営指導の中でぜひともお願いをしたいのですが、商工会にもこの4月より地域おこし協力隊の方が1名加わり、ふるさと納税返礼品の拡充をされるということで、本当に河津にはまだまだ掘り起こしのできる商品が、先ほど町長がワサビやいろいろなことをおっしゃっていましたが、たくさんあると思うので、ふるさと納税は財源確保にも直結します。本年度、補正でも予算を膨らませ、1億5,000万円という高い目標がされております。これをさらにクリアできるように指導も含め改めて、商工会へお願いしていただけないでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それではただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、プレミアム商品券の関係でございます。

今回は今までとちょっと違う状況があるかと思えます。先ほど議員がおっしゃった国策の中で、子育て世帯のプレミアムの券だと思えますが、確かに利用率は少なかったというのも承知をしております。

今回、商工会といろいろお話をしていく中で、やはり町内需要等を喚起するにはどうした

らいいかということで、当然、プレミアムの率を上げるということもございます。市町によっては50%のところもあるようでございますけれども、一応、河津町も今までにない率ということで20%にして、少しでもプレミアムをつけて使っていただこうということでございます。そういう中で、ぜひとも皆さんがいろいろ生活の中でいろいろご苦労されているということもあるものですから、ぜひとも、この制度を使っていただきたいというのが一つの意味合いの中で、商工会と協議をして、この額を決めさせていただきました。

私は当初、もっと大きい額でということも思ったんですけれども、商工会の考え方もあるようですので、一応6,600万円ぐらいの規模になったわけでございますけれども、とにかく今回のこの事業も使ってもらわないと始まらない話でございます。そういうことで、今後もこの事業がどういう推移をしていくか、使ってもらえることが多くて足りないというくらいだったら、さらに考えていきたいなと思いますし、それも、状況把握も考えながら、また経済状況等も考えながら、それについて決めたいなと思っております。

もう一つは、商工会にお願いしたのは、プレミアム商品券をやって事業者の方が換金が遅いというような、ちょっと話も聞いたことがあるので、なるべく換金を早くしてやるということがやっぱり大事だと思いますので、だから、聞いているところ月に2回ぐらいやってくださるような話を聞いておるんで、なるべく券を使ったら、すぐ換金ができるような仕組みもお願いをしたいなと思っております。

それから、今まで発売日が、予約の受付が平日だったんです、商工会の中で。それも最初の日を日曜日にしていただいて、会社等のお休みも使って、初日については日曜日に予約券が申し込みできるという形で、ちょっと日も検討してもらったり、なるべく皆さんにも使ってもらえるような工夫はしたつもりでございますけれども、まだまだ工夫する点もあるかと思っておりますけれども、今回の状況を見て、また、いろんなことも考えながら、今後、対応していきたいなと思っております。

それから、ふるさと納税の関係でございますけれども、これは昨日もバガテル関係でも申しましたけれども、本当にふるさと納税、昨年から四十数%伸びているということでございます。去年は宿泊関係ですとか、大変大きな伸びをしております。今月号の広報でもお知らせしてございますけれども、多くの方にご利用していただいて、町民の方にメリットあるということで、特に第一次産業の方たちにも、ぜひ多く利用していただきたいなと思っております。

この年度当初のいろいろ申込状況を見てみましたけれども、やはり海産物なんか、農産

物も結構人気があるということも分かっておりますので、ぜひとも大いにご利用していただいて、皆さんが、お客さんの申し込みした方たちも喜んでいただけますし、それから地元の方たちにも経済効果があるということで、そういう制度でございますので、町にとっても財源として確保できるということでございますので、さらにさらにこれを民間の力を借りながらぜひ増やしていきたいと、そんなように思っております。そういう中でふるさと納税について、これは一つの柱として考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 総合的に、やはり今、町長おっしゃったようなことがうまくすれば、本当に町内の経済循環も併せてよくなっていくと思っておりますので、ぜひ、本当にこれ一発で終わるんじゃなくて、次にまた何か政策をぜひ進めていただいて、歩みを止めないような形でお願ひしたいと思ひます。

ぜひ、あと、昨日、大分皆さんの質問、同僚議員の質問を聞いておまして、町長の答弁で国からの地方創生交付金について、詳細が分からないのでということで、答弁が何回かありました。ぜひ、そちらの詳細が出るまでのいろいろな想定をしながら、国のお金を使えるものは使いつつ、町内経済の活性化につなげていただきたいと思ひます。

続いて、2件目、観光復興施策についてお伺ひします。

観光庁では、新型コロナウイルスの感染拡大は観光需要の低迷や外出の自粛等の影響により、地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えている。このため、新型コロナウイルス感染症が流行終息後には日本国内における人の流れと町のにぎわいをつくり出し、地域を再活性化するための需要喚起が必要。まずは感染防止を徹底し、雇用維持と事業の継続を最優先に取り組みとともに、今回の感染流行終息後において甚大な影響を受けている観光、運輸業、飲食業、イベント、エンターテインメント業などを対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを講じるということで、観光庁の出口戦略として、特に国内需要を上げるため、観光庁はG o T o キャンペーンを令和2年度補正予算案額1兆6,794億円組まれております。

中でもG o T o T r a v e l キャンペーンは昨日も上村議員の質問で答弁されておりましたが、旅行者経由で期間中の旅行消費者に対し、代金の2分の1相当のクーポン等宿泊割引、クーポンに加え、地域産品、飲食、施設などの利用クーポン等を含むを付与、最大1人当たり1泊に対し、上限2万円分が受けられるということで、観光庁の出口戦略として、

来月下旬から8月にかけてスタートできるよう計画がされております。

観光を主産業として挙げている当町として、Go To Travelキャンペーンの取組に対しての準備は、商品造成などはどのように行っていくのか、また、商品造成をしたとして、旅行会社へどのように営業をかけるのでしょうか。DCキャンペーンなどの取組を考えた場合、美しい伊豆創造センター、美伊豆が主導になり、企画、立案をし、旅行会社へ販売、提案をしていたら、今回の場合はどうなのか。伊豆を広域面で考えた場合、美伊豆の活用や要望は必須だと思うが、どのように活用していくのか。また、個で河津を考えた場合、どのようなテーマ、ターゲットを絞っていくのかお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの関係でございます。

特に、Go To キャンペーン等の取組でございます。これは国の第一次補正予算の中で、多分4月の末頃から提案されたものだと思っています。第1回目の一次補正の下で議決されたGo To キャンペーンであります。そういうことで、まだ具体的な内容というのは、通知はされておられませんけれども、その予算と概要等で私ども知るといふような状況であろうかと思えます。国会のほうでもこれについても委託事業者の関係でいろいろと質問等されているようで、若干、委託業者も申込みを止めたという話があるものですから、ちょっと開催時期も、こんな時期にはどうなのかちょっと心配もありますけれども、そんなことより予算は通っているということは承知しております。

私どもが町の4月の始め頃から観光協会の要望の際に、今後の終息時期においてどんな対策を取るのかということで考えてほしいということで、町のほうからも提案をしていますが、その議員お尋ねの件についても早めに対応ですとか、協議を行ってもらい、今後の観光関係団体と対応を検討したいと思っております。詳しくは後ほどまた担当課長より事業の内容については答弁させます。

それから、美伊豆の活用でございますけれども、広域連携であります美しい伊豆創造センターについても広域で取り組む予定であることの確認をされております。今後の状況を勘案して協議されると思っております。それについても担当課長より答弁させます。

今日は、本日、県知事の多分、定例記者会見の予定をされておりますので、この経済対策についての、昨日、上村議員がおっしゃった宿泊の5,000円補助の関係ですとか、併せて広域のこういう美伊豆等の団体に対しての補助制度等の話も一応あるんじゃないかと、私どもの情報では受けておりますので、そういうことも、今日、知事のほうから発表されるんで、

それも含めて検討したいなど。

それともう一つ、会見の中で事前の情報でつかんでいるのは、交通事業者ですとか、そういうものを活用した経済対策を県としては考えていくような話を聞いておりますので、そういうもろもろが、今日、県のほうの施策として示されると思いますので、そんな方向も広域でも捉えていく必要があるのかと思っております。

そんなことで、今後、この県の動向、あるいは今日、観光協会の理事会開かれるようでございますので、その辺の状況を見ながら、お互いに一緒になってやっていきたいなと思っております。

ただ、取組が若干遅いものですから、予算関係の部分が出てこないということもありますので、その点についても補正予算等で対応することがあれば、各議員の皆さんにもご審議願うことが必要なかなと思っておりますので、そんなことでやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） それでは、私のほうからGo To Travelキャンペーンの取組準備のことですが、これについては今後、国が実施するGo To Travelキャンペーンの詳細が示されたら、その事業内容に応じて観光協会と関係団体と対応、商品造成、テーマ、ターゲットの絞り込みなどを検討していきたいと考えております。

また、美しい伊豆創造センターの関係ですが、6月2日、今月の2日に美しい伊豆創造センター主催の新型コロナウイルス対応プロジェクトチーム市町意見交換会が開催されております。その中で、静岡県、美しい伊豆創造センターのほうから、この国のGo To Travelキャンペーンが始まるまでの当面の事業展開案として、静岡県民対象の宿泊プラン、割引クーポンの発行、また静岡県内のメディアキャラバンの実施、それとウェブスタンプラリーシステムを活用した伊豆半島への県民誘客促進など、県内の需要喚起を図っていくというようなことの説明を受けております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 担当課長からの答弁もいただきました。ぜひ、課長、替わったばかりなので、美伊豆へ会議などもあると思います。どんどん積極的に質問していただいて、企画提案を引っ張り出すような形でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

今回のGo To Travelキャンペーンは、今までの震災や水害復興キャンペーンとは違い、全国一律にどんとスタートが切られます。そんな中、当町だけが独自に、例えば、独自の財源を使い、旅行会社へ河津町を売込みに行くとか、過去のような主要駅でパンフレットやノベルティグッズを配るとかする今までのキャラバンみたいなセールス方法では、なかなか全国が相手の中、ただやっただけにしかならないと私は思います。

こういう状況下、こういう危機的状況下だからこそ、いつも町長がおっしゃられているオール河津を前面に出していただき、町民一丸となってお客様にご選択いただけるようお客様自身へ直接、うちの町の気持ちが届くよう各種団体への協力依頼をしていくのはどうでしょうか。

昨日の伊豆新聞でも一面にカラーで大きく掲載された6月7日曜日に谷津「てらまち会」が行ったコロナに負けるな！河津町頑張ろうプロジェクト、プロジェクションマッピングをバガテル公園オレンジリーに投影したこのイベントをバガテル公園の夏のオフ対策イベントにどうでしょうか。これなんかも、てらまち会のプロジェクションマッピングに田中の鳥酒精進太鼓を重ね、また準備運営に企画調整課、バガテル公園が協力してくれ、本当のオール河津、河津町民の手だけで作り上げたイベントです。

また、文化協会さんへお願いをし、会員の方が撮影された河津町の風景写真、いつもありがとうを伝える絵手紙など、町民の気持ちをピンポイントのリピーターのお客様へ町民のおもてなしの気持ちとして伝えるなど、ふるさと納税の町からの申請書にそれを添えるとか、旅館組合やそれぞれふるさと納税返礼品に関わる事業者の皆様など、顧客管理をされていると思うので、お得意様、リピーターの皆様で誘客へつなげる手紙などの補助等はできないのか。また、オール河津で取り組む活動は考えられないのかお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員お尋ねのオール河津の取組といたしますか、そういうことは考えられないのかということでございます。

これからの観光対策といたしますか、状況を見てから、それこそあらゆる資源、あるいはマンパワーなどを活用して、誘客宣伝等を図る必要があるかと思います。議員からのお尋ねの、先ほども申しましたけれども、物をつくるというのがやっぱりソフト事業の一つのつくるという事業で、プロジェクトマッピングなんかもやっぱり一つの発想として、いい考え方の発想だと思いますので、そういうのを利用しながら、これらの観光を進めていかなきゃならないのかなど、建物とかそういうのを造るだけじゃなくて、そういうソフト事業でも

のつくっていくという、そういうことがこれから大事じゃないのかなと、私はそう思っております。

それから、これから進めていくのにどうしたらいいかということがございますけれども、特には関係者のつながりですとか、自らの努力ですとか、あるいは組織力が必要になってくるのかなと思います。このようなきほど、重要なことだと思いますので、町民と行政とが一緒になって進めていくことが、それこそオール河津であり、大事であると思っております。

今後、イベント関係の開催なども検討しなければなりません。安全が先程言ったとおり確保されない限り、積極的な誘客を行えませんし、今後、対応しながら観光事業の見直しや方法などの長いスパンで考える、そういう必要があるかと思っております。

それから、先ほど議員がお尋ねのリピーターへの関係でございます。

私のほうでお客さんへの対しての感謝の気持ちをどうやって伝えるかというのが大事なことで思っております。お手紙という話もあるわけがございますけれども、関係者が一致団結をして取り組んでいく、そういうことも大事だと思いますし、それから、町に頼るだけではなくて、関係団体が一生懸命やってもらえる、そういう奮闘に私も期待をしたいなど、そういうふうに思っております。

それから、先ほど観光関係者、私は旅行に来たときにお話をしたこともございますので、その点について若干、背景について若干お話をさせていただきたいと思っております。これは、議員も先ほどおっしゃいましたが、私が提案をしたのは各施設で持っているお客様名簿、リピーターを中心として誘客宣伝を考えてみたらとご意見を申し上げました。

その背景なんですけれども、これからやっぱり自粛ムードを拭い払って、旅行したいと考えるようになったときに、全国どこの地域も一斉に誘客戦略を行いまして、それこそ観光客の奪い合いが行われると思っております。そういう中で、1つの方法として、このリピーターを活用してはどうか。個人名簿を抱えながら、考えたらどうだということでございます。

その中で、次のような新聞記事があったので紹介します。

今年の春に週刊観光経済新聞で2つの取組が有効ではないのかと書かれておりました。要約しますと、1つは衛生管理の徹底、2つ目はできる限りのもてなしの提供により再訪、再び訪れることや口コミに期待するという当たり前のことでございます。

その理由として、1つ目の衛生管理は、直接顧客の増加にはつながらない、これは言わば守りの対策でございますが、しかし不可欠な取組であること、もし宿泊客から感染者が出たら、その影響は取り返しのつかないものになり、仮に終息後にも影響が続きまして経営を苦

しめる可能性もあるので重要であること。これが1つ目でございます。

2つ目は、もてなしについては、満足をした顧客が最高の営業マンになることに期待し、こんなときだからこそ原点に回帰した取組を丁寧に行うこと、それに勝る取組みはないと書いています。加えて、お客様から安全対策について聞かれた際に、従業員が的確に答えられるように従業員間で情報提供をしておくことも大事だと付け加えられております。

それから、また、立教大学の橋本俊哉観光学部教授は「人々が漠然とした不安を感じている中での旅行の特徴として、旅行期間は短縮され、旅行先は遠距離から近距離へ、旅行内容は新規から旧知へと変更される」と、これまでの傾向を述べております。集客には遠方よりも近場のお客様、初めてのお客様よりなじみのお客様に注力することが理にかなっているとまで述べています。さらに「お客様は安心と思える宿泊施設を選ぶであろうし、特に常連のお客様は今お越しいただいても旅館の状況を見れば、また時期を見て、再度来て励ましてくれるはずで、そのためにも安心に向けた日々の取組は欠かせないだろう」と述べております。

長くなりましたけれども、私もこのように、同じように思います。かなり災害時には、特に常連と呼ばれる旧知の人が頼りになると思います。これから長く厳しい状況が続くかもしれませんけれども、各施設の顧客名簿などを使って取り組むことも一つのやり方ではないかと思い、お話をした次第でございます。

ぜひとも、いろいろな取組があろうかと思いますが、関係者で知恵を出し合い、提案していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 今日、出がけにテレビを見ていたら、やっぱり旅館のかなり大きな旅館をやっている社長さんが出ていて、やっぱりこれからは近場かなということをおっしゃってましたんで、まさしく、今、町長がおっしゃられたような形で首都圏のお客様はこの伊豆半島に訪れてくるが多々、多いんじゃないかということが感じられますので、伊東市なんかはゴールデンウイークにキャンセルされたお客様にダイレクトメールではがきを送って、今回、自粛をいただいたのでまたぜひ、次に伊東へ来てくださいということで、だぶついたお茶だったり、ミカンだったり、干物だったり、お土産物を2,200万の予算で500人の対象で事業を行ったということで伺っておりますが、お金があるところはそれでいいと思うんですけども、ないところはないなりに考えて、知恵を絞って、やはりオール河津、みんなでおもてなしの気持ちを伝えることも必要でないかと私は感じております。

時間がないので、3件目に入らせていただきます。

シティプロモーション、町の宣伝担当の必要性についてお伺いします。

このいわゆるコロナ禍の中で、新しい生活様式、新しいスタイルの中で、一番苦痛だなど感じることはなんでしょう。それぞれあるとは思いますが、この新型コロナウイルスの影響で日本企業の働き方が大きく変わろうとしております。

感染症対策で人との接触をできる限り避けなければいけない昨今、先ほど桑原議員からもありましたが、在宅勤務の推奨、テレワークの活用が進んでおります。

パーソナル研究所が3月と4月に全国2万超えの正社員に調査をしたところ、テレワークの実施率は全国の小中高校で一斉休校が始まった直後の3月9日から15日に調査実施したときには、テレワークの普及は13.2%だったのに対し、政府が7都府県を対象に緊急事態宣言を出した直後の4月10日から12日、調査実施では27.9%と一月で2倍になり、急速にテレワークが拡大したことが分かります。

緊急事態宣言が発令された7都府県では関西、大阪府が3月調査では12.5%だったのに対し、4月調査では29.1%、首都圏では東京都が実施率ナンバーワンで3月調査23.1%だったのが、4月調査では49.1%、ほぼ半分の方がテレワークをされているということです。また同じく、日本経済団体連合会、経団連が緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止策、各社の対応に関するフォローアップ調査4月14日から17日の調査実施では97.8%の企業がテレワークに取り組んでいると発表されました。

ワーケーションという言葉をご存じですか。ワーケーションとは、ワーク、仕事、バケーション、休暇を合わせた造語で、テレワークを活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地や温泉地、さらには全国地域で仕事を継続しつつ、その地域ならではの活動を行うということです。驚きなのは昨年11月18日に全国65自治体、1道6県、58市町村でワーケーション自治体協議会、WAJという協議会が設立されたということで、ワーケーション先進地の和歌山県や長野県を中心に、静岡は、県は入っていないのですが、静岡市、何と下田市、南伊豆町、3市町がもう既に静岡県からこの協議会に参加をしている。また身近なところでは姉妹都市の白馬村も参加をしております。

ということで、今後、当町においても都会の企業がテレワークを進めていく中、実際、近隣市町もワーケーションなどに注目されている中、何もしないのか。遅ればせながらも、今後、勉強をし、河津町もワーケーションに力を入れていきませんか。ぜひ、町長のお気持ちをお伺いしたいんですけれども。すみません。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、幾つかのお尋ねでございますので、まず、情報社会でのテレワークの関係、あるいはそのアドバイザー的なことでございます。テレワークが大変進んできているということは当然承知しております。その中でシティプロモーション、町の宣伝の担当課を置いたらということで、前回にも質問があつて、シティプロモーションのやり方もいろいろあるかと思ひますけれども、その中でぜひというお尋ねだったと思ひます。

そういう中で、確かにシティプロモーションというのはこれから大事だと思ひておりますけれども、その河津町の現状を見てみますと、組織団体の取組をまず第一にだと思ひますし、町も含めて、もう一度危機感を持って、こういう機会だからこそ産業団体も含めて、町も真剣に取り組んでいくようなことも必要じゃないのかなと、そのように思ひております。

それから、町が何でもやるということじゃなくて、それぞれ役、役割とか目的を持って取り組むことが大事であると思ひております。町としては必要なことや役割として、決められたことは取り組む方針でございますが、現状ではなかなか踏み切れない状況もあるかと思ひます。何を優先的に取り組んでいくかと考えたときに、特に産業のことを考えますと、現状では団体の育成、特に観光関係の団体の姿勢がまず一番優先的に考えていくことではないのかなと、そんなことを思ひております。

情報過多の中で、専門的なアドバイザーですとか、指定事業者なんかの現体制の中で、町として人員体制あるいは情勢、効果など、十分考えなきゃなりませんけれども、そんなことを考えながら、もう一度仕事を見直して、どのような援助や仕事ができるか検討した上で決定すべき案件であるかと思ひております。

それから、ワーケーションの話が出ておりましたので、お答えしたいと思ひます。

伊豆のような自然豊かなところで、バケーションを兼ねながら、住みながら、仕事はテレワークで行うことができれば、そのワーケーションという一つの仕事のスタイルであり、今後の移住などの推進の考え方としても、お勧めできるものだと思ひております。

先ほど別の議員の質問にも答弁しておりますが、今回の新型コロナウイルスの感染症拡大対策として、企業などでは自宅で仕事をするテレワークが注目され、話題になっております。先ほど議員もその中で49.1%がテレワークをやっていると述べられておりますけれども、これからの働き方として、都会ではなく自然豊かな田舎で暮らしながら、週末またはバケーションを楽しめて、仕事は今回注目されたテレワークで行うことができるならば可能性は十分あると思ひます。

先般、国の第一次補正予算で環境省の緊急経済対策の一つとして、国立公園等の自然の魅力を生かした誘客、ワーケーションの推進などにより、多方面からの地域の再活性化を強力に支援するための予算6億円が議決をされております。国も造語でありますワーケーションという言葉を使いまして、自然と仕事を結びつけた過ごし方を提案しております。これからの働き方として、自分が職場に移動することでもなくとも、情報機器を使い、仕事ができることになれば、河津で暮らすことも可能かと思えます、また電車通勤もなければ、ウイルス感染リスクも軽減され、命も守れ、健康にもよいとなれば、一つの移住の方法として、この機会を生かし、推進すべき内容であると思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 今、最後に町長のほうから環境省の補助事業ということで、私も実はずっと観光のほうばかり目がいていたんですけども、町長がおっしゃったお話を今回の河津桜まつりの企業スポンサーからお話をいただいて、環境省のほうで温泉ビズ、温泉地で仕事をしよう、平日に特化した温泉地活性化事業があるので参加しないかということで、ちょっと今回、時間がなかったもので、山田会長に一応了承を得て、今回、河津町観光協会として申請登録を、手続を出させてもらいました。

そういったことで、非常に今度、これから環境省の、今、私たちがしているクールビズなんか何年かかかって新しい生活様式として定着しております。これから温泉ビズという形で、環境省は次のステップでそういったことを勧めてまいりたいと思います。これは国の施策で進めてくることだと思いますので、いずれは定着していくと思うので、本当に皆さんと一緒に頑張って勉強して、ワーケーションをこれから当たり前の生活になるように、平日は旅館に泊まってテレワークをしていただいて、会社にいることと同じようなことができる、環境がよいところで働いてもらう、そういったことを勧められる第一歩として、考えてもらえたらと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

ということで、ピンチをチャンスに変える政策をぜひともこれから打っていただいて、町長が言うところのオール河津を本気で、町民が一つにまとまる政策を、町長の強い指導力、決断力、またスピード感を持って町内経済の活性化をし、元のような、いやそれ以上の活気とわくわくするようなまちづくり、元気なまちづくり、行きたい町、河津、住みたい町、河津町と言われるよう、このコロナを乗り越えましょう。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（土屋 貴君） 1 番、大川良樹君の一般質問は終わりました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第 2、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度河津町一般会計補正予算（第 8 号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和元年度河津町一般会計補正予算（第 8 号）。

令和 2 年 6 月 9 日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細は担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由から説明をさせていただきます。

昨年の台風 19 号により、農業施設が被災したことにより、第 1 回定例会で補正予算計上していましたが、令和 2 年 3 月 31 日付で国費分の補助率の変更により増額となり、専決処分による対応をしたものでございます。また、事業執行のため、繰り越して実施することとして

おります。

1 ページをお開きください。

河津町告示第73号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第1号。

令和元年度河津町一般会計補正予算（第8号）。

令和元年度河津町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,265万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月31日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

単位は千円でございます。款、項、補正額で説明をさせていただきます。

15款県支出金1万5,000円2項県補助金同額でございます。

18款繰入金△1,000円2項基金繰入金△1,000円でございます。

歳入合計1万4,000円でございます。

次のページをお開きください。

歳出も同様に、款、項、補正額で説明をさせていただきます。単位は千円でございます。

5款農林水産業費1万4,000円1項農業費同額でございます。

歳出合計1万4,000円。

次の3ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費の補正。

変更。単位は千円でございます。

5款農林水産業費1項農業費。補正後でございますが、事業名が被災農業者支援型事業、金額で716万4,000円です。

4ページ、5ページの事項別明細、総括は省略をさせていただきますして、6ページをお開き願いたいと思います。

2歳入。

款、項、目、補正額、節、説明で説明をさせていただきます。単位は千円でございます。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1万5,000円1節農業費補助金1万5,000円、被災農業者支援型事業補助金でございます。

18款繰入金2項基金繰入金1項基金繰入金△1,000円1節基金繰入金△1,000円でございます。財政調整基金の繰入金の減額でございます。財政調整基金で調整をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましても同様の説明をさせていただきます。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費1万4,000円19節負担金補助及び交付金1万4,000円、被災農業者支援型事業補助金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度河津町一般会計補正予算（第8号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 貴君） 日程第3、報告第1号 令和元年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第1号 令和元年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和元年度河津町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） それでは、内容について説明をさせていただきます。

次のページをお開き願いたいと思います。

令和元年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額で説明をさせていただきます。単位は千円でございます。

なお、右側にあります左の財源内訳については、財源の内訳として参考としていただきたいと思います。

2款総務費1項総務管理費、鉄道施設総合安全対策事業83万円、83万円。昨年度の伊豆急行の軌道敷等の超寿命化事業が遅れたことにより繰越してございます。

コミュニティセンター耐震評定事業29万7,000円、29万7,000円。町のコミュニティセンターの耐震評定事業及び実施設計事業を行っておりますが、耐震設計等に相当量の期間を要するということで、繰越しをしたものであります。これにあわせて、耐震評定が今年度にずれ込んだということでございます。

次に、コミュニティセンター耐震対策実施設計事業でございます。1,073万6,000円、751万6,000円。本件につきましても同様に、実施設計が延びたことにより繰越しでございます。

3款民生費2項児童福祉費、（仮称）河津町子育て支援施設建設事業でございます。593万9,000円、593万9,000円。子育て支援施設の建設事業を着実に進めるため、用地造成等の実施設計を繰り越して実施するというものでございます。

次に、5款農林水産業費1項農業費、被災農業者支援型事業716万4,000円、716万4,000円。昨年度の台風19号の災害によりまして、農業者の形態に対する補助金ということでございます。

次に、わさび田小規模災害復旧事業でございます。475万1,000円、475万1,000円。本件につきましては、台風19号等による被災による被災者のわさび田の復旧に伴います復旧事業でございます。

次に、地籍調査事業2,129万8,000円、2,129万8,000円。伊豆縦貫自動車道整備に伴いまして、地籍調査事業を行っておりますが、繰り越して実施するものでございます。

6款商工費1項商工費、七滝観光センター解体事業です。880万円、880万円。

次に、7款土木費1項土木管理費、花泉園跡地造成に伴う測量設計事業1,781万3,000円、1,247万円です。花泉園の敷地の跡地の造成に伴います測量設計事業でございますが、前金等を支払った残りの金額について、繰り越すというものでございます。引き続き、設計を行うことによりまして、花泉園の跡地造成の実施を早めるものでございます。

次に、3項河川費、伊豆縦貫自動車道関連普通河川付け替えに伴う測量事業689万1,000円、689万1,000円。伊豆縦貫自動車道の逆川インター付近で行われております河川の付け替えに伴う用地の確定をするための測量事業でございます。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業2,000万円、1,296万円。前金払いを行った残額について、繰り越したものでございます。普通河川、本谷川で災害復旧工事を1か所実施するに当たりまして、繰り越したものでございます。先月、竣工したということでございます。

合計 1 億 451 万 9,000 円、8,891 万 6,000 円。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって、報告第 1 号 令和元年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第 4、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

河津町税条例等の一部を改正する条例について。

令和 2 年 6 月 9 日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 承認第 3 号について説明させていただきます。

次のページをお開きください。

河津町告示第 76 号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第2号 河津町条例第8号 河津町税条例等の一部を改正する条例について。

令和2年3月31日。

河津町長、岸重宏。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日にそれぞれ公布されたこと及び制度見直しによります。税法改正につきましては、原則4月1日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。

条例第8号 河津町税条例等の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会の資料のほうで説明させていただきます。定例会資料の1ページをお開きください。

河津町税条例等の一部を改正する条例の対応でございます。今回の改正は、個人住民税、固定資産税、その他、町たばこ税、法人住民税等についてでございます。

まず1点目、個人住民税関係ですが、(1)としまして、未婚のひとり親に対する税制上の措置でございます。全てのひとり親家庭に対して、公平な税制を実現するという観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする前年の総所得金額等が48万円以下の子を有する単身者について、同一のひとり親控除30万円を適用するという規定でございます。

次に、(2)としまして、個人住民税の人的非課税措置の見直しでございます。現行の寡婦男性の寡夫に対しての個人住民税の人的非課税措置の条件が見直されまして、先ほどの(1)同様、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、前年の合計所得金額135万円以下のひとり親及び寡婦が個人住民税の非課税となります。

2点目、固定資産税関係でございます。

(1)として、現に所有しているものの申告の制度化でございます。登記簿上の所有者が死亡して相続登記がされるまでの間における、現所有者に対して条例で定めるところにより、氏名、住所等、必要な事項を申告させることができるという規定でございます。この制度は、令和2年4月1日以後に現所有者であることが分かった者について適用されます。

次に、(2)使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。

固定資産税、その年の1月1日現在の所有者に課税することとなっているところ、固定資産の所有者が不明の場合、住民票、戸籍謄本、公簿上の調査であるとか、使用者と思われる者や、その他関係者への質問等の調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が一人も明らか

とならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるという規定でございます。この制度は、令和3年分以後の固定資産税について適用されます。

3点目、その他として、(1)軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しでございます。

これは、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量の葉巻たばこ課税方式について、重量比例課税方式から本数課税方式へと見直すものでございます。この改正は、令和2年10月1日から施行しますが、激変緩和の観点から、1年間の経過措置期間を置き、令和3年10月1日からとの2段階に分けて実施することとしています。

(2)ですが、低未利用土地の活用促進に係る特別控除の創設でございます。

低未利用土地とは、長期にわたり利用されていない未利用土地や周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い低利用土地の総称ですけれども、個人が都市計画区域内にあるこれらの低未利用土地を譲渡した場合に、一定の条件を満たしていれば、所得の計算上、その年での長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができるという特例が創設されました。その土地の保有期間5年以上、上物も含めた譲渡価格500万円以下といった要件を満たす低未利用土地の長期譲渡所得が対象となります。

こちらは令和元年1月1日から令和4年12月31日までの期間の譲渡が対象となります。この特例は、後に説明させていただきます国保税条例の改正にも関係しております。

次に、(3)ですが、連結納税制度の見直しに係る所要の措置でございます。

連結納税制度については、国税が現行制度に代えてグループ通算制度へ移行する見直しにあわせて、地方税においては所要の措置を講ずるものであります。

(4)地方税法等の改正に伴いまして、参照条項ずれ等の条文整備及び改元に伴う条文の整備を行い、該当する元号を令和に改めております。

最後に、施行期日でございます。

令和2年4月1日から施行します。ただし、個人住民税関係の規定の一部は、令和3年1月1日から、法人住民税関係の規定の一部は、令和4年4月1日から、固定資産税関係の規定の一部は、令和2年4月1日及び令和3年1月1日から、町たばこ税関係の規定の一部は、令和2年10月1日及び令和3年10月1日から施行します。

議案に戻っていただきまして、先ほどのページから8ページ目の下の欄になりますが、附則の部分をお開きください。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号 第1条中河津町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日。

2号 第1条中河津町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日。

3号 第2条中河津町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日。

4号 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日。

以降、第2条から第4条で住民税の経過措置を、第5条で固定資産税の経過措置、第6条から第7条で町たばこ税の経過措置をそれぞれ規定しております。

なお、先ほどの資料の3ページ以降に新旧対照表をお示ししております。参考にさせていただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例等の一部を改正する条例について）採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河津町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

令和2年度河津町一般会計補正予算（第1号）について。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済支援対策として、河津町中小企業資金貸付金利子補給制度を創設したところです。その利子補給金を専決処分によりまして、対応させていただいたところでございます。

次のページをお開きください。

河津町告示第82号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第3号。

令和2年度河津町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度河津町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,500万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年4月6日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

単位は千円です。款、項、補正額の順で説明をさせていただきます。

19款繰越金1,000万円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計1,000万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましても、同様の説明をさせていただきます。

6款商工費1,000万円 1項商工費同額でございます。

歳出合計1,000万円。

次のページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。

追加でございます。単位は千円でございます。

経済変動対策貸付金利子補給金でございます。期間は、令和3年度から令和5年度までです。限度額は、2,200万円となっております。

次の4ページ、5ページの事項別明細書総括については、省略をさせていただきますので、6ページをお願いいたします。

2歳入。

款、項、目、補正額、節、説明で説明をさせていただきます。単位は千円です。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,000万円 1 節繰越金1,000万円、繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

3 歳出。

同様に説明をさせていただきます。

6 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費1,000万円18節負担金補助及び交付金1,000万円、経済変動対策貸付金利子補給金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度河津町一般会計補正予算（第 1 号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河津町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和2年度河津町一般会計補正予算（第2号）について。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特措法による緊急事態宣言ダウンによる生活への対策のため、国からの予算配当により、専決処分による対応をしたところでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

河津町告示第84号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第4号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度河津町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,471万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,971万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月27日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

単位は千円です。款、項、補正額の順に説明をさせていただきます。

14款国庫支出金7億2,374万円2項国庫補助金同額でございます。

18款繰入金7,097万5,000円2項基金繰入金同額でございます。

歳入合計7億9,471万5,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出も同様に説明をさせていただきます。

2款総務費7億1,602万2,000円1項総務管理費同額でございます。

3款民生費771万1,000円2項児童福祉費同額でございます。

6款商工費7,097万5,000円1項商工費同額でございます。

歳出合計7億9,471万5,000円です。

次の3ページ、4ページの事項別明細は省略をさせていただきます。

5ページをお開きください。

2歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順で説明をさせていただきます。単位は千円です。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金771万8,000円2節児童福祉費国庫補助金771万8,000円、子育て世帯臨時特別給付金補助金でございます。700人分を予定しております。

5目総務費国庫補助金7億1,602万2,000円2節特別定額給付金給付事業費等補助金7億1,602万2,000円でございます。特別定額給付金給付事業費補助金が7億900万円、特別定額給付金給付事務費補助金が702万2,000円でございます。

合計7億2,374万円です。

18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金7,097万5,000円1節基金繰入金7,097万5,000円、財政調整基金からの繰入金でございます。

合計7,097万5,000円です。

次のページをお開きください。

3歳出でございます。

歳入と同様の説明をさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 7 億1,602万2,000円 1 節報酬171万円、会計年度任用職員の報酬でございます。

3 節職員手当等165万6,000円時間外勤務手当144万円、管理職員特別勤務手当が21万円6,000円となっております。

4 節共済費25万6,000円社会保険料23万3,000円労災保険料6,000円雇用保険料 1 万7,000円でございます。

8 節旅費10万7,000円、費用弁償でございます。

10 節需用費78万5,000円消耗品費70万円、事務用品等でございます。印刷製本費 8 万5,000円です。

11 節役務費128万9,000円通信運搬費116万7,000円振込手数料 7 万7,000円新聞折り込み手数料 4 万5,000円となっております。

12 節委託料114万2,000円、電算システム導入処理委託料です。

13 節使用料及び賃借料 7 万7,000円、複写機賃借料でございます。

18 節負担金補助及び交付金 7 億900万円、特別定額給付金でございます。

次のページをお願いいたします。

3 款民生費 2 項児童福祉費 3 目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費771万8,000円 3 節職員手当等 6 万円、時間外勤務手当でございます。

8 節旅費 2 万8,000円普通旅費です。

10 節需用費10万円、事業消耗品です。

11 節役務費20万円通信運搬費10万円振込手数料10万円となっております。

12 節委託料33万円、給付金給付システム改修等業務委託料でございます。

18 節負担金補助及び交付金700万円、子育て世代臨時特別給付金でございます。

合計771万8,000円です。

次に、6 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費7,097万5,000円。

7 節報償費3,000万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休業要請協力金でございます。協力金につきましては、20万円の150事業所を予定しております。

18 節負担金、補助及び交付金4,097万5,000円、新型コロナウイルス感染症緊急支援補助金でございます。10万円の400事業所を予定しております。これに振込手数料等の事務費が加わっております。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河津町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認をされました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

河津町税条例の一部を改正する条例について。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 承認第6号について説明させていただきます。

次のページをお開きください。

河津町告示第92号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第5号。

河津町条例第9号 河津町税条例の一部を改正する条例について。

令和2年5月13日。

河津町長、岸重宏。

こちらは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日にそれぞれ公布され、原則として同日施行されたことにより、必要な規定の改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。

条例第9号。

河津町条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会の資料で説明させていただきます。

42ページをお開きください。

河津町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

この改正は、徴収の猶予制度の特例、それから固定資産税、軽自動車税、その他個人住民税についてが対象でございます。

まず1点目、徴収の猶予制度の特例についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入が前年の同時期に比べておおむね20%以上減少し、一時に納税をすることが困難な者に適用される特例でございます。無担保かつ延滞金なしで、最大1年間、徴収を猶予することができる特例措置を規定したものでございます。

2点目、固定資産税関係でございます。

(1)としまして、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が講じられました。こちらは、令和3年度の1年間のみ適用される軽減措置でございます。令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年同月に比べて30%以上減少しているものの課税標準額を減額するというものでございます。30%以上50%未満減少しているものは2分の1、50%以上減少しているものは零とするということになります。

(2)ですが、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、延長でございます。生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る課税標準の特例という特例措置が、平成30年度に条例制定されているところでありますが、この対象となる固定資産税を拡充し、現行の4種類の品目に加えて、一定の事業用家屋と構築物を対象に含めるということになります。

また、対象品目の取得期間を平成30年度から令和2年度までとしてあったところ、2年間延長して令和4年度までに取得したものを対象とする規定でございます。

3点目、軽自動車税、環境性能割の臨時的軽減の延長でございます。

現在、令和元年10月1日以降、軽自動車を取得する場合に、軽自動車税、環境性能割の税率を1%軽減するといった特例措置が適用されているところでございます。取得日の期限を令和2年9月30日までの間としてあったところ、これを6か月延長し、令和3年3月31日までとする規定でございます。

4点目のその他についてであります。住宅ローン控除の受入れ要件に該当した、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅れ等があり、決められた期限までに住宅への入居ができなかったという場合でも、契約書の要件が満たされていれば、従前どおり、住宅ローン控除を適用できるという規定でございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となった、一定の文化、芸術、スポーツイベント等の入場料について、払戻しの請求権を放棄した者へは、寄附金控除を適用するといったことについても規定してございます。

そのほか、地方税法等の改正に伴い、参照条項ずれの条文整備を行っております。

最後に、施行期日でございますが、議案に戻っていただきまして、次のページ、附則をお開きください。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するとしております。

定例会資料の44、45ページに新旧対照表をお示ししておりますので、参考にしていただきたいと思います。

補足ですが、ただいまの固定資産税、軽自動車税、住宅ローン控除等に関わる個人住民税等の減収分につきましては、全額国費で補填される予定となっております。

説明は以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

渡邊議員。

○9番（渡邊 弘君） すみません、この前聞けばよかったんですが、固定資産税の関係の免除の話なんですが、30%以上、50%まで減少している人は2分の1の控除をすると。50%以上減少している者はゼロにするということで、これは来年の課税の申告のやつのときに、そういうことで金額の表示がされてくるわけですか。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） この制度につきましては、事業者の方がまず認定経営革新等支援機関等という、税理士であるとか公認会計士さん、弁護士さんなどにまずは認定を受けまして、これらが減少していますよということであるとか、中小事業者であるということですか、事業に使っている家屋の割合ですとかをまず認定を受けまして、そちらを1月31日までに市町村のほうに申告した場合に、3年度の課税分について適用するということです。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。

それで結局適用された分については、国費のほうで負担されるということで、そういうことですか。

○町民生活課長（土屋典子君） はい。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） 承認第7号の提案理由について説明をさせていただきます。

令和元年度中に営業を終了した事業者の占用料及び承認料の一部が未納となっており、令和2年度の予算案に滞納繰越分の歳入科目がなかったため、そちらの項目を設定したものに

なります。

1枚おめくりください。

河津町告示第93号。

専決処分書になります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第6号。

令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ435万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月18日。

河津町長、岸重宏。

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正になります。

款、項、補正額の順に説明させていただきます。単位は千円です。

1款使用料及び手数料1,000円 1項使用料同額でございます。

歳入合計1,000円。

1枚おめくりください。

歳出です。

歳入と同様に説明させていただきます。

1款総務費1,000円 1項総務管理費同額でございます。

歳出合計1,000円。

3ページ及び4ページの事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

5ページをお開きください。

歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。単位は千円です。

1 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目駅前広場使用料1,000円 1 節占用料、滞納繰越分になります。

1 ページめくってください。

歳出です。

歳入と同様に説明させていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費1,000円24節積立金、駅前広場運営基金積立金になります。こちらは歳入とのバランスを取った上で1,000円という形になっております。

説明は以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河津駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認をされました。

2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第9、議案第21号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第21号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第21号について説明させていただきます。

本改正提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、必要な箇所を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、内容につきましては、定例会資料でご説明いたします。

資料の46ページをお開きください。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

今回の改正点は3点でございます。1点目は、国保税の課税の軽減措置の拡充についてでございます。こちらは、低所得者に配慮するため、その世帯の前年度所得に応じて均等割及び平等割額について一定割合軽減するというものでございます。5割軽減の所得判定基準

について、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5,000円とし、2割軽減の所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円とするものでございます。こちらは令和2年4月1日からの適用でございます。

2点目は、基礎課税額に係る限度額の変更額、こちらは引上げというものでございます。国民健康保険税の納税義務者に対して課する基礎課税限度額、医療費分でございますが、こちらを61万円から63万円に引き上げ、介護保険分の限度額を16万円から17万円に引き上げます。こちらは令和3年4月1日から適用させるというものでございます。

なお、本改正は、町の国保運営協議会に諮問し、適当であるとの答申をいただいております。

3点目は、先ほど河津町税条例等の一部改正で触れました低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除の創設に関連して、国保税の課税の特例、所得割額の計算方法を改正したものでございます。所得割額の計算に際しては、該当の長期譲渡所得がある場合、100万円を控除した後の所得を反映させるという内容でございます。

最後に、附則でございます。

議案に戻っていただきまして、附則。

施行期日。

第1項 この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 第2条第2項、同条第4項及び第21条第1項本文の改正規定 令和3年4月1日。

第2号 附則第4項及び第5項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日、こちら令和3年1月1日のことでございます。

適用区分。

第2項 改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

また定例会資料の47、48ページに新旧対照表をお示ししてございますので、参考にしていただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第21号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第10、議案第22号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第22号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第22号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例改正の提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴います傷病手当金を創設し、対象者に支給するための条例改正でございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料の49ページをご覧くださいと思います。

今回の改正内容を記載してございます。

関連がありますので、議案第24号の内容と併せて、本資料にて説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、提案理由ですが、国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者の方が新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間、一定の要件を満たした者に限るについて傷病手当金を支給するものでございます。

対象者でございます。

国民健康保険、または後期高齢者医療保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われた場合で、その療養のため労務に服することができなかった方（給与の支払いを受けている方に限る）ということでございます。

支給内容でございます。

労務に服することのできなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間、ただし、給与収入などの全額、または一部を受けることができる場合、その期間は支給しない。

なお、受けることができる給与収入などの額が規定により算定される傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額を支給します。

支給額です。

表記の計算方法によって計算された額となります、お読み取りいただければと思います。

適用期間です。

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、支給開始日から最長で1年6か月と

なります。

条例等の整備でございます。

国民健康保険は、国民健康保険条例で支給対象、支給額、給与等の調整を規定いたします。また、規則で適用期間を規定してございます。あと、後期高齢者医療は、静岡県後期高齢者医療広域連合で支給対象等を規定し、町は後期高齢者医療に関する条例の町において行う事務に傷病手当に関する事務について追加するものでございます。

また、財源でございますが、傷病手当金の財源は、国の調整交付金により、県から支給額の全額が補填される予定です。また、国民健康保険の関係につきましては、国民健康保険運営協議会の書面決議をいただいているところでございます。

それでは、条例の改正文にお戻りいただきたいと思えます。

今回、傷病手当金は趣旨からして特例的、時限的なものと考えられるため、附則に条文追加改正を行うものでございます。

まず、附則第1条は、本条例の制定時の施行日の記載でございます。これはもともと条立てではなく、施行日のみ記載されておりましたが、今回、第2条以下、傷病手当金の項目を追加するに当たり、附則を条立てで改正するため、制定施行日を第1条としたところでございます。

第2条は、傷病手当金の定義、対象、支給額等を記載してございます。

第3条から、次のページの第4条につきましては、傷病手当金と給与等の調整について記載をしてございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を定める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するとしてございます。

なお、附則中の規則で定める日ではありますが、現在、令和2年9月30日を予定してございます。しかし、今後の感染症蔓延の終息状況等によりまして延期されることも予想されておりますので、そのときは規則の改正で対応をさせていただきたいと考えております。

定例会資料50ページから51ページにかけまして、新旧対照表を添付してありますので、参考とさせていただきます。

説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

こちらの案件で、コロナウイルスに関する特例ということなんでしょうが、これってもし感染して入院をして、その後復帰して申請を出さないと適用されないというような仕組みなんでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 議員のおっしゃるとおりでございます。一応、感染をしたか疑われる場合でも大丈夫なんですけれども、療養のために労務ができなかったというような期間を算定して、それから申請をしていただくというような形になります。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 例えば身近なところ、職場なんかで感染をした方が出て、職場のほうから濃厚接触者の可能性ありということで、そういう場合は保健所なんかから通達が来るわけですよね。それが来た段階で成立ということですか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） そうですね。本人と、また濃厚接触者で疑いがあった場合、そういった方も対象になるということになりますので、一応そういった形で、指定されてPCR検査等で労務ができなかった場合につきましては対象になろうかと思えます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 例えば会社なんかで、かなり組織的なものとして考えたときに、その部署の中ではPCR検査をというようなことが発生したとして、だけれども、その系列で多少の距離はありますよということまで含めて全部クローズになりました、会社が自主的にとかといった場合もですか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 国保でも小さな事業所とか、そういったところもありますので、そういったところを想定されると、やはりPCR検査等で業務ができなかったというのは、それを受ける、受けないという判定も保健所等の関係もございまして。多分、自主的にやらなかったとか、そういったものは対象にはなっていないと思うんですけれども、どうしても労務に服することができなかったという場合には対象にはなろうかと思えます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） この件もそうですし、先ほどの承認第6号、税条例の特例やなんかもそうなんですけれども、知らないで申請し損ねると対象外になってしまうというようなものなんであれば、そのあたりも含めてPRを十二分にさせていただいて、知らなかったからというふうになっちゃうのは、せっかく町で対応してやっているのに、やっていなかった扱いになりかねないんで、そのあたりを十二分に力を入れていただいたらありがたいなというふうに思いますので、お願いします。

終わります。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第22号 河津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第11、議案第23号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第23号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例について。

河津町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第23号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例改正の提案理由ですけれども、上位法令の所得段階、第1段階から第3段階の対象被保険者の介護保険料軽減率の改正に伴います条例改正でございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町介護保険条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料52ページをご覧ください。

条例改正の概要を添付してございます。

まず、提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律による介護保険法の改正によりまして、消費税によります公費を投入して、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設けております。令和元年10月の消費税10%への引上げに合わせて、段階的に本条例該当条文の改正を行い、軽減強化を図るものです。

条例改正の内容です。

低所得者の第1号保険料軽減強化を令和2年4月から完全実施をいたします。

第1段階につきましては、令和2年4月から完全実施、割合を0.375から0.3に軽減をいたします。第2段階につきましては、割合を0.625から0.5に軽減をいたします。第3段階につきましては、割合を0.725から0.7に軽減するものでございます。

以下、所得段階別保険料一覧に改正内容を記載してございますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

それでは、議案、条例改正条文をご覧いただきたいと思っております。

河津町介護保険条例の一部を改正する条例。

河津町介護保険条例（平成12年河津町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「2万9,200円」を「2万3,400円」に改め、同条第3項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に改め、同項中「2万9,200円」を「2万3,400円」に、「4万8,700円」を「3万9,000円」に改め、同条第4項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に改め、同項中「2万9,200円」を「2万3,400円」に、「5万6,500円」を「5万4,600円」に改める。

附則。

施行期日。

第1項 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

経過措置。

第2項 改正後の河津町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

なお、定例会資料54ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしてください。

説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第23号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第12、議案第24号 河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第24号 河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細は担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第24号 河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例改正は、議案第22号でご説明したとおり、静岡県後期高齢者医療広域連合で行う傷病手当金支給に伴う事務を町で取り扱うため、関係条例の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

河津町後期高齢者医療に関する条例（平成20年河津町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第10号を次のように改める。

第10号 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。

第12条に次の1号を加える。

第11号 前各号に掲げる事務に付随する事務。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、新旧対照表を定例会資料55ページに添付してございますので、参考としてください。

説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第24号 河津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第13、議案第25号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第25号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細は担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 本改正の提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償基準については非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布し4月1日付で施行されることに伴い、条例で定めるものでございます。これは、消防団活動で団員等が負傷したとき、その補償算定する基礎額を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、内容につきましては、本定例会資料で説明させていただきます。

資料の56ページをお開きください。

河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1、趣旨について、消防団員及び消防作業従事者等が消防活動中に負傷したとき、その損害補償基準の改正を行うこと。民法の法定利率の改正に伴う利率規定の改正でございます。

2、改正の概要です。消防団員については、次の表のとおりでございます。

括弧内の数値は現行基礎額です。また、②に規定します消防作業従事者につきましては、最低額を「8,800円」から「8,900円」に引き上げるものでございます。

次の(2)法定利率は、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めるというものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第25号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第14、議案第26号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第3号）
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第26号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,977万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長(土屋 貴君) 総務課長。

○総務課長(後藤幹樹君) 議案第26号 令和2年度河津町一般会計補正予算(第3号)についての提案理由でございます。

当初予算調製後に新たに生じた事由につきまして、既定の予算に追加、更正する所要額の補正予算となっているところでございます。主な事業として、町コミュニティセンター耐震対策工事費の増額、地域おこし協力隊1名の増員、消防団員退職報償金、自治会コミュニティ助成金の事業等に係る補助でございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策の第2期休業要請協力金、同対策関連プレミアム商品券補助金、ふるさと納税強化の業務、河津バガテル公園再生関係の委託料、学校の情報通信ネットワーク環境整備などがございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策により既に中止となった事業の減額と臨時休校による児童への教材費など、追加補正を計上させていただいております。

また、2節給料、3節職員手当等、4節共済費等については、4月1日付で実施しました職員人事異動等に伴う配置転換による科目更正となっております。

なお、特に補正額が大きい総務費、一般管理費は人事異動確定による減額、議会費は選挙管理委員会が総務課所管となり、議会費が1名増となったことによるものでございます。

予算書の説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

このほか会計年度任用職員、1節報酬、4節共済費についても、4月採用に伴い勤務体制が確定したことにより補正をしております。

なお、労災保険料は非常勤職員公務災害補償負担金から支払われるということで、当初予算枠内で支払われることが可能となっております。この件につきましても説明は省略をさせ

ていただきます。

それでは、次のページ、1ページをお開き願いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 総務課長、長くなるようでしたら座ってください結構です。

○総務課長（後藤幹樹君） ありがとうございます。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入。

単位は千円です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。

13款使用料及び手数料67万9,000円 1項使用料同額でございます。

14款国庫支出金6,849万6,000円 1項国庫負担金229万2,000円 2項国庫補助金6,620万4,000円。

15款県支出金2,394万4,000円 1項県負担金114万6,000円 2項県補助金2,279万2,000円 3項委託費6,000円。

17款寄附金5,000万円 1項寄附金5,000万円。

18款繰入金△8,111万4,000円 1項特別会計繰入金△1万2,000円 2項基金繰入金△8,110万2,000円。

12款諸収入615万2,000円 5項雑入同額でございます。

21款町債3,190万円 1項町債同額でございます。

歳入合計1億5万7,000円です。

2ページをお開きください。

歳出につきましても同様に説明をさせていただきます。

1款議会費484万4,000円 1項議会費同額でございます。

2款総務費3,417万6,000円 1項総務管理費3,437万円 2項徴税費192万6,000円 3項戸籍住民台帳費329万4,000円 4項選挙費△541万4,000円。

3款民生費1,218万4,000円 1項社会福祉費1,182万2,000円 2項児童福祉費36万2,000円。

4款衛生費△626万8,000円 1項保健衛生費同額でございます。

5款農林水産業費819万8,000円 1項農業費同額でございます。2項林業費ゼロ。

6款商工費3,109万9,000円 1項商工費同額でございます。

7款土木費244万6,000円 1項土木管理費△44万1,000円 2項道路橋梁費287万7,000円 3項河川費1万円。

8款消防費388万円 1項消防費同額でございます。

9 款教育費949万8,000円 1 項教育総務費741万1,000円 2 項小学校費21万7,000円。

次のページをお願いいたします。

3 項中学校費42万6,000円 4 項幼稚園費213万円 5 項社会教育費△30万3,000円 6 項保健体育費△38万3,000円。

歳出合計 1 億 5 万 7,000円です。

着座して説明させていただきます。

次の 4 ページをお願いいたします。

第 2 表 地方債補正。

追加。

単位は千円でございます。

起債の目的、学校教育施設等整備事業でございます。限度額340万円。

起債の方法、証書借入。

利率は 5 %以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率でございます。

償還の方法、借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

この事業につきましては、小・中学校の情報通信ネットワークの環境整備のための起債でございます。

次に、変更でございます。

起債の目的です。緊急防災・減災事業。

補正後の説明をさせていただきます。

限度額9,420万円でございます。これは町のコミュニティセンターの耐震工事の今回の補正に伴う起債の増額ということでございます。

次の 5 ページ、6 ページの事項別明細書総括は省略をさせていただきます。

次に、7 ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入。

款、項、目、補正額、節、説明で説明をさせていただきます。

単位は千円でございます。

13款使用料及び手数料 1 項使用料 2 目農林水産使用料67万9,000円 2 節施設使用料67万

9,000円風土の森売店施設使用料でございます。行政事務包括業務委託に伴います施設の使用料でございます。

次に、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金229万2,000円6節低所得者介護保険料軽減負担金です。229万2,000円です。

次に、14款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金14万6,000円2節児童福祉費国庫補助金14万6,000円、子ども・子育て支援事業の補助金でございます。マイナンバー関連の体制整備のためのシステム改修費の補助でございます。

3目土木費国庫補助金△51万2,000円1節道路橋梁費国庫補助金△51万2,000円、道路施設事業費の補助金の交付の決定による変更でございます。

4目教育費国庫補助金439万5,000円1節教育費補助金439万5,000円。教育支援体制整備事業費交付金、認定こども園の設置促進事業についてでございます。49万円。次に、GIGAスクール構想補助金としてまして390万5,000円でございます。

5項総務費国庫補助金6,217万5,000円3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,217万5,000円、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金でございます。

合計6,620万4,000円でございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金114万6,000円10節低所得者介護保険料軽減負担金114万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

15款県支出金2項県補助金でございます。

続いて4目農林水産業費県補助金12万6,000円1節農業費補助金12万6,000円、地籍調査事業の補助金でございます。国の配分調整によります配分でございます。

5目商工費県補助金2,250万円1節商工費補助金2,250万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止支援交付金でございます。

8目消防費県補助金16万6,000円1節防災対策事業費補助金16万6,000円、地震・津波対策等減災交付金でございます。

合計2,279万2,000円です。

15款県支出金3項委託金2目土木費委託金6,000円1節水門操作業務委託金6,000円、水門操作業務の委託金でございます。労務単価の改正によります更正でございます。

17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金5,000万円1節一般寄附金5,000万円、ふるさと納税寄附金の増額見込みによるものでございます。

18款繰入金 1 項特別会計繰入金 2 目後期高齢者医療特別会計繰入金△ 1 万2,000円 1 節後期高齢者医療特別会計繰入金△ 1 万2,000円です。当初見込みより減の見込みが立ったためでございます。

18款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金△8,110万2,000円 1 節基金繰入金△8,110万2,000円、財政調整基金の繰入金でございます。地方創生臨時交付金などにより財源更正をしたものでございます。

次の 9 ページをお願いいたします。

20款諸収入 5 項雑入 1 目雑入615万2,000円 2 節雑入615万2,000円、自治総合センターコミュニティの助成金でございます、240万円。消防団退職報償金311万6,000円、消防団員公務災害補償費26万3,000円、全国学校給食会臨時休業対策費補助金で37万3,000円でございます。合計615万2,000円です。

21款町債 1 項町債 1 目消防債2,850万円 1 節防災基盤整備事業債2,850万円緊急防災・減災事業債でございます。

4 目教育費340万円 1 節学校教育施設等整備事業債340万円、小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債でございます。

次の10ページをお願いいたします。

3、歳出です。

歳入と同様の説明をさせていただきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費484万4,000円 2 節給料293万2,000円 3 節職員手当等123万3,000円 4 節共済費67万9,000円。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費△1,507万5,000円 1 節報酬11万7,000円 2 節給料△912万円 3 節職員手当等△397万1,000円 4 節共済費△210万4,000円10節需用費3,000円、医薬材料費でございます。B型肝炎ウイルスの検査を受ける職員 1 名分でございます。

5 目電算費△486万3,000円11節役務費△90万7,000円、パソコン導入手数料でございます。職員の業務用パソコン導入に伴いまして25台の台数を減らしたことによります減額でございます。

次のページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料11万4,000円、総合行政情報システム機器賃借料でございます。一部のパソコンの再リースに伴います、その費用でございます。

17節備品購入費△407万円、総合行政情報システム機器でございます。パソコン25台を職

員用使用のパソコンを減らしたものでございます。

7目企画費27万5,000円 1節報酬23万円、公共施設整備計画推進委員の報酬でございます。
8節旅費4万5,000円、費用弁償です。上記の委員の費用弁償となります。

8目地域づくり推進費5,403万3,000円 1節報酬△3万6,000円 4節共済費3万9,000円 7節報償費1,699万2,000円、地域おこし協力隊の謝礼199万2,000円でございます。地域おこし協力隊を4月より1名採用をしたことによります、その費用でございます。ふるさと納税寄附金の謝礼でございます、1,500万円。ふるさと納税増額見込みに伴います返礼品の費用となります。8節旅費18万円、普通旅費。地域おこし協力隊1名採用に伴います費用弁償でございます。10節需用費21万円、事業消耗品20万円、印刷製本1万円、これも地域おこし協力隊関連費でございます。11節役務費500万3,000円、通信運搬費3万6,000円、障害保険料4,000円、ふるさと納税取扱手数料5,000万円分の手数料ということで496万3,000円でございます。上記2つの通信運搬費、傷害保険料については地域おこし協力隊に関わるものでございます。

12節委託料799万2,000円 コミュニティセンター耐震対策工事管理業務委託料76万6,000円、コミュニティセンターの耐震工事の増額に伴う管理業務の増に伴うものでございます。ふるさと納税代行業務委託料722万6,000円でございます。13節使用料及び賃借料110万3,000円、ふるさと納税システム使用料で38万3,000円、建物賃借料36万円、自動車賃借料36万円、この2点につきましては地域おこし協力隊1名増員分に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

14節工事請負費2,000万円、コミュニティセンター耐震対策工事の増額分でございます。
18節負担金、補助及び交付金255万円、コミュニティ事業費補助金でございます、240万円。町内田中地区に対しましての補助となります。会議等出席者負担金15万円、協力隊員1名分を対象とした負担金でございます。

合計です。3,437万円でございます。

2款総務費2項徴税費でございます。1目税務総務費192万6,000円 1節報酬10万6,000円 2節給料37万円 3節職員手当等108万1,000円 4節共済費36万9,000円でございます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費329万4,000円 1節報酬38万3,000円 2節200万1,000円。

次のページをお願いいたします。

3節職員手当等62万7,000円 4節共済費28万3,000円でございます。

4項選挙費 1目選挙管理委員会費△541万4,000円 2節給料△300万1,000円 3節職員手当等

△160万8,000円 4節共済費△80万5,000円。

次に、3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費1,098万3,000円 1節報酬199万4,000円 2節給料381万3,000円 3節職員手当等333万円でございます。

次のページをお願いいたします。

4節共済費159万円 8節旅費25万6,000円。

2目老人福祉費 9万9,000円 2節給料 5万8,000円 3節職員手当等 8万5,000円 4節共済費△4万4,000円。

4目国民年金費△1万4,000円 4節共済費△1万4,000円。

5目国民健康保険費55万円 1節報酬45万円 4節共済費10万円。

6目介護保険費432万1,000円 27節繰出金432万1,000円、介護保険特別会計への繰出金でございます。

7目後期高齢者医療費△411万7,000円 2節給料△247万6,000円 3節職員手当等△108万1,000円。

次のページをお願いいたします。

4節共済費△56万円。

補正額合計1,182万2,000円でございます。

2項児童福祉費です。1目児童福祉費34万3,000円 10節需用費 5万円、事業消耗品です。児童公園の砂場にかけますシート等でございます。11節役務費 7万3,000円、障害保険料です。放課後児童クラブの児童が増えたことによります増額分でございます。12節委託料22万円、マイナンバー情報連携体制整備に伴いますシステム改修委託料ということでございます。

2目母子福祉費 1万9,000円 10節需用費 1万9,000円、印刷製本費です。独り親家庭に対します助成等の受給者証の印刷を行うための費用でございます。

補正額合計です、36万2,000円です。

次に、4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費△680万3,000円 1節報酬 1万1,000円 2節給料△347万1,000円 3節職員手当等△242万1,000円 4節共済費△98万5,000円。

次のページをお願いいたします。

11節役務費 6万3,000円。

2目予防費19万2,000円 7節報償費19万2,000円、医師謝礼16万円、看護師謝礼 3万2,000円。コロナウイルス関連の対策のために予防接種の回数を増やして実施するためによります謝礼の増加となります。

3目健康増進費5万2,000円7節報償費5万2,000円、栄養士謝礼でございます。職員産休に伴います対応ということになります。

4目環境衛生費14万8,000円18節負担金、補助及び交付金11万3,000円、簡易水道組合補助金でございます。上佐ヶ野の簡易水道の滅菌装置の修繕の必要が出たために町が補助するものでございます。22節償還金、利子及び割引料3万5,000円、国県支出金等返還金でございます。平成26年から令和1年までの循環型の交付金の確定に伴います精算でございます。合併浄化槽の設置等に伴います国庫補助金等の精算ということになります。

5目母子衛生費14万3,000円7節報償費14万3,000円、栄養士謝礼でございます。

補正額合計△626万8,000円でございます。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費△9,000円3節職員手当等△7万2,000円4節共済費6万3,000円。

2目農業総務費774万2,000円1節報酬11万3,000円2節給料416万3,000円3節職員手当等231万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

4節共済費120万9,000円8節旅費△5万7,000円でございます。

3目農業振興費70万4,000円1節報酬54万4,000円4節共済費16万円。

5目農業施設費△23万9,000円3節職員手当等△19万8,000円でございます。4節共済費△4万1,000円です。

補正額合計819万8,000円でございます。

次に、2項林業費3目風土の森管理費でございます。補正額ゼロ、財源更正となります。先ほどの包括業務委託によります施設の使用料によります財源更正となっております。67万9,000円というものの財源更正です。

次のページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費1目商工総務費△150万1,000円2節給料△6万9,000円3節職員手当等△123万6,000円4節共済費△19万6,000円。

2目商工振興費2,841万7,000円7節報償費1,500万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休業要請の協力金の第2期分目の協力金でございます。10万円の協力金150件を見込んでいるものでございます。18節負担金、補助及び交付金1,341万7,000円、新型コロナウイルス関連プレミアム商品券の補助金でございます。

次に、3目観光費280万円18節負担金、補助及び交付金280万円、河津桜まつり運営補助金

でございます。第30回桜まつりの実施に伴います精査による不足分の補助金となります。

5目花卉園管理運営費△59万7,000円13節使用料及び賃借料△59万7,000円、土地賃借料でございます。これは今年度当初に峰地区の事業としまして、土地を賃借する予定でございましたが、白紙になったことによります減額というものでございます。

6目河津バガテル公園管理費198万円12節委託料198万円、河津バガテル公園再生事業推進業務委託料でございます。

補正額合計3,109万9,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

7款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費△44万1,000円 2節給料△78万2,000円 3節職員手当等49万3,000円 4節共済費△15万2,000円でございます。

2項道路橋梁費 1目道路維持費209万6,000円14節工事請負費200万円、町道補修工事でございます。鍛冶屋沢線の舗装工事ということで2期の分でございます。18節負担金、補助及び交付金9万6,000円、県道路利用者会議負担金でございます。昨年度の実績によります負担金の確定によるものでございます。

2目道路新設改良費△41万円 2節給料△63万6,000円 3節職員手当等32万1,000円 4節共済費△9万5,000円。

3目橋梁維持費119万1,000円12節委託料61万9,000円、道路ストック総点検調査業務委託料でございます。労務単価の改正に伴います増額ということでございます。14節工事請負費57万2,000円、橋梁長寿命化橋梁補修工事を予定しておりますが、労務単価の改正によります増額でございます。

次のページをお願いいたします。

補正額合計で287万7,000円でございます。

次に、3項河川費 1目河川維持費 1万円12節委託料 1万円、水門操作委託料です。労務単価の改正に伴います増額となっております。

8款消防費 1項消防費 2目非常備消防費338万円 5節災害補償費26万4,000円、公務災害補償費、団員が負傷したことによります補償ということでございます。7節報償費311万6,000円、消防団員退職報償金11名分でございます。

4目防災費50万円18節負担金、補助及び交付金50万円、自主防災会施設整備費補助金でございます。浜区の防災倉庫への補助ということでございます。

補正額合計388万円です。

9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費△14万4,000円 2 節給料△13万1,000円 3 節職員手当等11万1,000円 4 節共済費△12万4,000円です。

次のページをお願いいたします。

3 目学校教育振興費758万円 4 節共済費△5万円、7 節報償費△22万5,000円、サイエンス教室を当初予算で予定をしておりましたが、新型コロナウイルスの関連によりまして中止をしたことによります減額でございます。14節工事請負費781万円、情報通信ネットワーク環境施設整備工事ということで、3小1中への環境整備を行うための工事費でございます。

4 目学校管理費△2万5,000円 3 節職員手当等1,000円 4 節共済費△2万6,000円。

補正額合計741万1,000円でございます。

次に、2 項小学校費 1 目東小学校管理費△7,000円 4 節共済費△7,000円。

2 目東小学校教育振興費5万7,000円10節需用費5万7,000円、事業消耗品です。休業に伴う児童等への教材費等の費用でございます。この後に出てきます西小、南小につきましても同様でございます。

3 目西小学校管理費△7,000円 4 節共済費△7,000円。

4 目西小学校教育振興費4万円10節需用費4万円、事業消耗品でございます。

5 目南小学校管理費△2万3,000円 4 節共済費△2万3,000円です。

次のページをお願いいたします。

6 目南小学校教育振興費15万7,000円10節需用費15万7,000円、事業消耗品でございます。

補正額合計21万7,000円です。

次に、3 項中学校費です。1 目中学校管理費△2万2,000円 4 節共済費△2万2,000円。

2 目中学校教育振興費44万8,000円 7 節報償費44万8,000円、講師謝礼となっております。部活動の講師が不在によります講師の依頼による謝礼でございます。

補正額合計42万6,000円です。

4 項幼稚園費 1 目幼稚園費213万円 2 節給料40万5,000円 3 節職員手当等119万7,000円 4 節共済費3万8,000円10節需用費19万円、事業消耗品でございます。これは国費で10分の10というようになりますが、コロナ対応に伴います消耗品等の購入でございます。17節備品購入費30万円、施設備品でございます。これも空気清浄機2台を購入するものでございます。これにつきましても需用費と同様の国費扱いということになっております。

次のページをお願いいたします。

次に、5 項社会教育費です。1 目社会教育総務費△29万5,000円 2 節給料△16万円 3 節職

員手当等1,000円4節共済費△13万6,000円。

2目文化財保護費△8,000円4節共済費△8,000円。

補正額合計△30万3,000円です。

次に、6項保健体育費です。1目保健体育総務費△86万6,000円13節使用料及び賃借料△86万6,000円、自動車借上料の減額となっております。オリパラの観戦ということで、自動車の借上げ料を準備しておりましたが、来年に延期されたということによります減額でございます。

3目学校給食費48万3,000円4節共済費△1万5,000円18節負担金、補助及び交付金49万8,000円、学校臨時休業対策の補助金でございます。3月に新型コロナウイルスで休校になったことによります給食食材等の支払いを行っております。それに対します補助ということでございます。

補正額合計で△38万3,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

説明が大分長くなっているものですから、15時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時30分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

令和2年度河津町一般会計補正予算の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

23ページの自動車借上料、オリンピック・パラリンピックのバス代が戻されている件に関してなんですけれども、これ今回オリンピック・パラリンピックが延期になってしまったということで、戻されたということなんですけれども、来年、オリンピック・パラリンピックを開催することになった場合は、そのままそれが復活するというような認識でよろしいので

しょうか。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） オリンピック・パラリンピックの関係でございますが、今年の2020の大会のときに静岡県の枠という中で、今回観戦を予定してバスの借上料を当初計上したものでございます。延期になったことに伴いまして、また多分スタートに戻るといふ形だと思いますので、また申込みをした中で確定できればという形になろうかというふうに思っています。まだそちらのほうも詳細についてはオリンピック実行委員会のほうから連絡等ございませんので、その中で対応といった形を考えたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 昨日、上村議員の一般質問の中でもありましたけれども、当初予算の留保する関係で、その中の一部に入っておりまして、留保したという関係の中でやっております。ですから、昨日説明したようにまた必要があれば、再度執行する、あるいは新年度予算で優先的にといたしますか、そのような考え方の方針の中の一事業だというふうに捉えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 事態が事態なので、とても残念なんですけれども、ぜひ来年以降また機会があったら、子供たちにそういうものを見せる絶好の機会なんで、積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

もう一点いいですか。21ページの9の1の3の14の情報通信ネットワーク環境整備工事、G I G Aスクールの関係かなというふうに、W i - F i の関係かなというふうに思うんですけども、4校のW i - F i 環境再整備ということなんですけど、金額が高過ぎるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりどうなんでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） 現在、各学校の中にもW i - F i の環境を入れてございますが、基本的に廊下とか教室の中にも一部入ってございますが、こちらのほうの対応ということでございます。今回、W i - F i のアンテナ等につきまして、一応27台の新設、それから移動ということで、一応6台移動をさせるということもございます。機械を買うだけでなく、電気工事等を伴うものですから、この金額になるということでございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） アンテナ、中継地を置くというような形で、ある程度カバーができるんじゃないのかなというふうなことをちょっと思ったりしちゃうんですけども、かなり大々的に工事をし直さなきゃならないということですか。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） 電気設備がないところもございますので、場所的にここがいいというところに置きたいということもございますので、そういった中で教室の中、それから、今回設置をするものについては、東小学校、西小学校については普通教室を基本的に考えております。中学校と南小学校にあっては、学校全体、それから体育館といったことも含めてでございますので、電気の工事というのがかなり伴うということでございますので、これだけの費用がかかるということでございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

既存のWi-Fiインフラに関しても整備をしてある中で、どうしても校舎はコンクリートで電波が通りにくいというのもあろうかと思うんですけども、この整備をした後に、やっぱりこの辺が実際使ってみたら電波届かなかったというようなことがないように、事前にしっかりと調査した上で効率的にやっていただけたらありがたいなというふうに思います。終わります。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

塩田議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

ちょっと聞こうかどうしようか悩んだんですが、ふるさと納税の歳入のほうで5,000万円増額ということで、歳入のほうはそういうふうな形でいいんですが、歳出のほうで11ページのほうに8目の地域づくり推進費、この中に報償費、役務費、委託費、使用料に賃借料、これらに分かれてふるさと納税に関するいろいろ返礼品ですとか取扱手数料ですとか、代行業務委託料、それからシステム使用料、こういったものを含めましても2,700万ちょっとぐらいという格好にしかならないですが、やっぱり借方、貸方合わないとちょっと、いろんなものに使われるんでという考え方はあるんでしょうけれども。この補正予算上、残りの二千二百百万というのは一体どこに計上される形になるのか、分かれば教えてください。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） その差額分は、今取りあえず一般財源のほうを減額したことによって、3月に財源更正をして、今どこに使うかというのは分からない部分が、申込みの中でも6項目に分かれたりとかして、希望を聞きますけれども、分からないところがあるものですから、最終3月の議会のほうで財源更正をして、調整をさせていただくということで、今、一般財源の中に溶け込んでいるという状況になっております。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） じゃもう全体的に入っていますよという格好ですね。ごめんなさい、私、商人なものですからね、借方、貸方が合わないとどうしても腑に落ちないというか、そういうのがありまして、ちょっと企業会計と若干違うようなところがあるので質問させてもらいました。

すみません、以上で終わります。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 渡邊です。少し伺わせていただきます。

まず、プレミアム商品券の件でございます。要はこのコロナの経済対策としてプレミアム商品券が発行されるわけでございますけれども、今回の発行については、商工会に委託して発行していくわけでございますけれども、実際問題として、商工会員しか、要は券の取扱いの対象にならないとか、実際問題として、今回、町としてコロナ対策の経済対策として打つ場合に、商工会に入っていない事業者の方がいらっしゃったら、本来はその方たちにも恩恵がいかないとまずいんじゃないかなという解釈をしたんですけれども、そこら辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） プレミアム商品券についてのご質問ですが、今回このプレミアム商品券につきましては、町の経済対策も含めて実施するわけでございますが、まず4月1日に町の商工会並びに観光協会合同で町のほうへ要望がございました。その要望事項の中には幾つか要望内容があるんですが、その中に時限付のプレミアム商品券の発行、20%以上のプレミアムというような要望を受けまして、今回経済対策ということで商工会のほうに事業実施主体となってやっていただくこととなります。ですので、取扱店については商工会員が対象ということになっております。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） プレミアム商品券についてもう一度、補足説明いたします。

この事業については、委託じゃなくて補助金という形で商工会に出してございます。それと、この対策は事業者というよりも、多くの町民にプレミアムをつけて使っていただきたいというのが本来の趣旨でございます。そういうことで、当然事業者も恩恵を受けるわけでございますけれども、どちらかという今まで事業者だったものを個人の方にも消費を促してもらいたいというのが主な趣旨でございます。当然事業者もあるわけでございます。

そういうことで、ちょっと対象の事業者がですね、商工会で募集をしているという話を聞いたもんですから、会員だけなのか、それ以外も含まれているか、ちょっとその辺は私も確かめていないもんですから、今この場ではちょっとお答えがひとまずできませんけれども、なるべくだったら多くの方に恩恵を受けるような形がいいかと思っておりますので、できるかできないか、その辺も含めて商工会のほうにまた問合せをして対応したいと思っております。

そういうことで、多くの方にご利用していただきたいというのが趣旨でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） できる限り不公平のないように、河津町のお金がそこに流れますので、手数料は商工会のほうにまた別に支払われるわけですね。手数料というか、扱い手数料。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） 補助金の中に事務取扱いの手数料といたしますか、それは含まれております。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そういうこともありますので、ぜひ河津町で自営業でやっている方たちも極力恩恵が受けられるようなシステムができればいいなというふうに感じましたので、ちょっと指摘をさせていただきました。

続きまして、18ページにございますけれども、バガテル公園管理費のバガテル公園再生事業委託費198万、実際問題として、これはこの前も私、一般質問させていただきましたけれども、この事業はふるさと納税をやるための委託料であれば、であれば、企画のほうに落とすべきだと。それで、これがバガテル公園の再生のための委託事業であれば、これはバガテル公園でも構わない。ただ、委託業者をつかまえるためにバガテル公園で経費を持つのは、それはちょっとふるさと納税の部分とバガテル公園の部分が合致していたんで。だから、この前一般質問でお伺いしたときには、ふるさと納税はふるさと納税で考えていますよというお話でございましたので、そこら辺の振り分けをちょっとできれば教えていただきたい。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 振り分けといたしますか、この198万円の内訳といたしますか、あれはふるさと納税の返礼品等の開発もひっくるめているんですけども、その他再生事業について、企業版ふるさと納税、それから、などのサポートというような形の中で、それを2つに予算を分けてということも、委託にするのに難しい部分があるものですから、メインとしては、そのサポートのほうをメインとしまして、バガテル公園のほうに事業として予算計上させていただいたというふうに考えていただければと思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題としまして、やっぱりちゃんと考えていかなきゃいけないというのは、要はバガテル公園の事業であれば、バガテル公園が費用を持つと。これ違うね、ふるさと納税であれば、ふるさと納税のくくりの中で仕事をするのが、それが本筋じゃないかなというふうに思います。

だから、今回のここで198万、バガテル公園ね、再生事業で使うということは、要はこれがふるさと納税だけじゃなくしても、再生のためのいろんなアイデアを出していただけるようであれば、それは問題ないんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の線引きをひとつできれば、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第26号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第15、議案第27号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第27号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ761万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,442万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第27号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を説明いたします。

本議案の主な提案理由でございますが、歳出ですが、先ほど可決いただきました傷病手当金の創設補正、特定健康診査受診勧奨等業務委託料及び各納付金等の確定見込みによります増額補正、歳入歳出各事業への補助金等の財源を増額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

5 款県支出金255万円 1 項県負担金・補助金同額でございます。

8 款繰越金170万2,000円 1 項繰越金同額でございます。

9 款諸収入336万2,000円 3 項雑入同額でございます。

歳入合計761万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款保険給付費55万円 6 項傷病手当諸費、同額でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金129万円 2 項後期高齢者支援金等分42万5,000円 3 項介護納付金分86万5,000円。

5 款保健事業費241万2,000円 1 項保健事業費25万4,000円 2 項特定健康診査等事業費215万8,000円。

8 款諸支出金336万2,000円 1 項償還金及び還付加算金同額でございます。

歳出合計761万4,000円でございます。

恐れ入ります、3 ページ、4 ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金・補助金 1 目保険給付費等交付金255万円 2 節特別交付金255万円、特別調整交付金分でございます。傷病手当金、特定健診受診勧奨委託料の国からの補助金分でございます。いずれも10割補助でございます。

8 款繰越金 1 項繰越金 2 目その他の繰越金170万2,000円 1 節その他の繰越金170万2,000円、その他の繰越金でございます。今回の補正財源としての計上をさせていただきます。

9 款諸収入 3 項雑入 8 目雑入336万2,000円 1 節雑入336万2,000円、雑入でございます。県返還金確定に伴います国保連合会からの返還金でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款保険給付費6項傷病手当諸費1目傷病手当金55万円18節負担金、補助及び交付金55万円、新型コロナウイルス感染症対策傷病手当金でございます。

3款国民健康保険事業費納付金2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分42万5,000円18節負担金、補助及び交付金42万5,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金でございます。

3項介護納付金分1目介護納付金分86万5,000円18節負担金、補助及び交付金86万5,000円、介護納付金分でございます。

いずれも県への納付金確定見込みによります増額でございます。

5款保健事業費1項保健事業費1目保健衛生給付費9万6,000円1節報酬4万4,000円、会計年度任用職員分でございます。会計年度任用職員報酬体系の確定に伴います増額でございます。4節共済費5万2,000円、社会保険料5万9,000円、労災保険料△7,000円、いずれも会計年度任用職員の報酬体系の確定に伴います増額でございます。

2目疾病予防費15万8,000円12節委託料15万8,000円、行政事務包括業務委託料でございます。委託内容の確定に伴います増額でございます。

計25万4,000円。

次のページをお願いいたします。

2項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費215万8,000円12節委託料215万8,000円、特定審査受診勧奨等業務委託料200万円、行政事務包括業務委託料15万8,000円です。特定健診の受診勧奨等の委託料でございますが、今年度、特定健診事業の補助金の上限が400万円が600万円に増額になりました。例年行っております健診未受診者の受診勧奨、健康教室の業務に加えまして、他市町でも実施をされております健診結果説明会等の健康指導の業務を追加して実施する予定でございます。行政事務包括業務委託料につきましては、委託内容の確定に伴います増額でございます。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金336万2,000円22節償還金、利子及び割引料336万2,000円、国県支出金償還金でございます。こちらは歳入でも出てきましたけれども、県返還金が確定に伴います国保連合会への返還金を県へ返還するものでございます。

説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

塩田議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田でございます。

すみません、単純な話なんですけれども、歳出の新型コロナウイルス感染症対策傷病手当金で55万円計上されているんですが、これは何名分で何日分を想定されているのか説明がなかったもので、ちょっとそれだけ教えてください。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） すみません、想定では1万円を11日間、それで5名分を想定しております。

○議長（土屋 貴君） 塩田議員。

○6番（塩田正治君） 11日というのは、何か理由があつての11日なのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 2週間、14日間休むというような想定で、そのうちの3日間を取り除きますので、それで11日というような形で、一応5名分ということで。

○6番（塩田正治君） 了解しました。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第27号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第16、議案第28号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第28号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,109万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第28号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、歳入ですが、保険料減免範囲拡大に伴います保険料の減額、その補填として一般会計からの繰入金が増額、歳出ですが、会計年度任用職員の給与確定見込みによります増分の補正でございます。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款保険料△1,058万9,000円 1 項介護保険料同額でございます。

6 款繰入金432万1,000円 1 項一般会計繰入金同額でございます。

9 款繰越金600万5,000円 1 項繰越金同額でございます。

歳入合計△26万3,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費△26万3,000円 1 項総務管理費28万8,000円 3 項介護認定審査会費△55万1,000円。

歳出合計△26万3,000円でございます。

恐れ入ります、3 ページ、4 ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料△1,058万9,000円 1 節現年度分保険料△1,058万9,000円、特別徴収保険料△940万1,000円、普通徴収保険料△118万8,000円、1 から 3 段階の保険料軽減強化に伴います減額でございます。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目その他一般会計繰入金△26万3,000円 1 節事務費等繰入金△26万3,000円、事務費等繰入金でございます。こちらは、会計年度任用職員の経費が減に伴いまして一般会計からの繰入金の減額というものでございます。

3 款低所得者保険料軽減繰入金458万4,000円 1 節現年度分458万4,000円、低所得者保険料軽減繰入金でございます。1 から 3 段階の保険料軽減強化に伴います保険料減額分の補填分の一般会計からの繰入金でございます。国の補助金 2 分の 1、県の補助金 4 分の 1、町の支出金 4 分の 1 でございます。

計432万1,000円。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金600万5,000円 1 節繰越金600万5,000円、繰越金。今回の補正財源によります増でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費28万8,000円 1 節報酬21万1,000円、会計年度任用職員分でございます。4 節共済費 7 万7,000円、社会保険料 8 万1,000円、共済保険料△6,000円、雇用保険料2,000円。

3 項介護認定審査会費 2 目認定審査等費△55万1,000円 1 節報酬△55万6,000円、会計年度任用職員の分でございます。4 節共済費△9,000円、労災保険料△5,000円、雇用保険料△4,000円。8 節旅費 1 万4,000円、費用弁償でございます。

こちらいずれも勤務体系の決定に伴います増減でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第28号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第17、議案第29号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第29号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,575万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出。

河津町長、岸重宏。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第29号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、保険料過年度分の還付金増額に伴います歳入歳出補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

4款諸収入45万7,000円 2項償還金及び還付加算金同額でございます。

歳入合計45万7,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款諸支出金45万7,000円 1 項償還金及び還付加算金同額でございます。

歳出合計45万7,000円。

恐れ入ります、3 ページ、4 ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

4 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金45万7,000円 1 節保険料還付金45万7,000円、保険料還付金。静岡県後期高齢者医療広域連合から還付金分の収入増でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金45万7,000円22節償還金、利子及び割引料45万7,000円、保険料還付金でございます。前年度の還付金の歳出の増額でございます。合計67名分を予定してございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第29号 令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（土屋 貴君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにしたいと思いをします。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いをしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（土屋 貴君） 日程第19、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査と

することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（土屋 貴君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日これをもって令和2年河津町議会第2回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年河津町議会第2回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和2年第2回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度河津町一般会計補正予算 (第8号))	2. 6. 10	承認
報告第1号	令和元年度河津町一般会計繰越明許費 繰越計算書について	〃	
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (河津町税条例等の一部を改正する条 例について)	〃	承認
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度河津町一般会計補正予算 (第1号))	〃	〃
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度河津町一般会計補正予算 (第2号))	〃	〃
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (河津町税条例の一部を改正する条 例について)	〃	〃
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度河津駅前広場整備事業特 別会計補正予算(第1号))	〃	〃
議案第21号	河津町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例について	〃	原案可決
議案第22号	河津町国民健康保険条例の一部を改正 する条例について	〃	〃
議案第23号	河津町介護保険条例の一部を改正する 条例について	〃	〃
議案第24号	河津町後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例について	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第25号	河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	2. 6. 10	原案可決
議案第26号	令和2年度河津町一般会計補正予算(第3号)	〃	〃
議案第27号	令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第28号	令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第29号	令和2年度河津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決定
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	〃